

鹿兒島県史料

旧記雜録後編

五

題
字

鎌 鹿
田 児
要 島
人 知
事

例 言

一 本書は、東京大学史料編纂所所蔵の島津家本（伊地知季安・季通自筆原本）「後舊記雜錄」を底本とし、卷七十八から卷九十四までを収めて、「鹿児島県史料旧記雜錄後編 五」として刊行するものである。本書に収載した文書の年代は寛永三年から寛永十五年までの十三年間である。

一 収載された文書を、原文書や影写本等によって修正または補充する場合には次のようにした。

ア 修正される箇所は「」で囲み、その右側に修正字句を記した。

イ 補充部分は▽ △で示し、挿入には△の記号を使用した。

ウ 修正や補充の典拠は一々示したが、「島津家重書」によるときは◎、「島津氏世録正統系図」によるときは○の記号を使用した。

一 文書・記録・記事を通じ、底本の順序に従い、通し番号を文首に付した。重出する文書にも番号を付し、重出の旨を注記して本文を省略した。

一 文書・記録・記事の内容が数種にわたる場合には、小番号を付した。

一 巻末には文書目録をかかげた。

一 刊行にあたって文書の体裁を、おおよそ次のように統一した。

ア 文書の所在などを示す原注は一字下げて首部におき、この原注や文書中の異筆・補筆は、「」（墨書）、

『 』 (朱書) で囲んだ。

イ 合点は、頭または右肩に「丨」(墨)、「┆」(朱)で示した。

ウ 文書の年月日・差出書・宛所の位置などは、底本の体裁にあわせてある程度の統一をした。

エ 書状の封じ目は、底本にあわせて「ノ」や「フ」を併用した。

オ 端裏書・付紙などは、「」で囲み、右肩にその旨を注記した。

カ 文書・記録・記事には、適宜に読点「、」および並列点「・」を付した。

一 原文の磨滅虫損は、字数を推して□又は□を以て示し、解読困難な字は▨又は▨を以て示した。

一 原文の抹消は、その文字の左側に「く」を加えて、右側に書き改めた文字を記した。

一 頭注や行間の書きこみは、底本の体裁にあわせたが、頭注の長い場合はその位置を示し、関連箇所文末にまとめた。

一 人名・地名には適宜に傍注を付したが、原注と区別するために()で囲んだ。

一 原文中の返り点や送り仮名などは原則として省略し、仮名文書に付されていた底本の原注は、一部を残して省略した。

一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。

一 漢字は原則として底本の用字に従った。

一 異・略・俗体文字は、大部分当用漢字に改めた。

一 変体仮名は、現行の平仮字に改めたが江、茂、者、与など一部はそのまま用いた。

一 当時一般に使用された用字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

陳(陣) 蜜(密) 諏方(訪) 覺(鹿兒) 飛彈(驛) 太輔(大) 狼籍(藉) 百性(姓)
玄番(蕃) 愛岩(宕) 覺語(悟) 案堵(安)

旧記雜録後編五目次

例言……………一

目次……………四

卷七八	寛永	三(一六二六)年	正月——一二月(家久公・光久公)	……………	一
卷七九	寛永	四(一六二七)年	正月——同五(一六二九)年一二月(家久公・光久公)	……………	二八
卷八〇	寛永	六(一六二八)年	正月——一二月(家久公・光久公)	……………	七九
卷八一	寛永	七(一六三〇)年	正月——一二月(家久公・光久公)	……………	一三三
卷八二	寛永	八(一六三一)年	正月——八月(家久公・光久公)	……………	一八七
卷八三	寛永	八(一六三一)年	九月——一二月(家久公・光久公)	……………	二二九
卷八四	寛永	九(一六三二)年	正月——七月(家久公・光久公)	……………	二五六
卷八五	寛永	九(一六三二)年	八月——一二月(家久公・光久公)	……………	三〇一
卷八六	寛永	一〇(一六三三)年	正月——一二月(家久公・光久公)	……………	三五二
卷八七	寛永	一一(一六三四)年	正月——一二月(家久公・光久公)	……………	四〇六
卷八八	寛永	一二(一六三五)年	正月——一二月……………	……………	四六六

卷八九	寛永	一三(一六三六)年	正月——	一二月(家久公・光久公)	……………	五二二
卷九〇	寛永	一三(一六三六)年		(家久公)	……………	五七二
卷九一	寛永	一四(一六三七)年	正月——	九月(家久公・光久公)	……………	六二九
卷九二	寛永	一四(一六三七)年	十月——	一二月(家久公・光久公)	……………	六八一
卷九三	寛永	一五(一六三八)年	正月——	二月(家久公・光久公)	……………	七二三
卷九四	寛永	一五(一六三六)年	三月——	一二月(光久公)	……………	七八四
文書目録					……………	八三六

(表紙)

家久公
光久公
寛永三年 自正月
至十二月

後
編
舊
記
雜
錄
卷七十八

1 「家久公御譜中」

寛永三年丙寅、家久去去年自發覺府去年四月十三日到于
武都、于今淹留矣、

2 「古御文書廿七卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

昨日者於 殿中得御意候、首尾好御礼被仰上可爲御満足

候、旧冬者被入御念預貴札忝存候、其節万千代召連致

登城候之間、御報延引罷成候、來十八日之朝弥御出可被

成之由忝奉存候、猶期面上之時候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「寛永三年」正月三日 直政(花押)

「見字也」
松平出羽守

直政

「口裏ニアリ」
松平薩摩守様
人々御中

3 「古御文書廿七卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

去々年以來被遊 御在江戸、御旅程何等之御遊興共御座
候哉、復者 御歸國之御催可爲何比候哉、彼是之趣爲可
得 尊意呈愚札候、兼又大明 天啓皇踐祚之祝詞爲述焉、
爲王舅勝連方先年唐江差渡候處、輒相達于北京、唐与當
邦往還之儀如舊規申調、去歳八月令歸帆欣然之至候、隨
者雖非佳环之備、方物九件記于別紙奉 進上候、聊補書

信計候、委曲者付使者舌頭關筆候、誠恐誠惶謹言、

「朱カキ」
「寛永三年」
正月三日

中山王
尚豊(花押)

進上 諫議家久尊公

金閣下

中山王

進上 諫議家久尊公

金閣下

尚豊

4 『兒玉氏譜中』

寛永三年丙寅正月上旬 公還自江戸、利昌復從、三月朔日

至府城、是歲 台德廟 大猷廟復朝京師、以故四月 公

如京師、騎從朝 闕、九月反自京師、蓋利昌復從焉、

5 『兒玉氏家藏』

銀子四枚、ひきや弍反者

右者、寛永三年正月十九日、江戸より御上之時、伏見ニ

而御納戸方出、何方へ欵被下候、御取次ニ而候間、請取

可被下候、其砌我等御南戸之筆者ニ而候間申事候、其時

分請取之儀申候へ共、御ふためき之故、首尾不仕候、已上、

「年紀無考」

十二月七日

市来惣兵衛尉
(花押)

兒玉筑後守様参

6 「國分宮内澤氏文書」

請取桑權へ三貫、沢ニも同前、最勝寺殿へ二貫文、其外一社中ニハ志貫文ツ、

一被下候鳥目三貫文者、慥に請取申候、但百文ニ付九拾

七文ツ、

已上 留案也

寛永三年正月四日

沢永證判

本田奎助殿参

右ハ、正月三日ニ加治木方 上様御物参ニ付酒代

として三貫文被下候、御兄弟御同心ニ而候、

7 「家久公御譜中」

同年正月上旬、家久賜告日及上、發江戸府赴本邦、供奉家老不知、願

喜入忠政代伊勢貞昌而隨高駕乎、同月下旬至于伏見、休驛路之疲勞、先是今上皇帝徵家臣小幡長門

觀覽舞曲、見之不憚、可使長門猶留京師奏舞曲旨、四

辻中納言・飛鳥井中將傳

勅命、因家久問可奉應

勅命乎否於板倉周防守重昌、如左矣、

8 「家久公御譜中」

「正文在中西文右衛門」

一書申候、仍小幡長門儀、御能可被仰付之条、今少可致

在京由、爲勅定四辻中納言殿・飛鳥井中將殿方被仰遣候、

京都へ能仕候衆多々在之事候間、長門へ申付儀難成候得

共、勅定之上者不及是非候、乍去、如何御座候はん哉、

得御内意候、恐惶、

「朱力キ」正月廿三日

板倉周防守様

人々

9 「家久公御譜中」

同年三月朔日、家久入覺城、大坂開船之日及、著船之日不知矣、

10 「家久公御譜中」

「正文在御勘定所」

御臺所万物定

判可被仕衆三原七左衛門尉殿、東郷拾左衛門殿、松元主膳正殿・東郷肥前守殿此四人ニ相定、但兩人程被相合判可被仕候、壹人ニテハ用捨あるへし、

一御常住御献立ニ納殿衆印判可有之事、

右同 一右同魚之類、かよひ帳印判之事、

右同 一奥方にて臨時之御入目、かよひ帳之事、

判衆伊東八兵衛尉殿・押川郷兵衛尉殿此兩人ニ相定、

一味噲・塩・酢・醬油其外故実之かよひ帳ニ印判之事、

右同 一御食米、かよひ帳印判之事、

右同 一奥御女房衆常住之賄方、献立帳印判之事、

右同
一魚之類、かよひ帳印判之事、

御前方ニ可出御酒者、右ニ被定置納殿衆四人ニ判、臨時之酒ハ、其時之御使判あるへし、表方ニ可出御酒ハ、振舞奉行判あるへし、

一酒奉行押川郷兵衛尉殿・伊東八兵衛尉殿相定候、御前方ニ可出御酒之かよひ、又臨時ニ可出酒かよひ帳印判之事、

御供之納殿衆かよひ帳ニ判有へし、但酒奉行・筆者一人充御供被仕、御酒之首尾可被承候、

一御國中にての御旅酒奉行之事、

奥方者右被定置納殿衆四人之判、表方ハ振舞奉行判たるへし、

一御寄会方并御客御振舞方、かよひ帳印判之事、付御臺所にての御振舞方、同前之事、

右同
一右同魚故実之類、かよひ帳印判之事、

御供之納殿衆印判あるへし、

一御國中にて御旅之時、御前并次迄之御振舞方、萬かよ

ひ帳印判之事、

右同
一右同時、御小者衆・御道具衆賄方、かよひ帳之事、

右同
一御狩場御便道又と濱御遊などの時、御前方、付次之御

振舞方、かよひ帳印判之事、

右同
一御國中方とへ御行之時、御さけ食籠并盛具又者次之こ

へめし・白酒など、被持せ候かよひ帳印判之事、

御前方ハ振舞奉行判あるへし、次之振舞方ハ時と振舞奉行判あるへし、

一御能其外諸御慰之時、御前方、付次之御振舞、かよひ

帳印判之事、

御祈念者祈念奉行判、御法事方ハ時之奉行判あるへし、付御靈供參候時ハ、當番之納殿衆判有へし、

一御祈念方并御法事方、かよひ帳印判之事、

御取次之納殿衆判あるへし、但相伴者有間敷候、付御小者衆などハ振舞無用たるへし、

一加治木國府よりの御使ニ御振舞被給時之拂帳ニ印判之

事、

可被仰付時之御使人之印判あるへし、又請取あるへし、

一諸方へ御雜掌被調候帳之事、付盛具折之尺ニ引合せ、

付しるし御使之人可被見事、

公儀へ被申候へ、則可被渡候、但御急用之時者被相調後公儀へ可被申候、并賄ハ物奉行手形たるへし、

一 諸御細工方入用物并賄方之事、

請取方ハ公儀手形あるへし、算用之時も手形留帳ニ可被合せ候、付桶・曲物等物奉行手形にて被調、拂方之時ハ請取可被取候、

一 万曲物木請取方之事、但樽桶・曲物等被調候事、

諸下代・筆者、いづれも披露相定儀候間、臺所衆も、其役と誰と〇与公儀へ可被申候、

一 御臺所付之諸藏衆并小役人之事、

物奉行手形可有之、

一 御臺所諸道具之内、或唐物・御下物、或臺所にての仕

立物等、手形之事、

請取方ハ三与所之引付、拂方奥方ニ入分者押川郷兵衛殿 伊東八兵衛殿、判、御臺所之入分者新役人之判有へし、

一 炭薪請取方并拂方之事、付野菜等同前之事、

臺所与力之内然と之人啖人被申付、判させらるへし、

一 諸賄方ニ付種と野菜并炭薪等かよひ帳之事、

一 常ニ飯米取之人者、御國中にての御旅之時被賄まししく

候、但賄夫者可被下事、

一 御錢入之夫丸者、切米を被召離、衣裳可被下事、

前とより相定、

一 御食米者四合へりたるへし、但此へりの内ニ粉米・婦之米貳合充有之由候間、似合候御用ニ相立、可被遂算

用事、

右同一 常之御振舞方食米者三合へりたるへし、但此へりの内

粉米・ふ之米壹合五勺有之由候、右同前之事、

右同

一 御女房衆賄之食米貳合へり、但此へりの内粉米・ふ之米五勺有之由候、右同前之事、

物奉行被相改則物奉行判有へし、

一 奥御手飼之諸鳥餌之事、

一 奥表にて御振舞之時、被成御振舞候人数之外、包丁人

啖人、かく奉行一人、酒奉行啖人、此衆はかり可被振

舞事、

以上

寛永三年寅三月廿三日

(比志嶋國隆)
宮内少輔 ○ (印)

(喜入忠政)

攝津守 □ 「墨印也」

(島津久元)

下野守 □ (印)

11 「家久公御譜中」

「正文在琉球國司文庫」

當年者未申通候、即今月朔日漸令歸國訖、然者當夏兩

御所樣就御京上、從爰許茂又々急度致上洛之条、路次之

勞煩可有御高察者也、將亦貴邦無爲之段、其間得満足之

至候、仍薰物一香合宇治茶一壺杉原百帖中紙二千帖進献

之、聊表祝儀而已、恐惶不宣、

「朱力去」

寛永三年 三月廿五日

宰相家久 ○ (花押)
御判

進献 中山王

12 「三原氏譜中」

寛永三年丙寅四月二十日 公狩于向島、 公子忠朗等獲

鹿若干、 公乃頒賜之國老、於是二十一日國老島津久元

・喜入忠政・比志嶋國隆致重長書以謝之、

13 「全」

以上「寛」

態申候、昨日於向嶋 又八郎樣御兄弟鹿餘多被遊目出度

奉存候、次者我らへも鹿拜領任忝奉存候、從夜前賞翫際

限無御座候、此等之旨可然樣御披露所仰候、恐々謹言、

寅

卯月廿一日

比宮内少輔

國隆

喜攝津守

忠政

下野守

久元

三原飛彈守殿
(稱)重長

御宿所

14 「家久公御譜中」

「正文在伊勢兵部貞榮」

「口切」
左候者、我等儀茂可爲同前候哉、如何与存候、

松平薩摩守様
尊報

一連々如申遣候、其許之儀諸事無緩之様ニ申付可爲肝要

候、猶期後音候、謹言、

「朱カキ」
「寛永三年」
卯月廿四日

家久○(花押)「御判」

伊勢兵部少輔殿

15 「古御文書廿七卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

已上

尊書致拝見候、然者 將軍様當地被成御着座、御機嫌之
御様子爲可被爲聞、以御使節被仰上、御菓子二函被成御
進上候、則遂披露候之處、被入御念候段、御機嫌不斜候、
路次中天氣能、御機嫌無殘所、爰元被成 着御候間、御
心易可被思召候、委曲御使者可爲演說候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「寛永三年」
四月廿五日

酒井讚岐守○(花押)
正勝判

酒井雅樂頭○(花押)
忠世判

16 「家久公御譜中」

「正文在琉球國司文庫」

如示曉、去々年以來致在江戶、長旅之勞煩可有高察者乎、
此等之爲御見廻、使書并種々如目錄相達候、到遠路御懇
意之段、別而令祝着候、我等儀、去二月致歸國候之處、
兩 御所様當夏就 御京上、又々上洛之企候、將亦大明
天啓皇踐祚之爲祝詞被差渡使者、唐与貴邦先規之熟談無
相違之旨、尤以欣然之至候、猶使者附口上而已、恐惶不
宣、

「朱カキ」
「寛永三年」
卯月廿八日
宰相家久○(花押)

進献 中山王

17 「家久公御譜中」

同年閏四月上旬日不知、家久發覺城而赴于京師、是因可有
兩御所頃日上洛爲豫參也、

著船于大坂之日不知矣、

18 「古御文書廿七卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

態令啓上候、爲端午之御祝儀、御帷子式内單物進入申候、
誠御祝詞之驗迄ニ御座候、此地御屋敷別条無御座、又三
郎殿弥御快氣、又十郎殿一段御息災御座候、御心安可被
思召候、將又 大御所様弥五月下旬 將軍様六月十日時
分、出 御之御沙汰ニ御座候、紀州中納言様も御暇にて
御歸國、駿河 中納言様も此程駿府へ被成 御座候、水
戸様も一昨二日被成御歸城候、 上総様御事も、信濃之
諏訪まで被成御出候様ニと被 仰出候、別ニ爰元相替儀
も無御座候、何茂追々可得御意候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「寛永三年」
閏卯月四日

寺澤志「守



薩州様
人々御中

19 「家久公御譜中」

爲奉謝家久還國之忝、命吉利下総忠張爲專使、獻沈香五
斤并於國中所陶造之茶碗・灰入・底取於 兩御所、則土
井利勝・酒井忠世各執奏之、乃徵忠張於 御前、許拜謁、
且賜 内書、共載于左矣、

20 「御文庫三番箱五卷中」

就歸國使者、殊沈香五斤并其國之燒物色々被相送之候、
懇意之段歡入候、猶土井大炊頭可述候也、謹言、

閏四月十四日 秀忠判 花押

薩摩 宰相殿

21 「古御文書廿七卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶以、先度も早々以飛札被仰上候、重疊入御念候段、

御機嫌共御座候、以上、

尊書拜見仕候、然者今度御仕合能御歸國御満足付而、以
御使者被仰上候、則遂披露候處、遠路入御念候段、御機

猶々永々爰元ニ御逗留被成候へとも、手前取紛故御

無沙汰迄にて迷惑仕候、何様臆而御上洛之刻、致伺

公司申上候、已上、

尊札拜見仕候、如被仰下候、今度於此地御仕合殘處無御

座御暇被進、路次中御無事ニ被成御歸國、御満足被思召

之旨、奉得其意候、就其、將軍様江御使札并如御目錄色

々被成御進上候、具致披露候処、一段御機嫌ニ被思召、

右之御使者 御前へ被召出 御内書被遣候、將〔又〕拙者〔亦〕

式へ、御卷物ニ、次其許ニ而被仰付候焼物茶碗・灰入・

底取被下候、誠遠路御懇意之段、一入過分至極御礼難申

上候、委細者吉利下総方可被仰達候間、不能審候、恐惶

謹言、

「朱力キ」
「寛永三年」

五月七日

酒井雅樂頭
忠世〔判〕〔花押〕

松薩摩守様

○尊
□報

26 以上

到遠路爲御見廻、使被差上令祝着候、此表無相易儀静謐

之躰候、可心安候、仍爲音信銀子三枚懇志之到候、猶口

上可申達候、謹言、

「寛永三改」五月廿六日

家久〔花押〕

喜入攝津守殿

27 「家久公御譜中」

同年六月三日、家久從大坂使川上式部大輔久國・蒲池備

中入道・東郷肥前重位、令國家之政事於在國之家老、且

降自書花押之書、如左矣、

28 「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶以如此談合者いつも有之事情へ共、臆而又わけも

なく成行候事、前々方湖底候、於今度之儀者、少も

向後不相替様分別肝要候、

今度國家之肝要於爰元談合申付、其趣川上式部太輔・蒲

池備中入道・東郷肥前守ニ申含遣候、細く被聞届日夜入
 精以相談可被相調事、不可有油断候、餘く百姓町人諸浦
 之者共、疲はて國茂荒はつる躰之由聞届候、其上他國之
 商人茂嘸不可然故出入無之、諸廻船も不有付由、自國他
 國之失外聞候、此等之趣、今度談合所へ申聞、此中之法
 度少く相改候、就中唐船之嘸、去年自江戸申遣候筋相替、
 唐人共致迷惑候つる由、天下之批判笑止絶言語候、國中
 之百姓商人共有付、他國人なつき候やうにてこそ、國家
 も目出可爲繁榮候間、萬事以其心得、今度談合之趣、少
 も無違變、堅可被相守候也、謹言、

六月三日

家久○(花押)
〔御判〕

下野守殿

喜入攝津守殿

「寛永三年ト張札アリ」

「家久公御譜中」

「正文在鎌田出雲政純」

「家久公御譜中」

猶くかちめもしかとゐられ候や、ゆたんなきやうに
 とこ、ろへ申度候く、かしく、
 一筆とりむかい候、その、ちハ其方のたうらいもおはし
 候ハて、こ、ろ元なく候、此方なたるかハリぬる事も
 御入候ハす候、行かうも九月か十月かと思ひ候、十月ハ
 御いとま給候ハんと思ひまいらせ候、松千代のものもさか
 しく候や、めつらしくこそ思ひまいらせ候、るすの事に
 て候間ゆるかせ有ましく候、くハしき事ひせん守へ申
 候、又くかしく、
 △

六月五日

大さかより

同年六月上旬之内家久如京師、秀忠公御上著之日爲
 御迎參向中途、直如伏見登、營遂拜謁、而還于旅館矣、
 家久或往東武或赴京師來往頻繁、而行旅因倦之餘詠一首
 之和歌而贈令妹、歌見于書中矣、

「正文在島津勘解由久當」

わさと御文けさんのやう思ひまいらせ候、上様御つきにて御むかひに出申候、又ふし見へまいる候て御目見え申候、なにとる替事もなく候、御さんたいもいつとも御入候ハす候、その、ちかくによりのたうらいもおはし候ハす候、さてくけしからぬあつき申つくしかたく候、その方いか、とうハさのミにて候、わか身事もいつとなく候事候、九月か十月の比こそ御いとまくたされ候ハんと思ひ候、さやうに御入候て二月三月にはいそきのほり可申候、さてくほとなき事と思ひまいらせ候、くに、も其とをり申くたし候、いそかしき世中にて候、あまりの事に一首よミ申候、露の命ふねと馬とにくるしめは月のねすミのさかくものは、^{「本マ、」}月のねすミの事さたある事候、月のねすミのさはかしき事と御入候事を引申候、おかしく候、かしく、

▽○
—
△

「朱カキ」
「寛永三年」六月二日

京より

いもと
まいる

家ひさ

「家久公御譜中」

「正文在入來院主馬重矩」

其許留守中可爲不審候之条、火之用心肝要候、屋敷弘候處無人候之間、萬事入念被申付尤候、尚伊勢兵部少輔前より細く可申越候条、不能委候、謹言、

「朱カキ」
「寛永三年」六月十四日

家久[◎]〔花押〕
〔御判〕

澁谷石見守殿へ

「御文庫三番箱宝鑑中」「家久公御譜中ニ在り」

一昨日者珍敷一折饋給、御懇情之至匣申竭候、然者此菊到來候間入見參候、何様与風催參扣、^{◎相}積儀可申展候条、先閣筆候也、

「朱カキ」
「寛永三年」六月廿二日

◎〔花押〕
良愨親王
〔御判〕

松平薩摩守殿

34 「古御文書廿七卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

御狀令拜見候、明日 御參 内ニ相易様子も不承候、
禁裏様へ御馬代之儀、如早晚金子たるへきと存候而、何
方へも尋不申候、女院様へ之進物之儀も何とも不承候、
替儀被聞召候者可被仰聞候、従是も可申入候、貴様者近
衛殿ニ而御装束可有御着之由尤存候、拙者烏丸殿へ可參
と存候、尚明日可得御意候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「寛永三年」

六月廿四日

細越中

忠利(花押)

松薩州様

御報

35 「家久公御譜中」

同年六月二十五日、 前將軍秀忠公參 内、時家久供奉
焉矣、

36 「家久公御譜中」

「正文在島津市之助忠短」

猶ちち、ものほり候するやと思ひ候事候、かしく、
事こまくと詠めいり候、さてこちね事いよく心さま
あしく中くせひなく候、やかてくたし候事候、くハし
き事長えもんまいり候するおりふし申へく候、この外
あつくみしか夜ををくりかたくこそ候へ、あふき、筆の
しるしにて候、やかて隙もあき候はんかと思ひ候事候、
又々、かしく、

「朱カキ」
「寛永三年」七月四日

京より

式部卿

いゑ久

「此宛カキヨメス」

37 「御文庫拾七番箱廿一卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

覚

一 川上式部太輔殿・吉利下総守殿・蒲池(備中カ)入□・東
郷肥前守殿下着被申候事、
一 被仰下候条々承届候、談合□可申上事、

一 唐船御扱之事、付當年奉行山田民部少輔殿相定候事、

一 唐船參候分以書立前々申候、此外 舟とも承究

追而可申上事、

一 根占殿申分之事、付知行請返可申

一 大野右近將監殿と物奉行入組之事、

一 鳥目改ニ付此方世上相つまり候間、談合申様子之事、

但大かけしろミ青しろミはひ 〇ろ
錢之外ハ不撰様可被仰付事、

一 枳板并竹積上せ候事、

一 運上舟三艘作候ニ付桶拾五本山之口之 富松山ニテ

伐、其上運上も少 〇分ニ候 欵之事、

一 猩々皮於平戸可買調談合ニ候事、

一 南林寺客殿上葺申付候間急ニ可調談合ニ候事、

一 慶安様御牌所良等院と候へ共、惠燈院可然存候事、

一 妙雲様御牌所福昌寺之中と承候、談合申追而可申上事、

一 右兩御志相調候事、

一 御使ニ此元より上之衆、早々御下候而尤 〇ニ 存候、但遮

而御用之人者不及申候事、

一 御鞆皮之事、但百枚内猪之皮四枚之事、

一 銀子貳拾三貫目差上せ候事、

一 〇口〔御〕事篇之事、

一 加治木之掃除坊主林齋子惣次郎事、

一 樺山美濃守殿出水地頭佐之事、

一 高山噯衆山下四郎左衛門尉殿入組之事、

一 御城之岸ニ小松出来候次第ニ除可申様子之事、

一 町濱有付可申由被 仰下候ニ付様子之事、

一 六右衛門尉殿川内ニ罷居候田邊屋七郎右衛門尉へ作名

寄被仕候ニ付、川上式部太輔殿・吉利下総守殿申分

事、

一 表掃除坊主ニ時之太鞍可申付事、

一 琉球へ可被仰遣御返事之事、

一 長病人數之事、

一 片浦へ參候唐船二艘書物貳ツ進上候事、

寛永三年
七月八日

「光久公御譜中」

光久

男女十四人略

女子

寛永三年丙寅七月十五日〇誕生、母〇家臣家村壹岐〇ナシ守重

治女、家臣島津中務久茂室、

承應二年癸巳極月朔日死、〇法名月清貞寒、△

久國

初忠良 右衛門

寛永三年丙寅十一月廿六日〇誕生、母〇忠明一生鎌田政重女

家臣伊集院右馬忠廣之猶子、

寛文元年辛丑六月二十五日死、〇法號芳岩永春大

居士、△

「御文庫三番箱四卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

〇家久
〇花押

覺

一先日於大坂、諸事國中之様子談合申付、以川上式部太輔・蒲池備中入道・東郷肥前守申遣候趣定相達、其段無緩可被申渡候事、

一各如存國之風躰にて、何事茂談合相究候而も、何かと候て談合之趣、わけもなく成行候儀、每事有之事故、此度相究候様子、少茂違變於有之者、曲事之段達而可申付事、

一諸役申付候衆、或侘或何かと候て、則可致領掌儀を、一度にてハ不相濟候儀、他之家中ニ無之作法にて候、殊今度之儀者、我等遠路ニ在之事故間、得御意候など候て延引之儀、一段可爲曲事故事、

一藏入噉之儀、餘多与申遣候、皆く精を入、當末爲ニ成候やうに才覚可爲肝要事、

一川上式部太輔・山田民部少輔事、別而諸事ニ精を入、存寄候儀共無用捨老中へ可申談候事、

一度く申遣候唐船之儀、從異國遙く与來候而商賣茂仕合能様にと可存處、致迷惑候様ニ有之儀者非道之至候、

自先年分國ニ來着之唐船者、荷物ニ封を付唐人之儘ニ不成、色々窮屈成様ニ仕懸候故、少茂能物を爲積船者、長崎之様ニ行候由、其沙汰候、尤左様ニ可有之候、よき唐船共來着候程、人之集多候て國中之うるほひに成候処、少之理を得候はんとして、六ヶ敷様に仕懸候而、爲ニ不成儀者自他國之覚茂連、國之衰微ニ成候事眼前候間、唐船之嚙者、前ニ如申遣候、いかにも思付候様に可被申付候事、

一押米未進之衆終不致上納由候間、弥稠被申付、其上にても無沙汰之衆者、知行可召上由、去々年上洛之時分、以判形申置候、其段不可有緩候事、

右條々最前爲相定儀候間、重而如此雖不及申遣、必定緩可在之候間、最前之儀定不相替様ニ重々申遣候、此旨於違變者、稠可及沙汰者也、

寛永三年七月廿九日

寛永三年丙寅八月十九日、因秀忠公御執奏、家久任權中納言叙從三位、口宣如左、是日勅賜寮御馬矣、

41 「正文在文庫」

上卿 中御門中納言

寛永三年八月十九日 宣旨

參議藤原家久朝臣

宜任權中納言

藏人左少辨藤原時長奉

「在口宣」
口宣案

42 「正文在文庫」

上卿 中御門中納言

寛永三年八月十九日 宣旨

正四位下藤原家久朝臣

宜叙從三位、

藏人左少辨藤原時長奉

「在口裏」
口宣案

43 「御文庫三番箱四卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

昨日御城へ被召出、被任中納言之由被 仰出、播外聞候、
此等之爲御祝詞、早々預御使札忝候、何様以面上御礼可
申入候、恐惶、

八月廿二日

家久

淺野但馬様

御報

寛永三年七月一日より案文帳之内ニ有之

44 「家久公御譜中」

「正文在島津市之助忠起」

猶とくハしき事又と、かしく、

おもひよらぬおりふし、中納言のくらみになきせられ候、
一しほのしあハせにて候、やかてくたり申候へく候、や
かて行かうのしあハせ申くたし候へく候、又と、かしく、

「朱カキ」
「寛永三年」
八月廿三日

中なこん

長もし

まいる
申給へ

いゑ久

45 「全御譜中」

家久爲奉謝任官之忝、獻祝幣於

今上皇帝及國母、故權中納言局贈女奉書矣、

46 「正文在岡元千右衛門」「此一書三番箱宝鑑中ニ在リ」

返と色く御進上候、めてたく思ひまいらせ候、か
しく、

國母さまへ此もくろくのことく御進上候、ひろう申候へ
ハ御きけんの御事候ておハしました候、まつくくはうさ
ま御きけんよく御するくとおハしました候、めてたき申
つくしかたく、猶とくかしく、

「朱カキ」
「寛永三年」

より

權大なこん

中納言殿 さつま
まいる
申し給へ

47 「古御文書廿八卷中」「家久公御譜中ニ有リ」

一筆致啓上候、仍兩上様弥御機嫌能被成御座、貴公様
中納言ニ被爲成候旨、目出珍重奉存候、當地無別条、就
中又三郎様御息災御座被成候条、御心易可被思召候、爰
許之様子委曲仁礼藏人殿・鎌田左京殿可被仰上候、猶重
而可得御意候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「寛永三年」八月廿八日

牧野清兵衛
(花押)

松薩州様

参人御中

48 「家久公御傳」

寛永三年八月十九日、因秀忠公御執奏、家久任權中納
言叙從三位云々、

49 「古御文書廿八卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

先日者於殿中得貴意大慶奉存候、然者和歌出題事内々
被仰候、行幸之節被仰出由候、内々御沙汰者竹契還
年候、御隱密被成事候、御入魂之儀候間申入候、御人數
も此度少様相聞申候、猶重而可得賢慮候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「寛永三年」
九月二日

(四辻奉懸)
松庵「本マ、」
圖

薩摩中納言殿

人御中

50 「家久公御譜中」

同年九月六日、

皇帝將行幸于秀忠二條城、秀忠爲御迎參内、時家久
刷威儀騎馬從之、即而玉輦入城留滯四日、其内有倭歌
御會音楽等御遊、饗膳盡善盡美矣、至十日還幸、
家久自行幸時至還幸日、每日候御城云云、

51 「正文在島津左衛門久道」

猶く此文いもと・たてのへミせ候へく候、文にて申
候すれどもいそかしきま、に大かた申候、御みちゆ
きのしたいくハしからす候へとも書付進之候、かし
く、

わさと申候、六日の行かうふしにと、のおり申候、夜の
うちより雨ふり心をつくし申候つるに、四ツ時分より空
もはれ、まことに天もなふせうとおほえ、行かうの事に
て候、さてくおひた、しきけんふつ申はかりなく候、
筆にもこと葉にもつくしかたく候、御くるまのしたい、
御とものはしやうミちくしき事申計なく候、六日れん
しんのまいめつらしき事にて候、我等こしらへ、此ちう
もんのことくのこしらへにて候、此しなくを申候とも、
中くあまり有事に候、かやうの行かうむかしも有まし
きとの事にて候、此十日くはんかうにて候、さためてや
かて御いとま出候はんと思ひ候、やかてくたりのちうし
ん申候する、此たひはいろく心つかい候つるに、めて
度事申つくしかたく候、まつ此よし申候、又くかしく、

「朱カキ」寛永三年九月八日

中なこん

菊もし

いゑ久

まいる
申給へ
「本ノママ」

52

「正文在本田信次郎」

猶くもしゑとのことくまいり候するもさたまらざる
事にて候間、まちこかれ候事候、やかてちうしん申
とて候、く、かしく、

此ほとしかくのたうらいもおハし候ハて、きかまほし
きおりふし、八月三日のたうらいうれしく思ひまいらせ
候、此方のひまもあき申候ま、やかてくたりのちうし
ん申とて候、此六日の行かうよりこん日まで日く御しろ
へつめ申候事候、此たひほとくう儀をつとめ申候事、お
ほえ不申候、よろつ又くかしく、

「朱カキ」寛永三年九月九日

中なこん

56 「御文庫三番箱五卷中」「家久御譜中ニ在リ」

當年者 兩御所様長と被成御在京、諸事被任 上意還御、目出度奉存候、我々式早と御暇被下、無異儀歸國仕緩と与致在國、忝奉存候、此等之儀爲可申上、使者致進上候、將又龜相之儀如何敷候、國之物ニ御座候間、硫黄千斤并笑敷物ニ候へ共爲御慰、爰元ニ而焼申候茶碗拾・御そことりはい入のほうろく八、致進上候、以御心得可然様ニ可預御取成候、猶口上ニ申達候間不能詳候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「寛永三年」
九月廿八日

土井大炊頭殿
人々御中

松平陸摩守
◎(花押)
家久(御判)

57 「家久公御譜中」
「正文在島津兵庫久住家臣伊丹孫平」

猶と乍輕薄孺子二端進入候、書中之驗計候、以上、今度者 兩御所様被成御上洛、諸事被任 上意目出度還御、各御満足察入候、我等式茂早と御暇被下致歸國緩

と与在國仕候、京都打立之時分者取紛申候而、心静ニ御暇乞不申殘多存候、來年者早と其御地へ可致祇候間、其節相積儀可申談候、若と新儀共御座候ハ、可預御注進候、恐と謹言、

「朱カキ」
「寛永三年」
九月

伊丹喜助殿
御宿所

松平陸摩守
家久

58 「光久公御譜中」

猶と銀子一枚宛、又十郎へも音信令満足候、態爰元爲見廻一人被差越、遠路懇之到令祝着候、我等氣色弥本腹候間可易心候、此中在京候而大儀ニ存候、中納言様御仕合能御座候通、其間得目出度存事候、猶使者可爲演舌候、恐と謹言、

「朱カキ」
「寛永三年」
十月三日
又三郎
忠元(花押)

又五郎殿

以上

又三郎殿熱海有御湯治度之旨、兩御所様得御意候之處、早々可被致湯治之旨被 仰出候之間、可有其御心得候、恐々謹言、

「朱力キ」
「寛永三年」
十月十日

土大炊頭

利勝（花押）

酒雅樂頭

忠世（花押）

伊勢兵部少輔殿

「正文在琉球國司」

覚

一白糸之直成、唐ニ而一斤ニ付ち、ミ銀拾匁充ニ可買取由、先年御條書を以被仰付候間、唐へ渡申候才符、官舎へ堅申付候へ共、唐之商場次第にて候間、不及力由申候事、

一白糸直成之事、唐ニ而一斤拾匁充ニ可被買由、雖被仰越候、唐之商場違候由、細々承置候事、

一大嶋五嶋之儀、先年以條書申上候事、唐之爲覚、又者、勅使渡海之刻者、依風波五嶋之内へ着津候刻者、飯米・野菜・薪・種々肴等 為可致馳走、

又前々者那覇へ御來着之時者、五嶋之役人なはへ參候而、其役儀相勤申儀御座候つる、唐使爲被存儀候間、一節成とも琉球へ被召加候而可被下由申上候、

雖然、右之様子於不罷成者、唐勅使渡來之時者右如申上候、それ々の用意相違候様ニ五嶋之役人中へ堅被仰付候而可被下候哉、何共唐爲通融如此申上候間、被成御较量候て可被下候事、

一大嶋五嶋之儀、唐之使舟其地へ來着之時、風により五嶋之内へ着津之時、爲自由一節成共其方へ御付候へと御申候、其段上方へ得御意候処、此儀無御納得之由被仰出候間不及是非候、若唐船可參時分者、飯米・野菜・薪・肴等、馳走可申様ニ可申付事、

一從琉球仕上候物數、御用物召上候而、殘分者假屋之藏本ニテ賣立、銀子ニ而上納申渡候事、

三司官中

嶋津下野守○(花押)

一從其許仕上せ之物數、御用物之外者、其方かつて次第申付候事、

61 「古御文書廿八卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

一毎年壹匁出銀之由雖蒙仰候、唐之勅使可被申請之

以上

用意ニ銀子過分ニ入申候、又者唐へ遣銀無之候条、勅使可被成渡間者、可被成御用捨樣ニ、御仕申上度事、

今般 御上洛還御之節、爲御祝儀、使者殊御樽肴、目錄之通御進上候、遠路之處被入念候之段、御満足思召候、右之趣可申達之旨 上意候之間如此候、恐々謹言、

一毎年其地出銀高壹石ニ付壹匁充被 仰付候、右之分唐

「朱カキ」
「寛永三年」

十月十三日

堀田加賀守 正盛(花押)

之使渡海迄者御仕之由候へ共、是も無御納得候、委細

阿部豊後守 忠秋(花押)

之儀者口状ニ申達候事、

松平伊豆守 信綱(花押)

一右御仕從お稜御申ニ付、去年壹匁出銀之内五分之儀者

土井大炊頭 利勝(花押)

爲御合力御指置候、右之段去年拾月、其地之使者佐鋪

歸國之時、被 仰遣候事、

以上

薩摩

中納言殿

人々御中

寛永三年丙寅拾月十一日

喜入攝津守○(花押)

覺

親藤崎新兵衛事、不慮ニ相果申候、然者數年御奉公仕候付、御切米被下候処、當年被召留候、母一人之堪忍可仕様無御座候、少御手付御座候様ニ御仕申上候、右之通可然様御披露奉頼候、以上、

〔寛永三年〕

十月十七日

藤崎喜右衛門尉〔花押〕

御使衆中

〔正文在島津左衛門久道〕

猶以、是式候へ共鴨五令進入候、誠書音之驗迄ニ候、其以來者以使札も不得御意、無音心外之至候、然者中納言様御仕合能被遊、御歸國日出存候、拙者所へも御立寄被成、別而大慶存事ニ候、左様之御札をも致伺公申上度候へ共、近日罷上候故、先く捧使札候、乍次而貴様へも申入候、何も明年其表へ可罷越候時分遂望萬端可得

〔本マ〕

御意候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕

〔寛永三年〕

十月廿四日

右馬頭

忠興〔花押〕

又五郎様

人々御中

家久徵琉國之樂童子、則今歸仁者以之來、既而家久俱之上京、今也無事而歸覺府、乃使之還中山、因贈書於〔琉〕王如左矣、

〔琉〕

余來絶音問背本意候、先以貴邦無爲之由珍重々々、仍今度 兩將軍被成御上洛、行幸可然相濟、就中我等儀被任中納言、於仕合者無殘所候間、可安御心候、然者今歸仁同心ニ而罷渡候衆三人、今度京都へ召列候、別而神妙ニ奉公相勤令辛勞候、併 行幸之様子共致見物候衆幸之至候、將又薰香合一・印籠きんちやく、致進献之候、聊

補書信迄候、恐惶不宣、

〔朱カキ〕

〔寛永三年〕十一月六日

中納言家久〔花押〕〔御判〕

進献 中山王

〔家久公御譜ニハ正文在琉球國司文庫トアリ〕

66 「御文庫拾七番箱廿卷卷中」〔家久公御譜中ニ在リ〕

以上

任幸便一書令啓上候、然者琉球之樂人衆爰許仕合能仕舞被申候而、御暇被下候間、今日京都を打立被罷下候、從禁中様銀子廿枚、從仙洞様卅枚、六条之西御門跡様より拾枚、近衛様よりちりめん一卷充被下候、爲御納得之申上候、巨細者相良滿右衛門尉殿可被申達候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕

〔寛永三年〕

霜月十八日

岩切六右衛門尉〔花押〕〔御判〕
信充〔判〕

下野守様

鎌出雲守様

山民部少輔様

彈正大弼様

参人々御中

〔末ニ京都ヨリトアリ〕

▽◎

彈正大弼様

山民部少輔様

信充

鎌出雲守様

下野守様

参

京都より

岩切六右衛門尉

封

△

67 「新納氏家藏」

尚く、百姓壹分出銀之儀、前々のことく被仰付置尤

ニ候、委細者御使へ令申候、以上、

御狀令拜見候、仍當年出物其地兼中上納皆濟被成候、乍

勿論御肝煎を以、早く被相納尤之儀候、此地出物倉衆より皆濟之受取彼御使江被相渡候、爲御存知候、恐惶謹言、

〔寛永三年款〕

霜月廿三日

本田甲斐守

親吉〔花押〕
〔新納文書〕

新納刑部太輔〔花押〕
忠清〔判〕
〔新納文書〕

伊集院遠江守殿

〔久族〕
まいる貴報

68 〔家久公御譜中〕

秀忠公以倉鷹所擊之鶴賜家久、故老中副書傳驛以到于寛府、賜領國始于茲矣、

69 〔古御文書廿八卷中〕〔家久公御譜中ニ在リ〕

御鷹之鶴被遣之候、委細御留守居ニ候自伊勢兵部少輔可被申達候、恐々謹言、

〔朱力キ〕

〔寛永三年〕

十二月五日

永井信濃守

尚政〔花押〕

70 〔家久公御譜中ニ在リ〕

此鶴并狀箱從江戸至于薩摩國、急度可相届者也、

寛永三

十二月五日

信濃〇〔印〕

主計□

大炊〇

右宿中

71 〔本文書ハ七二号文書ト同文ニツキ省略ス〕

72 〔家久公御譜中〕

〔正文在文庫〕

就歸國使者、殊硫黄五百斤并一種到來候、入念之段爲悅候、猶土井大炊頭可述候也、謹言、

井上主計頭
正就〔花押〕

土井大炊頭
利勝〔花押〕

薩摩中納言殿
人々御中

〔朱力字〕
〔寛永三年〕十二月廿二日 秀忠 ○ (墨印)

薩摩
中納言殿

73 「御文庫三番箱五卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

爲歳暮之嘉祝、小袖十到來歡入候、猶土井大炊頭可述候
也、謹言、

〔朱力字〕
〔寛永三年〕十二月廿六日 秀忠 ○ (墨印)

薩摩
中納言殿

74 「正文在文庫」「家久公御譜中ニ在リ」

爲歳暮之嘉儀、小袖十致相贈之、欣然之至候、猶酒井雅
樂頭可申候、謹言、

十二月廿七日 家光 (花押) (判)

薩摩
中納言殿

(表紙)

家久公
光久公

自寛永四年
至同五年

後
編 舊 記 雜 錄 卷七十九

75 「家久公御譜中」

寛永四年丁卯正月、家久以使節使者姓名不傳、奉賀新歲於兩御所、献上幣物如先範、於是賜台書、如左矣、

76 「御文庫三番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

爲孟春之祝詞使者、殊太刀一腰・馬代黄金二十兩到來悅

入候、猶土井大炊頭可述候也、謹言、

「朱力寺」
「寛永四年」正月十日 秀忠 ○「墨印」

薩摩
中納言殿

77 「古御文書廿八卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

仲冬初六之 玉書臘月下旬到來、洗手於霜露拜誦、薰微
扑躍不斜候、抑於京都之御仕合無所殘之令示誨、恐幸萬
悅不過之候、然者爲御音問薰香合一・印籠きんちやく并
杉原二十帖拝領仕、感戴無極候、高恩之深蒼海還淺書紳
永佩焉、就中金襴珍物驚目候、將又當年茂可被遊 御上
洛候哉、如何奉存候、仍雖是式候、方物七件奉進上之候、
其趣相記于別紙候、聊補微志計候、隨而者小童三人指上
申候之處、京都迄致供奉、種々蒙御憐愍、剩天下希代之
行幸拜見仕候由、彼是以冥加不少候、萬端忝儀難盡寸楮
候、猶奉期來慶之時候、誠惶誠恐敬白、

「朱力キ」
「寛永四年」正月十一日
中山王尚豊◎(花押)

進上 黄門家久尊公

進上 黄門家久尊公

中山王

進上 黄門家久尊公

中山尚豊

進上 黄門家久尊公

尚豊

80 「雜抄」

78 「家久公御譜中」

仕明地之覺

琉王以金武王子、獻寶刀一腰及白銀百葉、泡盛二甕、奉
賀家久官位昇進如來書矣、

高式拾七石七升三合ハ、小林南之西方村之内ニ貴老私領
谷村門・今村門之内ニ、田島仕明地之高依御頼見究、書
付令進入候、以上、

79 「古御文書廿八卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

寛永四年正月十八日

小林噉

坂元清左衛門印

押川内藏丞印

謹呈愚書候、抑去歲之季秋於京師 黄門之祚御昇進之旨、
謀天下之美誉、千秋萬歲目出度奉存候、仍爲御祝言御太
刀一腰國宗・御馬一疋銀百枚・御酒二甕奉進上之候、猶餘

相良五左衛門尉殿

まいる

者金武王子讓演說候之条、不詳候、誠惶誠恐敬白、

「朱力キ」
「寛永四年」正月十一日
中山王尚豊◎(花押)

81 右仕明地之高、何れも領主之高ニ相加候、御老中此差出
被成御覽候間、高御加尤候、若後日入組於有之者、此書

物ニ而嘍衆江可有御沙汰候、以上、

寛永四年正月廿五日

三原左衛門佐

判

本田甲斐守殿

鎌田監物殿

新納刑部太輔殿

82

「古御文書廿八卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶以御息様何も御息災ニ被成御座候、聊以疎意存間

敷候間、御心易可被思召候、以上、

尊書致拜見候、改年之御慶先以目出申納候、然者旧冬從

相國様御鷹之羈被成拜領、遠國与申別而忝被思召之由、

尤奉存候、就其御使者以被仰上、將軍様へも御樽肴被

成御進上候、雅樂頭致相談遂披露、御紙面之趣達 上聞

候之處、御使者 御前へ被召出、御機嫌之旨御直ニ被仰

合、一段之御仕合共ニ御座候、隨而去年者能時分御暇被

進、早々被成御歸國御満足ニ可被思召之由、奉得其意候、

將又私へ御國之なし物一壺并琉球酒一壺被送下候、寔以

遠路御懇志之至忝次第、御礼難申上候、委曲期後音之時

候条、不能審候、恐惶謹言、

「朱力キ」

「寛永四年」

二月十二日

酒井讀岐守 ◎（花押）

忠勝「判」

松平薩「守様

貴報

83

「家久公御譜中」

同年二月二十一日、家久贈書於中山王、述年首之壽備書

矣、

84

「正文在琉球國文庫」

當春之吉兆珍重多喜、猶以不可有盡期候、抑此等之御祝

詞爲可申入用使書候、仍三箱大小内一薰入、此外種々方

物録別紙、聊表祝儀而已、猶永日中慶事可申加候、恐惶

不宣、

「朱カキ」
「寛永四年」二月廿一日
進献 中山王

中納言家久〔花押〕
〔御判〕

85 「國分宮内澤氏藏」

覚

一大工四人者 御宝殿之縁之すさす板三ツ、同縁之つか
柱式ツ替候間入申候、

一同 五人者 御宝之し、こま之水板之手間ニ入申候、

一同 壹人者 四所之宮之縁之すさす管ツ替ニ入申候、

一同 五人者 武内殿ゑん之板敷ニ入申候、

一同 三人者 左右之ちやう之板敷、その千とをふさき

申手間ニ入申候、

合大工敷拾八人

右之請之外かさミニ入分也、

寛永四年式月廿三日

沢

永澄判

川上彦左衛門尉殿

参

〔留案也〕

86 「家久公御譜中」

「正文在伊勢兵部貞榮」

猶く御老中への書状ニ細く申達候、以上、

黄門様此方へ御参上之儀、土井大炊頭殿へ得御内意候處、
當年暮ニ被成御越、於此御地御越年尤之由被仰旨、寺田
与左門方内儀ニ承候間、自然急度御打立之御用意にて、

御ふためきも可有之と存、〔儀〕此早打申付候、委細之段
者老中へ以書状申達候間、彼書状被成御覽候様可被仰上

候、定從御老中可被備 上覽候、自然御事多候而無其儀

事も候はん間、爲御心得候、 又三郎様 又十郎様何も

御息災ニ御座候、 御姫様三日以前御晦出候間、近日此

方御打立にて候、右之旨可被仰上候、恐く謹言、

「朱カキ」
「寛永四年」

二月廿四日

伊勢兵部少輔〔花押〕
貞昌判

三原飛彈守殿

東郷肥前守殿

御宿所

87 「家久公御譜中」

「正文在文庫」

爲音信其國之佳肴并奈良酒二荷到來、悦入候、猶土井大炊頭可述候也、謹言、

三月廿五日 秀忠(花押)

薩摩

中納言殿

88 「家久公御譜中」

敷根中務立頼者家久腹心之臣也、然受病而不意辭世去、家久哀惜之、乃聯三首和歌而薦其靈、情餘九十三字之外矣、

89 「正文在文庫」

中納言家久

中務あたにみまかりぬ、かなしミのあまり嘲をかへり見す、追膳として三首をつゝり手向となせし物也、

思ひきや跡とふ法のことの葉の

手向はあたしきのふけふとハ

みしかよの夢のたゝちの郭公

うつゝに歸る一こゑもかな

つねならぬ世のはかなさや面影の

むかへはかハるうつし繪のまへ

右一通

春

家久

いつのまに春立きぬと名にめて、

花の梢もさくらしま哉

夏

夏山の木陰にきゐる郭公

こゑめつらしき明ほの、空

秋

誰見よと秋の聲すむ浦波に

照月影のさやかなるらむ

冬

遠近の外山ハそれと白妙に

つもる高根の雪やみすらん

右一通

90

「家久公御譜中」

「正文在文庫」

爲音信使者、殊赤貝之漬物并奈良酒兩樽被相送之、欣悦

至候、猶酒并雅樂頭可申候、謹言、

四月五日 家光（花押）

薩

中納言殿

91

「樺山久高譜中」

「正文在高岡衆指宿左近兵衛忠直」

猶と連と筋違故手不叶候間、押判如此候、已上、

到伊藤吉岐守ニ御状并條書被遣候、細と令披見候、誠高

麗なんはひニおゐて、番船懸合ニ船被取候衆及五百人ニ

候つる處ニ、伊兵少老番船之相近しのび被成、對馬陳港

迄被成御出、迎舟可被遣由就被仰候任其儀ニ、ちやくせ

ん嶋本陳之港へ渡候而待居候處ニ、貴老被成上乘船二艘

致着岸、人數定夫ニ被乗せ、跡さらへを被成、無比類御

奉公にて候つる、扱と其時之御褒美共于今無御座候哉、

能と被申達御侘尤ニ存候、あと舟十艘計ハ大形ニ候て、

九端・十端之船ニ漸人數五人・三人、又者一人も不乗せ

ニ港口より被乗戻たる舟共候而、跡さらへ之衆・我等式

も小船ニ大勢乗候而、一人も不殘曳取申候、右之舟之内

ニ無首尾なる上乘衆も候つる事無其隱候、其時分別而被

致辛勞之衆、鹿兒嶋へハ町田駿河守殿・黒田友右衛門殿

にて候と存知候、彼兩人可被成覚候、恐と謹言、

「朱力キ」

寛永四年

卯卯月十三日

樺山美濃守

久高

○「印」

指宿拾郎右衛門尉殿

まいる御報

「正文在勘定所」

諸御物方御算用ニ付、利足被相付候物、此中者貳分利にて候へ共、自今以後者相改、三分利に可被遂算用者也、

寛永四年卯月廿日

比志嶋宮内少輔 ○〔墨印〕

喜入攝津守

下野守 □〔墨印〕

算用奉行衆

已上

急度令啓上候、然者 薩州様御父子御目見得之儀、可爲去十八日之由候之処、又三郎様少御腹中心ニ御座候而、相延申候て昨日廿三日御礼被仰上候、今度者皆々御同道之故、兩 御所様御機嫌不大形候、御兄弟様 御前へ御差出候而、御様子共皆々御褒美候之間、目出度候、此等之旨早々爲可被仰、早打被差下候、委細者跡々下衆共御

座候間、可被仰遣候、先々 御目見得之一篇爲可被仰如

此候、此段御三方へ可被仰上候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

卯月廿四日

伊勢兵部少輔 ○〔花押〕

貞昌〔判〕

喜入攝津守 ○〔花押〕
忠政〔判〕

比志嶋宮内少輔様

下野守様

人々御中

〔未ニアリ〕
〔寛永四年〕

〔御譜中ニハ無之〕

急度令啓候、仍平野六郎左衛門殿主從四人・美代主殿助主從三人御國元江被罷下候、今月中御賦銀并海道拾五日之御賦銀分時、去廿三日迄之飯米、於此地相渡候、次賦

海道飯米之代銀、於御方可有御合点候、今日爰許被打立候、猶重而可申入候、恐惶謹言、

〔寛永五年款〕

卯月廿四日

新納刑部太輔
忠清判

上井東市正殿

澁谷四郎左衛門尉殿

〔兼道〕
〔重時〕
参入々御中

95

〔御文庫三番箱中〕「家久公御譜中ニ在リ」

爲端午之祝儀、帷子單物數十到來、悦入候、猶土井大炊

頭可述候也、謹言、

〔朱力キ〕

五月二日 秀忠 ○〔墨印〕

薩摩

中納言殿

96

〔全三番箱中〕「家久公御譜中ニ在リ」

爲端午之嘉兆、帷子單物數十被相送之、欣然此事候、猶

酒井雅樂頭可伸候、謹言、

〔朱力キ〕
〔寛永四年〕五月四日 家光◎〔判〕〔花押〕

薩摩

中納言殿

97

〔家久公御譜中〕

〔正文在島津圖書久晃〕

覺

一 爰許けんさ有之付心もちノ事、

一 去正月けんさ有之付よりの申分ノ事、

一 いきりやうの事、

一 又八郎知行之事、付かち木惣列覚悟之事、

一 寶壽院知行、

一 又八郎上洛之事、

一 當分已來心もちノ事、

一 跡つきの談合之事、

〔右在包紙〕

〔割印〕〔割印〕

〔割印〕

〔割印〕

御自筆之御条書御使 三原飛彈守

「此一書年月ナシ、寛永四年五月ノ間ニ載テアリ」

98 古曰、君好納諫、則國家平、家久自筆之條記有其旨、可

尊可仰矣、

99 「家久公御譜中」

「正文在島津圖書久晃」

寛永四年五月廿一日ニ被 仰出候、

覚

一 國家之嘍可成合様、可有分別事、

一 餘々巨細之沙汰如何之事、

一 祈念方之事、

一 久敷御家之事候間、死罪者用捨之事、

一 算用方之儀一圓ニ無案内候間、可有其心得事、

一 役人間之事、

一 不及所幾度も内儀にて可有吳見事、

一 奥方之事、

一 乍不及役人衆頼之外無別儀候、爲我等吳儀有間敷事、

已上

「朱カキ」
「寛永四年」五月十八日 家久

右御自筆之御条書、御使三原飛彈守殿・東郷肥前守ニ而候

100

「光久公御譜中」

光久

男女十六人略

忠心

初忠隆 忠知 忠康 忠朝 又十郎 三郎右衛

門

寛永四年丁卯五月廿五日生、母川村伊豆秀政女、

同十一年爲桂山城忠能養嗣、慶安二年辞彼家、

歴歲月而後應 太守之命、爲島津下總常久後嗣、

延宝三年乙卯八月十一日死、

久朝

初久立 源助 十右衛門

寛永四年丁卯十二月十八日生、母牧源兵衛胤親女、
家臣伊集院遠江久族之養嗣、
元禄十七年甲申二月十五日死、

102 「北郷翁久譜中」

寛永四年丁卯六月、娶 太守中納言家久公第三女母鎌田播摩政重女、於鹿兒島宅矣、式正之婚禮也、于時 太守家久公入御于翁久之宅、賜寶刀及鎧甲・鞍蓋馬、
寛永五年七月二十日死、年十九、

101 「三郎右衛門忠朝譜中下総守常久養子」

忠朝

忠和 久心 忠康 長千代 又十郎 三郎右衛門

寛永四年丁卯五月二十五日誕生、母川村伊豆秀政女、實
太守家久公之十二男也、始爲桂氏養子、後辭彼家、經歲
月連續當家、

103 「家久公御譜中」
「正文在文庫」

嚮是常久之嫡男彈正久慶相續當家、任 太守光久公之家
老、雖然死後有不臣之色、故 太守責其罪、削除世系、
以忠朝爲常久之嗣、
養父常久以來傳領薩州東郷・同國日置兩邑、

「右ノ如ク光久公御譜中ト名ノ異同アリ、參考ノ爲トス」

尊書拜見仕候、將軍様琉球酒壺巻并御茶被成御進上候、
具披露仕候處、一段御機嫌被思食、御内書被遣候、弥
從拙者方相心得可申入旨、御意御座候、將又我等式迄
琉球酒壺巻被下候、誠遠路御懇意之段、別而忝次第、書
中難申上候、此表相替儀無御座、兩 御所様御機嫌殘所
無御座候間、御心安可被思食候、委細爰元之様子、伊勢
兵部方可被申達候間、不能審候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「寛永四年」
六月廿四日

酒井雅樂頭 忠世〔判〕

松平 守様
尊報

104 以上

一書令啓達候、然者今度被成御誕生候御子様、一段見事
〔是年五月廿五日 公之御室川村氏生 公子、忠治即是島津三郎右エ門
成御子様ニテ、頃者殊外被成御進候、殿様へひとしほ
殿也〕
御似候てよきとのニテ御坐候、誠思召儘之御事と申事ニ
御坐候、御乳人無御坐候つる間、於此方尋出候而一人召
置候、是ハ本來從御國出申たる人にて候間、一段之仕合
候、以御次此由可被仰上候、恐々謹言、

〔寛永四年〕

六月廿七日

伊勢兵部少輔
貞昌〔花押〕

兒玉筑後守殿
御宿所

105 『兒玉利昌譜中』

寛永四年丁卯五月二十五日、公子忠治生於江戸、時
公在覺府、乃六月二十七日、國老貞昌致利昌書、以聞
公、

106 十二番目御子

忠心

初忠隆又忠知、或忠康、或忠朝、又十郎、三郎右衛
門、

寛永四年丁卯五月廿五日誕生、母川村伊豆秀政女、
全十一年甲戌爲桂山忠能之養嗣、
慶安二年己丑辞彼家、後爲島津下總常後嗣、是久慶。
〔久慶之〕
久豫依削世代也、
延宝三年乙卯八月三十一日卒、年四十九、

107 「家久公御譜中」
「正文在文庫」

線香一箱并唐布十端到來、每度色々念之入候段、歡悅候、
猶土井大炊頭可述候也、謹言、

〔朱力キ〕
〔寛永四年〕七月十二日 秀忠〔判〕
〔花押〕

薩摩
中納言殿

「古御文書廿八卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

尊書拜見、奉忝存候、然者御進物之度被遣 御内書候儀、忝思召之旨、奉得其意候、御紙面之趣具申上候処、

一段御機嫌共御坐候、隨而當年江戸御參之儀、當秋之末ニ御國可被爲立之由承候、最前伊勢兵部方へ如申談候、

極月廿四五日比ニ江戸御着候様ニ可然候間、可被成其御心得候、將又兩通之如御目錄、色被下置候、寔遠路与申被爲入御念候段、別而奉辱存候、委細者伊勢兵部方へ申達候間、可爲言上候、恐惶謹言、

「朱力キ」
「寛永四年」
七月廿一日

土井大炊頭◎（花押）
利勝〔判〕

薩摩
中納言様
尊酬

109 一書申入候、仍於京都可被相調御用物注文、從御荷内衆被持せ候、澁谷四郎左衛門殿・上井東市正殿江被仰渡相

調、御上洛可被奉待候、恐々謹言、

「寛永四」

卯七月廿七日

比志島宮内少輔
國隆判

喜入攝津守

忠政判

本田源右衛門殿

御宿所

「御文庫拾七番箱廿一卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶被埋候物別紙ニ被仰越候、慥披見仕候、

出水兼中野村兵部少輔方鹿志久利大明神之神主ニ而候處、去々年宮作有之刻、彼神領納方之御沙汰候へハ、數年之取籠米八百石御届候哉、其上出銀之入与ニ付、地頭与六ヶ借候而、氣任ニ出水を被相迦、隈之城之内ニ被罷居候哉、出水を被罷出候刻、屋敷ニうつミ物を被仕置候ニ付、地頭以分別堀出被見せ候へハ、本尊看經道具一矢靈釘を五ツ被打、矢之崎ハ御城ニ向候哉、則兵少其元へ被召寄御尋候処ニ、去々年孫相果候間、看經も不入事与

存、爲理由被申候哉、一向其あちにてハ無之、かけく

爲被申儀共有之由候歟、驚存候、惣別ケ様成儀者、縦被

對地頭悪心候共、ケ様成かたぎのわろき事者、深々敷被

仰付候へてハ与存候、定從地頭も達而可被申上候、又境

目之御城へ矢之崎をむけ候て被埋候間、從 上様も稠被

仰出候へて不叶事ニ候、當時腹を不被 仰付候共、遠嶋

程ニ者御噉可有之候哉、存寄之通者申入事ニ候、猶御談

合尤候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕

〔寛永四年〕

卯

八月六日

伊勢兵部少輔〔花押〕

貞昌判

比志嶋宮内少輔様

喜入攝津守様

野州尊老

111

〔御文庫拾七番箱廿一卷中〕〔家久公御譜中ニ在リ〕

被 仰下条々

一娘無事ニ下國之事、付様々拜領之事、

此段委雅樂頭殿・大炊頭殿へ申入候ニ付、和田乘介

御前へ被召出候時、我等も罷出承候、兩上様於御

前雅樂頭殿・大炊頭殿一段被入御念候て御披露候、

御祝着之由、上様御直ニ乗介へ被 仰聞候事、

一其後其許然と御見廻も不申上候、其心得肝要之事、

此等之趣ニ付爲御進上、虎皮二枚ツ、疏球酒二壺

ツ、兩上様へあかり申候、就其被成 御内書候事、

付乗介へ 兩上様より帷子二・御單物一・御道服一

充被下候事、

一又三郎殿養生之事、

少も無御由断御養生御座候、於 御氣色者別ニ御氣

遣無御座候、御腰之様子乗介委可申上候、もはや

御自由ニ御步行ニて、御客人などニも被成御出合、

御送などもありくと被成候、左之御脚今少御養生

可入躰ニ御座候、最前如申上候、被成御湯治候てよ

り一段御快氣候間、むかひ湯ニ又候入候而可然候ハ

ん由、皆々被仰候条、左様ニ可有之歟与出合申候、

此比者伊香保之湯へ、尾張大納言様之御懷様御湯治

申入候事、

候間、御隙明候而 又三郎様も可有御越駄との御事

一堀丹後守殿より茶入袋衣所望之由被仰候、手前ニ然ク
之衣無之候而不進残多候、上洛之時分見合可申候、此

ニ御座候事、

一來廿五日祝儀日執之事、

由心得可被申候事、

此段者御日執替申候哉、六月八日御祝言相調申之由、

右之趣委申達候、是も連ク御懇之儀ニ候間、御書

被 仰聞候、目出度奉存候事、

相調申、焼酒一壺相副申候而、仁礼藏人爲御使參候、

一御數寄屋之事、

其御返書致進上候事、

當時御數寄可被遊様ニと存、かこひ仕候、御路地も

一森田和泉守より書狀札之事、

なりあひ候やうに仕候事、

比此者上洛被申候哉、被罷居候所不相知候、承合候

一元服之日記慥到來、祝着之事、

而御札可申達候事、

御懇懃之 御詫、忝奉存候事、

一中務不慮之仕合之事、

一出雲守母・民部少輔女房煩快氣之事、

如 御意存之外之仕合、不及了簡儀ニ御座候事、

兩人共ニ煩候時分節ク 御使共被下、種ク忝之由、

一井上外記殿へ雨火繩所望之事、

此方へも申越候、誠ク恐悦至極ニ御座候事、

則是ニも 御書相調申、御帷子五ツ之内單物二、爲

一嶋田彈正忠殿より預書狀候、并詠歌御札之事、

御音信乘介致持參、火繩之様子口傳仕候、今度火繩

如 御詫御書相調候而御札申入候、御歌被進候時、

十曲自外記殿被進候事、

白鳥殊之外被入念候而被相副候、其御札も御同前ニ

一御成道具唐へ誂之事、

右之趣者御いそかしく可有之与奉存、御条書到來候

へハ、則書立致進上候事、

已上

寛永四年八月七日

と謹言、

〔朱カキ〕

〔寛永四年款〕

八月廿七日

栴美濃守

久高◎(花押)判

指宿拾郎右衛門尉殿

まいる御宿所

112

〔樺山久高譜中〕

〔正文在高岡衆指宿左近兵衛忠直〕

以上

伊尻帶刀長殿を以被仰様子承届候、拟者高麗なむはいにおひて、我々爲迎執貴老舟式艘たてニ而、ちやくせん嶋

へ八時分被致着津候、跡舟十一艘者其夜亥之刻時分着津候、貴老從最前別而被入御精、歸帆之時も諸舟之跡迄被相閉目、乗後候衆をも乗せられ、我等舟同前被成出船之儀、無比類候つる、鹿兒嶋・加治木へも存知之方可有之候、其時之爲御褒美、知行御給之方候之哉、貴老へ者無其儀候間、以仕合性可有御申之由尤存候、我等慥存たる儀候間、從公儀御尋共候者、右之通有様可申入候、恐

113

〔家久公御譜中〕

保科肥後守正之令愛者、松平加賀守光利之室、病竟逝、因家久就酒井雅樂頭忠世、獻使札述悔、則可達上聽旨、忠世之返簡備于左矣、

114

〔古御文書廿八卷中〕〔家久公御譜中ニ在リ〕

以上

貴札忝拜見仕候、如被仰下候、加賀之御前様被成御隠、公方様・御臺様不大方御愁傷之儀、御推量之外御座候、被入御念早々御使札之趣、具ニ可申上候、將又頓而御國本迄被成御出、御參懃可被成旨、何事も其節以貴面可申上候条、不能詳候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
〔寛永四年〕
八月廿九日

酒井雅樂頭
◎〔花押〕
忠世〔判〕

松平薩广様
費報

115 〔御文庫三番箱中〕〔家久公御譜中ニ在リ〕

爲季陽之佳祝、小袖五到來、悦入候、猶土井大炊頭可述
候也、謹言、

〔朱力キ〕
〔寛永四年〕 九月八日 秀忠 ○ 〔墨印〕

薩摩
中納言殿

116 爲重陽嘉儀、小袖五到來、欣入候、委曲土井大炊頭可述

候也、謹言、
〔朱力キ〕
〔寛永四年〕 九月八日 家光 ◎〔花押〕

薩
中納言殿

117 〔家久公御譜中〕

〔正文在琉球國司文庫〕

去年於京都任我等中納言、誠外聞実儀満足之至、可有御
高察候、此等之爲祝詞、御太刀一腰・馬代銀子百枚、其
外種々之珍物如書面手落、被思召寄御芳意、深重不知所
謝候、將又江戸爲御見廻、今日罷立事候、於彼地可致越
年候条、委曲從江戸可申通候、猶金武王子口上ニ相達、
不能詳候、恐惶不宣、

〔朱力キ〕
〔寛永四年〕 季秋十九日
中納言
◎〔花押〕
家久〔御判〕

進献
中山王

118 〔正文在琉球國司文庫〕

今年之御祝言就被仰越、正月十一日之芳翰卯月十五日到
來披閱、抑此等之爲御礼儀、練蕉布五十疋・太平布百端
・春釀五壺贈給、御慰勲之至難盡紙面候、從是茂微少之

方物記于別楮、聊祝儀之驗迄候、猶諸慶御使へ相達候、

恐惶不一、

「朱カキ」

「寛永四年」

九月十九日

中納言

家久御判

進献

中山王

119

「家久公御譜中」

「正文在鎌田出雲政純」

よすかの一ふてうれしく思ひまいらせ候、その方ふしの
よし、ことに松もしさかしく候よし、めて度候、やかて
くはんしやうの事にて候間、いよくたしなミ候へく
候、りんへもくすりの事申候間、こゝろやすく思ひ候へ
く候、きねんの事もくハしく申付候まゝ、いつれもく
大きかよりにて申候へく候、下くみたりなる事御入候
ハぬやうに申とて候、又とかしく、

「朱カキ」

「寛永四年十月」

「此御書、年月御名ナシ、此所ニ在リ」

120

『見玉利昌譜中』

寛永四年丁卯、○是歳 公如江戸、利昌復従、十月十九

日發覺城、十一月下旬至江戸、此行舟中 公賦國風三十一

章、章冠難波津歌之句、乃親淨寫以其副本、賜諸利昌、

亦諭國民也、賜本作五年、五年反
江戸、蓋此四年誤、

121

「家久公御譜中」

同年十月十九日家久發覺府、而赴東都、是對 將軍家欲

無疎闊也、而十一月下旬到著於江府矣、到于大坂・伏見・江
戸之日及從駕之家老

・用人之姓
名無傳矣、

家久冠難波津之和歌三十一字、所詠之三十一首和歌之序

文、誤寛永四年書五年、五年家久曾無上洛之事、讀者思

之矣、

122

「正文在島津内藏」

ことし寛永五年云々、

ことし寛永五年上洛之刻、難波津の歌三十一字を句の上にして、船中の慰につらね侍るもの也、

中納言家久

なにことも八よりまなふ道なれハ

こゝろをかけよたかきいやしき

にくしとて「殺」す命のあはれしれ

ふたゝひかへり來ぬ世ならね「は」

わするなよ忠孝の道淺からす

つかふる事をたゝ思ふへし

つもりぬる雪の朝氣「は」乙女子か

「花」の袖とふみよし野の山

似せものゝ刀はめきゝある物を

人のなかこはしられさりけり

さくやこの花に釣廉まく朝「ば」らけ

霞にもるゝうくひすの聲

國家のためにしあらは露ちり「も」

身をしすてゝもおしからめや「は」

「宿」りかゝるこの世は夢のた「より」そと
あはれをかけよ人も我身も
ことハリの儀にしたかひてはゝからす

あらたむるこそ道しなりけれ

のかれむとおしむともはた玉の緒の

かきりはかなやいつまでの身そ△

花にしてまぐらの月の下ふしも

夢のうき世や老もわかきも

名のミ「いき」世にぞ残れる弓と筆

「花」の色そふことの葉の「道」

吹ならずものかとはかり尺八を

五音五てうししる人そなき

ゆふ風の袖もすゝしき木つたひに

はつねまたるゝ山郭公

心してつとめによめる經たらに

うらやましきは親の日毎に

もとめつゝ作意なく「共」歌連歌

〔ミ〕ちのならひはた〔へ〕すつたへよ

りちのしらへ呂〔は〕ことさらにあひたけの

弾いてにたるたくひやハある

いさめをもちふる人のこゝろみと

なれるえにしやえにしなるらむ

まつりことすくに道ある人をこそ

天のたすけも守りあらなん

恐れよや堂〔宮〕のまへ神ほとけ

老たる人といとけなきひと

恥か〔く〕すいもせの中の情ある

えにしや三世のちきりなる覧

類ひろくさかふる家のす〔へ〕くは

〔お〕こりてあしき物としるへし

〔へ〕たてには紙の障子もなれ〔ハ〕成

人の五臓はえやハかくれむ

ともすれハおもひいてぬるたらちねの

いさめハ後のかたミなりけり

さりとは千人きりの行も有

たすくる行のなとなかるらむ

くるしくとその家くのまつりこと

たえずつ、けよすゑの代の人

矢にあまたならひあるともにけ犬の

道を〔傳〕へぬけん見あやうし

苔むせる岩ほの松の鶴龜を

君か千年のためしにやせ〔ぬ〕

のかるまし科をきるには是非もなし

せひなきとても軽く〔殺〕すな

はかりなく神や佛を〔頼〕む身の

ちかひはもれし此世後の世

馴も見む君か千年ハいつる日の

かきりあらしな天の香久山

〔朱力キ〕
〔寛永四年〕十月廿五日

「御文庫拾七番箱廿卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

奉再興狗留孫三所權現宝殿一字云々、大檀那藤原家久、
 大願主同人、
 寛永四年^{丁卯}十月廿五日
 遷宮導師 白鳥山座主光盛
 飯野當地頭伊集院遠江守久族
 木屋奉行 肥後掃部助盛貞
 大工 胡摩ヶ野四郎左衛門兼商
 樋渡内匠允

寛永四年丁卯、久元扈從于 大守黄門家久卿、而到武州
 江戸城、久通亦隨駕而爲拜 嗣君忠元公、俱共到彼地留
 滞之際、大樹之御者請師於荒木十左衛門尉元滿、而許
 諾之後、有餘力則傳而習之、是以寛永五年戊辰正月、受
 馬書六冊、同年六月、又受三冊也、

「圖書頭久通譜中」

▽[◎]
已上
△

急度令啓候、黄門様今日 [] 越着候事、 []
 御所様廿二日ニ御鷹野へ被爲成候ニ付、土井大炊頭殿
 な [] 被成御 [] 當所へ御着前、大炊頭殿兵部少輔
 參候而、大御所様御留守ニて候共、 [] 様へ者御
 [] 哉之由得御意候へハ、雅樂頭殿可被仰置候間、
 黄門様御着次第、雅樂頭殿へ被仰談 [] 様へ者
 早々御 [] 可然之由被仰候条、如其内々御用意候処ニ、
 黄門様爰元へ御着之翌朝、從 將軍様 [] より爲 御
 使内藤 [] 被成御出、寒中御辛勞之由御承候而、追付
 雅樂頭殿より爲御詫被仰候趣者、大御所様從御鷹野
 來月 [] 還御候条、其御時分御同前御目見得可然之
 由候ニ付、先々其内者被成御休息候事 [] 廿五日
 夜半時分從 [] 爲御使井上主計頭殿被成御越、爰
 元へ御着、寒中御 [] 儀ニ思召候、還御之御時分可
 被成御對面之由 [] 仰出候、左様ニ候而、主計頭殿自
 其又、如御鷹場夜中 [] 被成御參候、一段結構成御使ニ

而、御慇懃成様子□被仰事ニ候、先々兩上様共ニ

御機嫌之儀者、右之仕合ニ御座候間、可御心易事、

一爰元替衆之儀、重而一左右可申候間、前廉被仰付御左

右次第、則被打立候様ニ御談合尤ニ候、此中之詰衆□

□今一替可相詰之由被申候間、其外ニ人衆入候分以書

立申候条、如其可被仰渡候事、□先日以早打兵部

少輔より申下候、秋月殿家中衆之儀、如何相濟候哉、

定秋月殿□被仰候趣たるへく候、重而様子承度候、

一狩野永甫之儀、誠々慮外至極之仕合、深重曲事ニ被思

召候へ共、隱岐守殿御狀被成御付候処ニ、被仰離候へ

ハ餘ニ無下ニ候間、今度之儀者對隱岐守殿、聞召被分

之由被仰候間、御扶持方被遣儀者、追而自是可申候間、

可有其御心得候事、

一馬乘衆之儀、爰元此中之五人ニて候つれ共、諸大名□

御子共違御在江戸之衆、御當家などよりはるく小身

之御人衆も、或者十騎、廿騎被召置候処ニ、余手ほそ

□御様子ニ候、其上又三郎様もはや御成人ニ而御座

候間、方々へ御出之時も、乘馬衆責而十騎者御座候ハ

てハ之御談合相定、黃門様も尤之由被仰出候、自

今以後者可爲其御賦候、左様ニ候へ者、爰元へ居被殘

候乘馬衆四人ニて候間、今六人之儀御替衆同前ニ可被

仰渡候、六人之内ニ御荷内衆二人可相加候、御荷内衆

之儀ハ伊勢右京亮殿、今一人ハ追而可被仰下候事、

一先日様子委申下候屋久之嶋より之材木、來年早々參候

様ニ可被仰付候、猶期後音候、

「朱カキ」

「寛永四年」

十一月廿八日

伊勢兵部少輔◎(花押)

貞昌判

下野守

◎(花押)
久元判

比志嶋宮内少輔様

喜入攝津守様

人々御中

以上

此方爲見廻預使札、令祝着候、殊御拔太麻并長蛇二十把・經節甘連、是又別而懇切之至候、來春者可令上洛候間、其節可申達候、恐と謹言、

〔朱カキ〕

〔寛永四年〕

極月十六日

松平薩守

家久御在判

127

〔家久公御譜中〕

〔正文在島津市之助忠祖〕

返く、やかてくたり候て申候へく候、又とかしく、わさと一筆おくり給候、うけ給候やうに、せいはいつにすくれ、ゆわひいりまいらせ候、こゝ元かハる事なく候、とし明候ハ、やかてくたり可申候間、ほど有ましく候、きやうたいいづれもそくさいのよし候、めて度思ひまいらせ候、やかて春になり候ハ、これより申候へく候、又とかしく、

〔朱カキ〕十二月廿四日

中納言

千羈もし

まいる

いゑ久

128

〔家久公御譜中〕

〔正文在文庫〕

其國之蜜柑五籠到來候、念之入候、[◎]段悦覺候、猶土井大炊頭可述候也、謹言、

〔朱カキ〕

〔寛永四年〕十二月廿五日

秀忠[◎]〔花押〕

薩摩

中納言殿

129

〔家久公御譜中〕

〔正文在文庫〕

覺

一鹿兒嶋在宅候而聞得悪候はん間、先寺領ニ被參可然候之事、

一使者吉利下総守殿・比志嶋掃部助殿たるへき事、若差

合共候者、鎌田出雲守殿・市來掃部助殿之間たるへき

事、

一當^〇〔ニ〕宮内少輔所へ節々立入候衆糺之事、但寺領之間

目付之事、

已上

〔朱力キ〕
〔寛永四年〕十二月廿七日

130
〔家久公御譜中〕

家久之家臣有比志島宮内少輔國隆者、雖居家老之大任、其性饕餮無道而不忠順、接士則隨己者好之、不隨己者惡之、耗庶民積財、受君命速下逐其事、所欲是恣之、是己非人、是以同寮交不快、却以爲政道之妨、故家久降命、而寢其官、使渠入河邊之保福寺、收公渠所領家財等、而流種子島終賜自殺、古曰、禍福無門自我招之、諒哉其言也、後人見國隆之爲人、可恐可懼矣、

131
〔家久公御譜中ニ在リ〕

(家久)
(花押)

一每度申聞条々不立益、失面目候、此中令用捨候へ共、

餘々曲事深重候間、申出候事、

一口事沙汰之儀不付多分之口上、我儀を申たて候之事、

一惣別人^〇与談合不成事、

右之外氣任條々雖在之不及書出、此由比志嶋宮内少輔

へ可被申聞者也、

〔朱力キ〕
〔寛永四年〕十二月廿七日

〔御名なし〕

喜入攝津守殿

132
〔御文庫三番箱中〕〔家久公御譜中ニ在リ〕

爲歳暮之祝詞、小袖十到來、悦入候、猶土井大炊頭可述候也、謹言、

〔朱力キ〕
〔寛永四年〕十二月廿八日 秀忠 ○ 〔墨印〕

薩摩

中納言殿

133 爲歳暮之祝儀、小袖十被相送之、忻然之至候、猶酒井推

樂頭可申候、謹言、

〔朱カキ〕
〔寛永四年〕十二月廿八日 家光〔花押〕判

薩
中納言殿

134 〔北郷久加譜中〕

寛永五年戊辰奉年甫之使節、上洛登二條城述慶賀、直到
武城、憑酒井雅樂頭忠世、上言 太守旨趣、退出之時賜
時服 五・羽織 四、於 西之丸亦依土井大炊介利勝、上達
陽春之佳慶、賜時服 五、二月十日辭江戸、三月二十日下
著、

135 〔家久公御譜中〕

家久自寛永四年丁卯至于同五年戊辰、在于江府矣、

136 〔正文在伊集院十右衛門忠覺〕

このほとハ文に音つれも候ハてと、ゆかしく候よすかう

れしくとりむかい候、はんしやうのおりふし思ひやり候、
めて度よろこひのちうしんまちいり候、やかて久申候す
る此あふきをくり申候、又とよろつくくかしく、

いゑ久
より

松千代はもし
いゑ久

まいる

〔朱カキ〕
〔寛永五年〕正月二日

137 〔家久公御譜中〕

〔正文在喜入安房久亮〕

已上

先日以兩三人申遣候、宮内少輔此中曲事深重ニ雖存積候、
不出其色候、雖然向後爲國家成間敷候間糶申出、先日三
人之衆へ直ニ如申聞候、一旦之折檻ニ而非可直人候之間、
弥以其心得、此方申遣趣無用捨談合肝要候、猶委細者
國分民部左衛門尉へ申合候、謹言、

「朱カキ」
「寛永五年」 正月八日

家久○(花押)「御判」

喜入攝津守殿

川上式部大輔殿

138

「家久公御譜中」

「正文在伊勢大神宮社家中川大藏」

已上

年首之爲祝儀、此方迄使者被相越候、大慶之由被申候、殊ニ又三郎・又十郎へも同前ニ御服并熨斗被進候、祝着之由被申候、乍輕少從此方も銀子式枚、爲御禮被差遣候、委曲之段者使者へ申談候間、不能詳候、恐と謹言、

「朱カキ寛永五年」
たつ之

正月九日

伊勢兵部少輔○(花押) 貞昌「判」

嶋津下野守 久元○(花押)「判」

中川新太郎殿
御宿所

139

「家久公御譜中」

「正文在島津市之助忠昶」

尚ときやうたいみなくこゝろへ申給へく候、は、
・ふたりあねもしへも申候へく候、まんきしやミは
しめかへしやこおりまいらせ候事候、やかてくたり
候て、はやりうたうたい候てきかせ申へく候く、
かしく、

此春の御よろこひめてたく、ことに東のとしをかさね、めつらしくこそ思ひまいらせ候、御いとまもやかて出候ハんと申候まゝ、侍る候事候、それも一しほのどかに御入候○ま、かいとうかいたうまゝ、せん中もこゝろやすく候はんまゝ、やかてくたり、つもりぬる事共申候へく候、めて度くかしく、

「朱カキ寛永五年在口裏」

正月廿五日

ゑとより

「在口裏」
長 どの
まいる申給へ

いゑ久

宮内少輔違之条

- 一 諸人述懐之事、付諸人之上盜人与被申事、
- 一 被 仰出候儀をも幾度も不請付、於于今御返事無之儀
- 多候事、付泉屋やしき之事、理心へ出物之事、圖書頭
- 殿賦之事、
- 一 我存分をたて、人之儀を不聞故、相役人衆◎戌不成熟
- 談事、
- 一 藏入へ三段ニ檢者をたて、知行ニ無之石を百姓ニ申付
- 故不相叶、百姓過分ニ身上相果候、誠道ニあらざる次
- 第、早竟天之とかめハ國の主人ニ可歸事、
- 一 右百姓檢者之衆、大形有様ニ見懸候衆◎者ハ、あしきに
- 成候ニ付、無物をも◎あるやうに「有様ニ」稱申成、時の儀をつくろ
- ひ候由、其聞得候、諸事ニ付如此候而ハ、國家いか、
- 可成行哉之事、
- 一 諸口事沙汰之儀も、口事聞衆不付多分之口違乱在之故、
- 口事聞衆も惣別存寄用捨之由、其聞得候事、付賄賂を
- 取候由被申之事、
- 一 以納戸衆毎事申出儀有之處、其儀を無相談、別之儀ニ
- 取つき物語など仕故、致使候衆當座無面目躰ニ候つる
- 事、
- 一 親相果候時分、内之者成敗候由、其沙汰候、唐ニハ親
- の果候て三年着服衣、夫婦も一所ニ無之由候処ニ、右
- 之無道其科不淺事、
- 一 琉球之大屋子依重科令行死罪、彼財物檢断候処、宮内
- 少兼而備置候銀子乞取候由候、檢断之内ニ有之物ハ、
- 誰くの物にても取候事ハ不成大法ニ候儀能存之上に
- て、如此氣任法外至極之事、
- 一 役を召上候迄ニて、惣而ハ諸人並ニ可召置儀候へ共、
- 向後改我非可致奉公人ニ而無之、違亂甚重なる儀、連
- と見及候處緩ニ候ハ、必定國之禍可仕出候間、嶋へ
- 遣候事、
- 一 内之者の嘸むごき由、其沙汰候、如此候故、惣別憐愍
- 之心無之候、國之嘸をもいたすへき者、右之分別にて
- 中く成間敷候、此外ニも種く様く之儀雖有之、細く

不及申出候事、

寛永五

二月廿七日

「此正文、御文庫三番箱五卷中ニアリ、季通乱合ス、外ニ同年三月十二日付ノ同案有リ、略ス」

「家久公御譜中ニ在リ、三月十二日付ノ同案モアリ」

141

「佐多氏譜中」

久孝

長壽 又四郎

寛永五年戊辰正月十日生、母島津下野久元女、

142

「正文當家有之」

爲年首之嘉祥被差越使者、殊太刀一腰・馬一疋到來、於遠境被入念之段、欣然候、猶新納右衛門佐・鎌田源左衛門尉可申候也、

正月廿八日

光久

佐多又四郎とのへ

143

「御文庫三番箱卷五ニあり」 「家久公御譜中ニ在リ」

▽◎已上△

比志嶋宮内少輔儀最前如申遣候、先と寺領候由尤候、彼人之儀改先非、後日可致奉公人ニ而無之候、結句插述懷種と致計策、爲國爲人可成難分別不可有相違候、然廻大形之跡ニ而可召置儀、可爲油断^{◎之}〔前〕^{◎衆}、以國分民部左衛門申遣候様ニ、弥種子嶋へ、いかにも無人ニ而可被遣候、自然りくつの儀共候ハ、腹□可被申付候、少茂緩之不可有沙汰候、謹言、

「朱カキ」 寛永五年 二月晦日

家久[◎]〔花押〕
〔御判〕

喜入攝津守殿

川上式部太輔殿

144

「御文庫三番箱五卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

曲事之條と

一 每度申出儀返事無之、其憚不淺事、
一 我存分を爲本、他之儀を不聞事、

一新法をたて諸人窮屈成嘆、自國・他國之誹謗無念之事、

或國中之錢ニ判をさせ、或藏入之知行ニ一、二、三

番之驗者をたて、或旅人之荷物をかかし候事、

一口事沙汰之儀不付多分、我儀を立候事、

一諸人述懐之事、

一相役中談合不成事、

一下々へ憐愍之心曾無之事、

以上

〔末紙ニアリ〕

比志嶋宮内少科之条

比宮内少殿儀ニ付候 御条書三ツ之内一ツハ

御袖判有、并申上候御返事之条

書案一ツ、

▽
□[○]
△

〔御文庫拾七番廿一卷中〕「家久公御譜中に在リ」

猶々折田四郎右衛門尉・家村四郎左衛門尉などの様

成衆、別而懇ニ被召仕候衆、又ハ手かけの兄弟など、

如□在所ニ罷居候哉、又いつかたへもはいり候哉、

目付を被仰付、そこく被に爲入念衆へ御熟談候而、

若何方へも參候ハ、早々注進申候様ニ可被入御念

候、いつも立入候人にて候ハてハ□知間敷候間、其所

ニて左様之衆被召寄、兩人程ニ可被仰付候、以上、

今朝壹岐主水佑殿被打立候跡、去月六日之日付之早打參

着候、先以宮内少輔無吳儀、如種子嶋□罷渡由候而、寺

を被出候由、御注進之旨申上候、各御談合能しまり候而、

御悅喜候、就其猶以御念を入候、彼人之儀連々の口ニ相

替、今度之成果餘とよハく敷躰候、自然いのちさへ存

命候ハ、折節を以何方へも走入候はんなど、被存儀も

可有之候、銀子など過分ニ持たる人にて候間、如何様之

才覚可仕存、一旦命を延候ハ、分別も可有之と 思食

候際、於種子嶋番衆をも付置候様ニ被仕、夜晝其用心可

入候、旅舟なども行候所ニ而候間、左様之時分紛候而被

走候事も可有之候、其段能と種子嶋へ可被仰渡旨 御説

候、御油断有間敷候、猶追々可申通候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕

〔寛永五年〕

三月朔日

伊勢兵部少輔◎〔花押〕

貞昌〔判〕

下野守

久元◎〔花押〕
〔判〕

川上式部太輔様

喜入攝津守様

参人々御中

〔家久公御譜中〕

〔正文在勘定所〕

覚

一鳥目拾貫文者、御上洛御供船加子一人雇賃之事、

一同七貫文者、打おろし加子一人雇賃之事、

一同拾貳貫文者、大廻船加子一人雇賃之事、

一諸船頭壹人雇賃者、加子一人半前ツ之事、

一鳥目百文并飯米七合五勺者、一人ニ付一日分、付細仕

夫者一日壹人ニ付百文充、但飯米籠之事、

右如定可被遂御算用者也、

寛永五年辰三月七日

攝津守□〔印〕

御算用所

〔御文庫拾七番箱廿二卷中〕、〔家久公御譜中ニ在リ〕

覚

一新納越後、宮内少輔へ御使之立候夜、三度見廻候由、

先日被仰越候、其段致言上候ニ付、今少於其元被尋

究、可被仰上候之事、

一越後所へも宮内少輔被参候由、是又必定を聞召度由、

被仰出候之事、

一關所之家財、就中銀子等御藏◎〔花押〕不被入様ニ、宮内少

輔殿所之藏ニ被入置、銀子ニ者御使衆其外檢者衆被相

加、能く封を被付置候て、番をかたく可被仰付事、

一於京都御借銀之内ニ、宮内少殿銀子相籠候て在之由、

其沙汰候、定かし主之名付相知間敷候間、此中宮内少

「正文在文庫」

市正忠廣之幼名也、

左所載之久元・貞昌書中所謂加治木之大隅守者、按島津

「家久公御譜中」

殿銀子共存候内之者共へ被相尋、上方へ早くと被仰上候之事、

一種子嶋へ被相越候前後之様子、聞召度由候事、

一松本主膳之儀、其元ニ而能とせんさく候て、実不実可聞召由候之事、

一宮内少輔殿へ別而懇ニ被申合候衆、以書立被仰越候、精申上候、此儀少茂世上ニ沙汰無之様ニ、御分別尤候之事、

以上

寛永五

三月十二日

▽◎(張紙) 阿掃部助殿下ニ△

追而申候、加治木之大隅守殿御名を、主計頭殿与被成御付可然候、又川上式部太夫殿、親父之名にて候間、將監可然候由、黄門様被成御意候条、早くと元之官御改尤候、加治木へハ誰以御使衆被仰入、以吉日御改尤候、將又當年御分國中以外飢饉にて、下と致迷惑之由、黄門様被聞召入、我とへ被仰聞候趣ハ、如此成飢饉ニ者、八木之直成など高く可有之候、物を持たる衆ハ幸ニ存、如何程もたかくなし度可存候、左様候而、萬民之可有迷惑儀不可然候間、必定下と飢饉之躰候ハ、餘八木之直成高く候ハぬやうに、各被申出候様ニと御意候、若爲被申出直を背、たかく賣たるもの候ハ、稠其科可被仰付との御意にて候条、重而此御報委待入申候、御暇之儀も、定近日にて可有御座与申事候、猶期後音不能詳候、恐惶謹言、

「朱力キ」

「寛永五年」

四月三日

伊勢兵部少輔◎(花押) 貞昌判

下野守

久元〔花押〕
判

喜入攝津守殿

川上式部太輔殿
人々御中

150 「家久公御譜中」

國隆之父紀伊國貞者居家老之職、奉仕義久・義弘・家久、而能委其身、故家久以追感其忠、故今般雖没取國隆所領及家財、命有司等以國隆之沒財之内、買得祭田三十石、而附置國貞神主之寺、且不收公國貞之遺室所領、直賜之、皆以因國貞之忠貞也矣、

151 已上

中納言様始而御上洛之時分、其方親父臨也へ被成御宿候処、夫婦別而馳走被申候ニ付、雖爲少分臨也へ米廿石、其方へ七石充、先年方被遣候、今度其方へ八石以加増、自當年向後十五石之可爲御扶持候、仍爲後日狀如件、

寛永五

卯月八日

伊勢兵部少輔
貞昌〔花押〕

下野守

久元〔花押〕

平嶋休右衛門尉殿

152 「御文庫拾七番箱廿二卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

覚

- 一 宮内少輔殿妻子居所之事、
- 一 後室之知行もとのこと可被遣事、
- 一 宮内少へ別而致入魂、種々之事を申候衆、能く相糺可被申上之由 御意候之事、
- 一 宮内少殿關所之金銀・八木迄之算用させ候て見申候へハ、三百五十貫目程ニあたり候、左様ニ候者、三百貫目者早く御借銀返弁ニなされ、殘五十貫目程者御心持在之事情間、道橋・堂宮再興方、又御祈念方にも可入款之由候事、
- 一 宮内少殿錢入之下人男之儀者、一人成共御臺所ニ被召

置、御藏入方之入夫之替ニ罷成事、

一紀州之寺へ知行三十石可被仰付由 御意候間、鎌田出

雲守殿へ被仰付、野崎吉左衛門◎尉などきもいり候て、

賣地可在之を被買候て尤候、代銀者、宮内少殿方出候

銀子之内にて、可然候事、

一福昌寺住持職之儀、妙圓寺隱居へ可被仰付由候間、其

旨可被仰渡事、

一又五郎殿知行江平・蒲牟田へ在之地、比宮内殿先東

俣へ被替遣由候、若東俣余分之高候ハ、可被殘置事、

一桂外記殿・平田狩野殿、御藏入百姓あたり稱之由、被

及聞召候間、是又相糺可有 言上事、

一高岡へ以糸書被仰渡趣、可有承知事、

一御書院之儀者、来年方にも百姓くつろき候時分、可被

仰付由候事、

一唐船可參時分ニ候間、連々如御法度、唐人不痛様ニ可

被仰付由候之事、

一爰元御作事奉行可被仰付候間、大寺主計助殿、此方へ

被參候様ニ、可被仰渡候事、

已上

寛永五

卯月十二日

153

「家久公御譜中」

家久思欲奉成 相國秀忠公及 將軍家光公於櫻田之第、

而自今茲始營作、大匠甲良豊後守爲結構之圖、於是總造

營監事伊勢貞昌、舉大寺主計助・諏方仲右衛門、爲造營

監使、三原市右衛門・弟子丸治左衛門・否笠孫左衛門・

山元勘左衛門・松本彦左衛門屬之爲助役、點檢御主殿・

御寢殿・御數寄屋并御鎖間・御銅火間・御數寄屋之唐門

・御物技・御年寄衆御座間・兩御料理所等營作之事、又

舉菱刈半右衛門・矢野主膳、爲造營監使、有馬左近將監

・坂本内藏・有馬主殿・山下昌左衛門・時任長右衛門屬

之爲勤役、御成門・屏・中門・舞臺・樂屋・饗應所・御

車斐・御厩等之營構點檢之、使伊集院彌六左衛門・川上

泰助・有川藤左衛門、監御鹵地、司築植之事矣、

有休息由被 仰出候事、

一 龜山殿次男・三男少御手付之事、付舎兄ハ五十石、舎

第三拾石、

一 藤野殿同前之事、但五拾石、

一 穎娃主水子種子嶋へ罷居候、比宮〔内〕少へ出入無用之

事、

一 平田太郎左衛門子いかやう〔ニ〕いたし候て罷居候哉、

可被聞食由 御意候事、

一 七〔島〕之事、

一 高岡之噯衆、當時御藏方之儀承候へ共、今度於此方御

談合之様子者、大所之儀候處、噯衆余之儀ニ取紛候而

者可難成間、御藏入之儀者、かこしま御藏入へ割付之

事、

一 水引城付村分之事、卯月十六日

〔カキ入レ〕
〔寛永五〕辰卯月十六日

〔此十六日付、正文御文庫十七番箱廿二卷中ニアリ、糺合ス〕

〔家久公御譜中ニ在リ〕

〔御文庫三番箱五卷中糺合誤ナシ〕〔家久公御譜中ニ在リ〕

▽◎
覚

一 高岡地頭職之儀、下野守へ申渡候間、下野守無歸國已

前之儀、此中之噯衆諸事入念可申付之事、

一 宮内少輔曲事之段々、以条書申聞候事、付宮内少内之

者共於分、中何方へ成共可致堪忍候、可相抱人於〔有〕

之者、勿論可致奉公事、

一 隣國之衆へ下々違亂共無之様ニ可申付事、

以上

寛永五

卯月十二日

覺

一 出水之儀、椀山美濃守殿度々雖御侘候、先其儘ニ而被

召置候へ共、美濃守〔餘笑止ニ被及 御覽候間、可

156

覺

一 龜山殿次男・三男ニ御知行被遣候、舎兄へ五拾石、舎弟へ三十石、高山於近邊被成御支配、則高山衆中ニ可被相付事、

一 藤野殿へ於庄内知行五十石被遣、財部へ可被相付事、

一 町田勘解由次官殿、餘少身候間、被成御加増可被召仕由被 仰出候、當時之高ニ被成御次、都合三百石ニ可被召成事、

一 弟子丸越後入道殿、眞幸吉田へ被召移候、於近邊知行五十石可被給事、

一 村田刑部少輔殿、穆佐へ就被成御移候、被賣置候知行之内三百石、受返候而可被給由候事、

以上

寛永五年四月十七日

伊兵部少輔判 花押
下野守判 花押

「此正文在御文庫十七番箱廿二卷中、糺合ス」
「家久公御譜中ニ在リ」

157 爲端午之祝詞、帷子單物數十到來、悦入候、猶土井大炊

頭可述候也、謹言、

五月四日 秀忠 墨印

中納言殿

「此書御譜中ニナシ、同時ナラン」

158 「家久公御譜中ニ在リ」

爲端午之祝儀、帷子單物數十到來、歡入候、猶土井大炊頭可述候也、謹言、

五月四日 家光 花押

中納言殿

159 「御文庫拾七番箱中式拾式卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

一 書令啓候、然者先書ニ申遣候比宮少側ニひとと被召置候折田四郎右・家村四郎左、種々かだましき事を宮内少

へ申候て氣ニ入候由候、就其宮少御改易之時分、高岡へ爲遣使伊地知四郎兵・鎌監物被指越候処、彼宿所之門ニ、高岡衆中相中方として、致書物押付候にも、彼兩人連々之申分ニ付、宮内少如此成立候間、兩人儀曲事ニ被仰付尤候由、被顯鬱憤候、然時者從往古ケ様成奸人者被行死罪・流罪候間、左様ニ無之候へハ、還而御嘸之僻ニ成候間、兩人共ニ可爲流罪由、被仰遣候、弥可爲其分候、又紀州遠行之時、可致追腹由申候者、宮内少たすけ被置候、又宮内少へ可致追腹与申候者も左之由候、左様成者今度種子嶋へ不相付罷居之由被及聞召、御意之趣爲可被仰、不圖山田土佐守被仰付候口上之様子被成熟談、於其元御談合肝要ニ候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔寛永五年〕
五月六日

伊勢兵部少輔◎〔花押〕
貞昌〔判〕

下野守

久元◎〔花押〕
〔判〕

喜入攝津守殿

人々御中

〔末ニ左ノ如シ〕
喜入攝津守殿

参

久元

下野守

伊勢兵部少輔

折田四郎右衛門、家村四郎左衛門儀也

160

〔家久公御譜中〕

〔正文在島津左衛門久道〕

猶々此使にくハしく申候ま、かきねてくハしく、わさと一筆とりむかい候、又五郎とのうまよりをち候、うけ給候、いか、おハし候らんと思ひ候、こゝろ元なく思ひまいらせ候、さためてやうしやうゆたん有ましく候、やかて御いとまのよし候ま、くたり候てこそ申まいらせ候、あまり心元なきま、申しり候、又くかしく、

〔朱カキ〕
〔寛永五年〕
五月十五日

ゑとより

又五郎との
ふくろ
まいる
いゑ久

「在包紙」
又もし

ふくろ
まいる

いゑ久

161

「家久公御譜中」
「正文在島津左衛門久道」

猶うち、けたるいゑにて候ま、こゝろ元なく思ひ、
うらかた申候、いろく申事○に「ニ」て候ま、き○ナシ「キ」
ねんたのミ申候、かしく、

又五郎とのらくはのよし、いよく心もたなく候、あまりなる事にて候間、うらかたを申候、さまく申事にて候、まつやしきあしく候よし申候間、ゆく末かハリ申候やうに尤候、それにつきたうねん又廿六のとしあしきよし申候、よくくきねんいり候するとの事にて候間、わか身たのミ申候、此よしこゝろへ候へく候、くハしき事

やかて參候て申まいらせ候、又とかしく、

「朱カキ」
「寛永五年」六月十二日

又五郎とのふくろ
いゑ久

申し給へ

「在包紙」
又五郎との
ふくろ

まいる

いゑ久

162

「御文庫四拾九番箱中」
「家久公御譜中ニ在リ」

返く女はう衆いづれもこゝろへ候て申○た「へ」く候く、かしく、

其元そくさいのよししたうらい、まんそく申候、こゝ元かハる事御入候ハす候、やかて御いとまもきこえ可申候、よろつくくう上に申候、きやうたいふしに御入候よし、まんそく申候、やかてくたり候て申候へく候、又とかし

く、

「寛永五年」六月廿八日

より

むかふ嶋

いゑ久

163

「家久公御譜中」

仁禮藏人景親者、多年在于江府、事家久而能勤慎、於是乎家久感其勞、増賜祿田百石矣、

164

「御文庫拾七番箱廿二卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

覺

一親王様 崩御ニ付、御暇出候儀可爲御延引欵与思召候間、左様之段被 仰遣候之事、
一御成就御催大儀之御作事ニ取付候間、御國元ニ而可被入御雜作儀者、諸事此節者可有捨候之事、
一仁禮藏人殿多年在江戸ニ而、辛勞被申候之間、爲御褒美知行百石可被給由、被 仰出候、如其御支配尤候事、
一諏方御祭ニ 御子様達御參候様にと 御意候之間、可

被成其御心得候事、

一此宮少内之者、別而側ニ被仕候者共御愛之儀、被入御念被仰候、左様之者取分^{◎候}ニて、當時何かと御沙汰候へハ、御國許さハかしく可罷成候間、先誰ニ成共堪忍、とくニ奉公仕候ハ、其儘ニ而被召置、彼者共之様子被爲聞尤候、自然他國なとへ出候ハ、かたく可被仰留候事、

已上

寛永五

六月廿三日

「末ニ、喜入丹波守殿被持下候」

165

「御文庫拾七卷箱廿二卷中」

親王様就被爲成薨 御、早々以御使者被仰上候、被入御念候趣、具言上仕候、御使へ者態御報不申上候、此等之趣御心得可被達仰候、恐惶謹言、

六月廿九日

天野豊前守 ◎花押
長信判

伊勢兵部殿

「家久公御譜中ニ無之」

166

「家久公御譜中」

「正文在島津左衛門久道」

返くこ、元かハる事御さ候ハす候、やかて下向可
申候く、かしく、

わざと見まいとして、はるくとまんぞく申候、其元い
つれもくそくさいのよし、此方もとうせんの御事にて
候、一しほあつきおりふし、ち、ミをくり給候、上やし
きよりも御れい申候へく候、御いとまの事も、八月ハい
つれも出候よし申候間、やかてくたりの事○甲候へく候、此
度ハなかくの事にて、心をつくし申事候、ひきやくく
たりの時分、又とかしく、

「朱カキ」
「寛永五年」七月十六日

より

おふくろ

いゑ久

「在包紙」
おふくろ

まいる

いゑ久

167

「家久公御譜中」

「正文在琉球國司文庫」

當年之爲御祝儀預御使之由、從○覽鹿兒嶋申越候、御狀等
者無到來候間、雖未及御報候、從遠方之使長と逗留可爲
退屈之条、先早と歸國可然由、喜入攝津守所江申遣候、
仍先年其地江唐船來着之時分、○覽鹿兒嶋家老衆、巻物等
買取候之哉、就其儀、今歸仁・國頭兩人曲事ニ候付、三
司官役被相離、被追籠之由候、惣別最前之様子始而令承
知候、聊之儀ニ付、ケ様之沙汰不可然候故、家老衆へ申
事ニ候、無吳儀役等被仰付、如此中被召仕尤候、爲其如
斯候、恐惶不宣、

「朱カキ」
「寛永五年」七月十九日

中納言家久○花押「御判」

進献 中山王

「家久公御譜中」

「正文在島津左衛門久道」

その、ち又五郎殿いか、おはし候らんと思ひ候事候、やうしやうゆたん有ましく候、せんとあらまし申候つるうらかた、然かくとも御入候ハぬよし候間、きねんの事たのミ申候、大かたにてはなるまじきよし申候間、しつかにきねん申候て、しんし候するよし申候、たいせつにおもひ候人にて御入候ハ、きねん申候するよし申候ま、せひにとたのミ申候ま、心やすくおもひまいらせ候、いよくたのミ可申候、又やしきの卦「本マ、シ」、あしく御入候よし申候、いろく申うち、大なる木やしきのうちに御入候、あしきよし申候、すこしもちかい不申候、らくはのおりふしも、かたなをさし候らん、あしきかたなのよし申候、そのうへ久しくい「魚」の「〇」つたハリたるかたなに、あしきかへ候よし申候、いつれもやかて参候て申候へく候、又くかしく、

なをくきねんの事ハつね「本マ、シ」のにてあらず候間、いか

「正文在島津左衛門久道」

ほと的事もいるましく候、一みちのならい御入候よ

し申候、よろつ又くくかしく、

「朱カキ」七月十九日

ゑとより

ふくろ

又五郎殿

いゑ久

「まいる」
申給へ

「在包紙」

又もしふくろ

まいる

いゑ久

落馬候而以之外痛候由、其間候つる、頃如何候哉、養生

肝要候、様子後便ニ細く可被申越候、謹言、

「朱カキ」

「寛永五年」七月十九日

家久「花押」
御判

又五郎殿

「在包紙」

又五郎殿

家久

ノ

「家久公御譜中」

「正文在島津左衛門久道」

返くこ、元かハる事御入候ハす候、又と申候へく候く、かしく、

御せうそこ詠めいり候、はるくとねんを入候て見まい、まんそく申候、ことにち、ミをくり給候、上やしきよりも申され候する事候、たうねんハ一しほあつく御入候事候、御いとまもいつとなき事候、その方いつれもそくさいのよし、めて度候、此方もとうせんの事にて候、やかていかさま御いとまのちうしん申まいらせ候、ハもしへも御こゝろへ候へく候、なかくの事にて心をつくし申候事候、又とくかしく、

「朱力子」
「寛永五年」七月廿日

より

おふくろ
まじる

いゑ久

「在紙紙」
おふくろ
まじる

いゑ久

「家久公御譜中」

「正文在琉球國司」

從 王位様毎年御音信之定

一 上布貳十端 老中衆但一人分

一 焼酎壺壹 同

一 上布拾端 御使衆但一人分

一同 甘端 琉球取次衆但一人分

一同 三端 右之筆者但一人分

以上

如此被相定候間、自今以後此外ニ曾不可有御音信候、

若緩ニ於有之者、御法度御背被成候ニ可罷成候也、

寛永五年八月十日

伊勢兵部少輔（花押）

喜入攝津守（花押）

嶋津下野守（花押）

三司官

「六世頼真僧正寛永五月十八日叙」
僧正之儀長と被相煩、養生不叶遠行之由、不及了簡候、

多年就祈禱、別而辛勞○候之儀、聊無忘却候、委細者歸國

之時分可申談候、恐と謹言、

〔朱力カ〕
〔寛永五年〕八月十七日

家久御判〔花押〕

大乗院
床下

〔家久公御譜中正文在大乗院トアリ〕

173

谷せはミみねまてはへる玉かつら

たえむと人にわか思ハなくに

急度令啓候、仍平野六郎左衛門尉殿主従四人、美代主殿
助殿主従三人、御國元へ被罷下候、今月中御賦銀并海道
拾五日之御賦銀分、昨日廿三日迄之飯米於此地相渡候、
次賦海道飯米之代銀、於御方可有御合点候、今日爰許被
打立候、猶く重而可申入候、恐惶謹言、

〔寛永五年戊辰カ〕

卯月廿四日

新納刑部太輔

忠清〔花押〕

上井東市正殿

澁谷四郎左衛門尉殿

參人々御中

174

猶申上候、ふしんの事など候て、たんとたて普請と

も出候様ニ談合候て可預候、以上、

藏普請之儀、次第ニ寒候間、急ハしく候、左様ニ候へハ
普請無之候、藤右衛門殿被行候て、何とぞ談合候て盛候
而可然候、三日以前ニ諸所肝煎とも召寄、可申聞せよし
候へ共、地頭くへ申候て被仰付候ハ、吳儀有ま
よし申候つ、其分ニ而もとちまらず
地頭より肝煎
めしよせ分候やうにと可被申候、かしく、

八月卅日

〔北郷カ〕
同仲左衛門尉殿 三久

175

七月廿五日之書面相届、令祝着候、先以落馬之痛本復之
由、其聞候、珍重之至候、弥養生肝要候、爰元御暇之儀
未相知、いつとも無之候、謹言、

〔朱カキ〕
〔寛永五年〕八月廿一日

家久〔花押〕
〔御判〕

又五郎殿

〔在包紙〕
又五郎殿

家久

〔家久公御譜中ニ在リ〕

176

〔家久公御譜中〕

同年九月、家光公以 上使姓名不傳之、賜告於家久、時金銀

・衣服・駿馬・倉鷹等拜領之、奉謝均常式矣、因同月十

九日發於江府焉、

177

〔御文庫三番箱五卷中〕〔家久公御譜中ニ在リ〕

爲重陽之祝儀小袖五被相贈之、歡入候、猶酒井雅樂頭可

述候也、謹言、

〔朱カキ〕
〔寛永五年〕九月七日 家光〔花押〕
〔判〕

薩
中納言殿

〔在包紙〕

薩
中納言殿

178

〔下野守久元譜中〕

寛永五年戊辰九月進發、翌年己巳十月歸國、

179

〔家久公御譜中〕

〔正文在琉球國司〕

覚

一年頭之御祝言御申候、則江戸へ言上申候之事、

一國頭・今歸仁事被召直、如本々三司官役被仰付、知行

屋敷迄如最前可被給由、自江戸被 仰下候之事、

一さへ・よさ被召直可然由、從江戸被 仰出候、如其申

付歸國候事、

一來々年就 御成、此地諸事御繁多候、就其其地出物之

儀、知行壹石ニ付銀子壹匁充たるへき事、

一從其地每年御使者就被爲差上候、進物等不入御心遣候

間、向後分量被定置候、如其可被仰付候、細と別紙在之事、

付南蛮船・いきりす・おらんだ船曾而許容有間敷事、

一其地毎年出物上納方從跡之分、寛永三年迄算用相濟候事、

一兼日申候三線彈之童稽古、同樂、小歌、無由断稽古候而、來年之夏必參上可被申事、付てる布甘端相調候ハ、早くと可被爲指上事、

以上

寛永五年

九月十日

喜入攝津守〔判〕〔花押〕

琉球

三司官

「家久公御譜中」

猶と又五郎殿こゝろよく候てめて度候、いもとへも此よし申度候、三日中くわなへまいり候へく候、よろつく、又とかしく、

わさとねんをいり、きねんの御れいまんそく申されは、

江戸を此十九日にうつたち、今日廿五日いまきれまてま

いり候、うちつゝきてんきよく、こゝろやすく御入候事候、まことにく此たひは久くの事にて、心つかいの

事にて候つる、さりなから此たひ御いとまくたされ候お

りふし、きんぎん・御小袖・御馬・御たか、色とはいり

やう申候、一しほのしあハせ、残るところなく候、心安

かるへく候、おりふし此使まいり候まゝ、此よし申候、

ふしミ・大坂へ四五日もゐ候する事にて、やかてくたり

候て申候へく候、此よしいそきのまゝ、しろへ申候へく

候、五日中午ふしみにこし候て、くハしく申候へく候、又

とかしく、

「朱カキ」
「寛永五年」 戌九月廿五日

いまきれ

ふくろ

又五郎殿

まいる申給へ

いゑ久

181

「家久公御譜中」

同年十月二日、家久到著城州伏見、賜告之日、供奉之家老・用人之姓名傳失之、而

同月下旬入薩城矣、

182

「御文庫三番箱宝鑑中」 「家久公御譜中ニ在リ」

從江戸御上洛之由、珍重存候、尤以參申度候へ共、御透不存候間、先一書如斯候、然者此柿二籠諸白兩樽乍輕少表寸志計候、猶西池主膳可申入候条、不能多毫候、かしく、

「朱カキ」
「寛永五年」 十月二日

「良親親王御判」
(花押)

薩摩中納言殿

183

「家久公御譜中」

「正文在文庫」

猶と薰香一井白鳥一致進覽候、尚期後音之時存候、

以上、

御上洛之由、珍重存候、今度者永く御在江戸、御苦勞奉

察候、尤以參可得貴意候得共、先以使者申入候、如何様

御逗留中以參様可申入候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「寛永五年」 十月三日 雅宣

松平薩摩守様

人々中

184

「家久公御譜中」

「正文在伊集院十右衛門忠覺」

猶とやかてまいり候て申候へく候、くかしく、

わざと申候、ろし中ふしに、きのふ二日ふしみに參候、うちつゝきてんきよくこゝろのまゝにて候、此たひはしほしあハせよく御入候事候、やかて舟にのり候するまゝ、くたり候て申候へく候、その方きやうたいふしのよし、たひくのせうそこまんそく申候、いそぎの間くハしからず候、又とくかしく、

「朱カキ」
「寛永五年」

十月三日 ふしミより

嶋にて いろ久

まいる

185 「家久公御譜中」

大樹家光公以倉鷹所擊鶴、遙贈賜家久、故森川出羽守重俊・青山大藏少輔幸成・永井信濃守尚政・土井大炊頭利勝等奉鈞命、霜月十一日裁連署奉書及宿次、而從江都至于薩州、無遲滯到來、見于左矣、

186 「正文在文庫」

一筆申入候、御鷹之鶴被遣候、委細御留主居方可被申達候、恐々謹言、

「朱力キ」
「寛永五年」

霜月十一日

森川出羽守
重俊〔判〕〔花押〕

青山大藏少輔〔花押〕
幸成〔判〕

永井信濃守
尚政〔判〕〔花押〕

土井大炊頭〔花押〕
利勝〔判〕

薩摩

中納言殿

人々御中

「重復故一通ハ除クベシ」

187 (本文書ハ一八六号文書ト同文ニツキ省略ス)

188 此鶴壹羽、自江戸至薩摩國、羽以下不損様、急与可相届者也、

寛永五辰

霜月十一日

出羽

○
「墨印」

大藏

○

信濃

○

大炊

○

「本マ」
右宿中

189 『真本尼玉氏家藏』

請取

191

『写兒玉氏家藏』

以上

一書申候、然者兒玉筑後守殿本高式百五十式石にて候、

190

『全』

請取

銀子三拾三匁者

右者、兒玉筑後守殿が我等之添差御所望被成候付、代

銀として慥ニ受取申候、以上、

『當寛永五年』

辰十一月十七日

竹之内覺右衛門尉(元押)

池上蓮介殿

まいる

呉服式ツ者喜入攝津守拜領被仕候、慥ニ受取申候、以上、
『當寛永五年』
辰十一月四日 田代三左衛門尉(元押)

御荷物所

御奉行衆中

參

三百石ニ被成度由被申上候而、買地被申候条、右之高
ニ被成候様ニ御賦可然存候、恐惶謹言、

『寛永五年』

辰霜月十九日

有榮
山田民部少輔

御支配奉行中

人と御中

192

『樺山久高譜中』

『案文在樺山源三郎久清』

覚

一先年廻馬立之御陳ニをひて、右馬頭殿被成戦死、御陣
無由被成御引取候時分、敷根境目御念遣ニ御座候、祖
父玄佐大隅へ罷居候間、念を入御奉公可申上之通被仰
聞、御談合ニ罷出候、早口ニ申上候ハ、敷根殿へ御知
行を被給、別而被成御頼之由、被仰候ハてハの儀に候、
然者御知行近邊ニ明合無之由承候条、帖佐春毛村玄佐
私領にて候を差上、敷根殿へ被給、境目被成御頼次第
被得御勝利候事、

一 春毛村爲御返地、曾於郡之内大窪村六町玄佐へ被下、

數年覺悟仕候処、（福山人高階ニヨル）伊東、飯野表并飯肥へ陳を取候時

分、方へ御手難廻候に付、御談合御座候キ、玄佐申上候ハ、御神慮題目に候条、曾於郡之内御知行廿町も廿町も霧嶋へ被成御祈進、被遊御祈精候ハてハと奉存候、然者大窪村を御家之御爲ニ拜進可申由申上、御神領ニ上置候、先年歸破之時分より、富隈御藏入ニ被召成候、于今御神領にて無御座候時者、我等へ被返下度存候、其故ハ、春毛村之返地ニ被下候地にて候、村田殿・敷根殿も上居敷、春毛村之返地被給候、同前ニ被仰付被下度存候事、

一 沖之洲町濱村、向之嶋藤野村・赤生原村・青屋に松木園・麦生田名之内上之門、此五ヶ所子細候而玄佐へ被下、格護仕候を、是も御藏入ニ被召上候、村田殿・敷根殿同前ニ候つる町濱村之儀者、濱市 右馬頭殿、小村 北郷殿同前ニ被召上候へ共、彼御兩所者相應に濱村御返地給被成候、我等事者遮而不申上候条、返地不

被下候、相應之濱村爲返地被下度存候事、

一 庄内御弓箭已後之御支配ニ、肝付越前守殿御知行三千石被給候處ニ、御加増之侘被申上候、包節（抱）・拙齋兩人被申上候ハ、菱刈御弓箭ニ羽月へ被致御番、別而辛勞被申候つる間、今千石程之御加増被給候ハてハと就被申上、千石之御加増本地合四千石にて候つると存候、御支配御使伊勢兵部少輔殿にて候、菱刈御弓箭ニ者、玄佐・兵部太輔父子平和泉ニ御番仕、水保・佐敷・大口之間に罷居、兵糧被成御籠儀も不罷成、折角成跡にて御番申閉目候つる、右肝付殿におとらさる御奉公かと存候、其上本知行越前守殿ハ百町、我等親ハ百廿町にて候つる、然時者御加増も同前ニ有度存候つれ共、吾等へハ庄内御加増五百石被下候、是も侘不申上候故、被下後候事、

一 出水へ御番被仰付罷移候爲御加増、御知行式百石被下、廿二年御奉公仕候、先地頭本田六右衛門殿ハ、八百石之御加増にて、八年被致御奉公候、外聞にて候間、六

右衛門殿同前に、八百石之御加増ニ被召成候様ニ、侘
申上候事、

一於高麗 惟新様被仰間候ハ、先高麗入無人數之時、別
而御奉公仕候条、鹿兒嶋三四人之内同前ニ被付御手、
可被召仕之由被仰聞候処ニ、惣領家依不續、其跡之地
に被召加、三千石之筈ニ被下候、新地三千石被給候衆
より、ちと被下後候と存候、惣領家之知行千石、我等
自分ニ二千石被下候へ共、千石不足にて候与存候、我
等兄兵部太輔事も、先高麗御陳相閉目、於唐嶋病死仕
候、子太郎三郎も赤國御陳相勤、 惟新様御供仕、京
都へ相詰申、関ヶ原前ニ於伏見不慮ニ相果候、悴者共
者関ヶ原へ御供仕、十二人本田伊賀守殿へ被相付、内
九人戰死仕候、然時者御奉公少茂緩無之申上候事、
一采女正次男ニ而候故、知行之侘未申上候、前く我々式
同前ニ御奉公被申上候衆之次男同前ニ、被付御手候様
ニ侘申上候事、
右條く内ニ、祖父已來之儀共事舊候へ共、知行被召上

193

「雜抄」

覚

候者、幽齋御下向已後之儀ニ候、又御加増被給候衆も、
昔之以忠、庄内御弓箭以來之御支配ニ御手付共御座候、
我等事者御支配御使仕候、其より御兵定所へ致伺公候
故、時分を見合候処ニ、程なく出水へ被召移、遠方ニ
罷居候へハ、彼是以侘申△後候、當時（福山久高譜ニヨリ）小身ニて御軍役
難續候条、今度侘申△候、可然様御取合頼存候、
以上、
〔朱カキ〕辰十二月朔日 梶山美濃守印判
〔寛永五年〕
三原左衛門佐殿
川上式部大輔殿
一市來備前守殿加増知行百石之事、
一鎌田播厂守殿知行本高三百九拾石之事、
但本地ニ而ハあるましき事、
一井尻伊賀殿跡之知行百石之事、

一惠灯院江知行五拾石之事、

一月江院江知行三拾石之事、

一新納刑部太輔殿大口表之替地式百五拾石余之事、
右之分可有支配者也、

寛永五年十二月十五日

攝津守印

下野守印

かこしま

支配奉行中

194 「御文庫拾八番箱三拾二卷中」

以上

一書申入候、然者今月十六日ニ又三郎様被成御祝儀候、
一段御仕合能相調、千秋万歳誠目出度奉存候、又兵部少
輔殿夫婦被爲參候、則從 黃門様 又三郎様御二所へ參
候御祝物も上り申候、何も御祝言結構ニ相濟申候而、大
慶不過之候、此等之旨御次之刻、可預御披露事頼入候、
余者兵老少可被仰候間、不能詳候、恐惶謹言、

十二月拾九日

川上式部太輔[◎](花押)
久國^判

豊後守
久賀^判(花押)

下野守様

喜入攝津守様
参人々御中

▽[◎]
下野守様

喜入攝津守様
参

久賀

豊後守

川上式部太輔

195 「家久公御譜中」

同年十二月、家久奉祝歳暮以使者、
因賜 内書如左矣、
姓名不傳、獻時服十襲、

196 「御文庫四拾九番箱中」

爲歳暮佳慶、小袖十到來、喜入候、猶酒井雅樂頭可述候也、謹言、

〔朱力本〕
〔寛永五年〕十二月廿七日 家光〔判〕
〔花押〕

薩
中納言殿

197 (本文書ハ二九号文書ト同文ニツキ省略ス)

198 比志嶋宮内少輔御仕置被 仰付候砌被 仰出候御書

附写

覺

少年之時、從 太閤公家督之儀被仰出、高麗江相渡、萬事無案内之処、 竜伯公 惟新公被仰談、伊集院下野入道抱節・鎌田出雲守・比志嶋紀伊守を被相附、朝夕側をはなれず、内外共可然様ニ精を入、就中伊集院右衛門太夫入道幸侃、誇威勢國を傾んといたし候を、

右三人見及、 竜伯公 惟新公江奉得 御内意、諸人

幸侃へ心を合セ候ハぬ様ニと回計策、高麗方歸朝以來國之仕置等念を入、別而石田治部少輔乱劇已後、國家あやうく成行候時迄、抽忠節道をた、しく相守候故、

國家無吳儀安全、當家之中興誠ニ其功不可勝計也、因

茲比志嶋宮内少輔事、前かた不相馴、心中之邪心を雖

不知、紀伊守跡を重んし、家老役申付候處、無智無能

にして、背舊政専新儀、我志之所之ニまかせ、畜金銀

愛酒女、且又内者殺害等を輕し、無道之驕有之候間、

諸人見せしめのため、種子島へ令流罪、命を助置候得

共、生れ付不神妙之間、我惡を悔分別を改、重而可抽

奉公志者無之、還而催惡黨讎をいたすへき志連々顯然

候間、令行死罪候、自此方義理者不違候処、右之惡心

故天罰不遁候事、

一山田越前入道理安事、先年大友家催六ヶ國之軍兵、日

州表へ取懸候處、爲高城之主頭、連と城を可持覚悟有

之候故、始叔父中務少輔曆と令籠城、於彼地支留、

龍伯公 惟新公其外薩隅日三州之人衆不殘指合、安否
之合戰有之、而被得勝利全并三州、加之九州大形雖屬
幕下、太閤公天下之大軍を引卒し給ひ、日向・肥後兩
口方押入せられ候處、又於高城相支、彼地ニ而和睦成
候、然處肥後表者、出水より早と使を出、義虎 太閤
公江被申入、何ら子細茂なく川内迄押入せられ、無正
躰候故、龍伯公被成落髮、 太閤公御陣江御參候而當
家相續候、それより以來理安事、 龍伯公御家老役被
仰付、別而被召仕候事、

一三原遠江入道昌安事、抽奉公依爲義士、御家老役を被
仰付由、古來之衆物語委聞傳候、不幸にして子孫断絶
之故、其跡を同名備中守令相續候間、近年家老役申付
候事、

以上

「寛永五年ナルヘシ」
十二月晦日

「正文在文庫」「家久公御譜中ニ在リ」

寛永六年己巳正月、家久以使者姓名不可知、獻御太刀一腰・御馬代黄金十兩於家光公、奉遙年首之壽、故公賜欣悅之内書、如左、

「家久公御譜中」

後 編 舊 記 雜 錄 卷八十	家久公 光久公 寛永六年
-----------------------------------	--------------------

「御文庫拾七番箱廿二卷中」

爲改年之嘉兆、太刀一腰・馬代黄金十兩被相贈之、欣悅之至候、委曲酒井雅樂頭可申候、謹言、

〔朱カキ〕
〔寛永六年〕正月七日 家光〔判〕
〔花押〕

薩〔家久〕
中納言殿

於鹿兒嶋御亭御歌會之事、

出題 飛鳥井殿

兼題 松有春色

當座 早春鶯 朝霞 里梅 春月幽 遙尋花 馴花
 河款冬 時鳥 野夏草 夕納涼 秋夕風 草花露 江
 月 山月明 曉初雁 夜鹿 谷菊 時雨 湖千鳥 深
 雪 海眺望 山家水 嶋羈 初恋 逢恋 契待恋 別
 恋 恨身恋 祝言 神祇

歌之衆

中納言様

彈正少弼

下野守

豊後守

喜入攝津守

其阿

大膳亮

河上又左衛門尉

喜入美作守

佐多越後守

川上式部大輔

新納右衛門佐

阿多掃部助

澁谷石見守

山田民部少輔

仁礼右近將監

伊東肥後守

三原飛彈守

野村大學助

吉田次郎兵衛尉

市來備前守

上原大藏大輔

(喜入久正)
紹嘉

(白浜重治)
伴松

(相良長泰)
閑栖

日説

(坂元通宣)
喜庵

宗可

伊東二右衛門尉

有川淡路守

児玉筑後守

三原七左衛門尉

野村右衛門佐

東郷肥前守

哥讀上

河上又左衛門尉

樂 平調

五常樂 急

大平樂 急

越天樂

御筆

中納言樣

同

自徳院

同

矢野大右衛門尉

笛

喜入舍人助

笙

三原彦三郎

箏

汾陽清兵衛尉

関寺小町之小謡

拍子

大夫弥三郎

大覚兵衛尉
小善兵衛尉

太林右衛門尉
笛右兵衛尉

羽衣

依御所望舞

太林右衛門尉
笛佐渡介

大夫長門守
源氏供養

依御所望舞
大左近將監
小九郎兵衛尉

太林右衛門尉
笛五郎左衛門尉

大夫弥三郎

依御所望舞

太林右衛門尉
笛五郎左衛門尉

養老

大覚兵衛尉
小分右衛門尉

太林右衛門尉
笛五郎左衛門尉

「寛永六年御在國之比ナラン」

202

「喜入忠續譜中」

寛永六年己巳正月、大野正右衛門尉久武・高崎伊豆守能乘・平田盛右衛門尉純正、共三輩爲 太守家久公之使節、帶舊冬十二月廿七日數条令書、從武州江戸來曰、家老比志島宮内少輔背 太守之命者其數多矣、使渠止政事先屈寶福寺、^山而後可配遠流焉、聞 君命之細大、則即日俾之蟄居山裏矣、又國府民部左衛門尉帶正月八日之貴簡來曰、定宮内少輔之配所於種子島、早可放流其地也、貴簡記左、

203

「正文在當家」

先日以兩三人申遣候、宮内少輔此中曲事深重ニ雖存積候、不出其色候、雖然、向後爲國家成間敷候間、稠申出、先日三人之衆へ直ニ如申聞候、一旦之折檻ニ而非可直人候之間、弥以其心得此方申遣趣、無用捨談合肝要候、猶

委細者國分民部左衛門尉へ申合候、謹言、

〔朱カキ〕 正月八日 家久〔花押〕〔喜入忠續譜ニヨル〕

喜入攝津守殿

川上式部大輔殿

〔上包〕

喜入攝津守殿

家久

河上式部大輔殿

204 〔全譜中〕

寛永六年己巳之春、將軍家光公惱痘疹瘡、爲達其安

否於 上聽、爲使節參候江戸也、

205 〔家久公御譜中〕

同年同月家久爲無疎闊、奉獻奈良酒二荷及一種于 秀忠

公、硫黄并兩品于 家光公、因各賜 内書、如左、

206 〔正文在文庫〕〔三番箱五卷中ニ在リ〕

使者殊奈良酒二荷并一種到來候、遠路念之入候段、欣然

候、猶土井大炊頭可述候也、謹言、

〔朱カキ〕 二月朔日 秀忠〔花押〕

薩摩 中納言殿

中納言殿

207 〔家久公御譜中〕

〔正文在文庫〕

其國之硫黄并兩種加目錄被相送之、忻然此事候、猶酒并

雅樂頭可申候、謹言、

〔朱カキ〕 二月七日 家光〔花押〕

薩摩

中納言殿

208 〔阿久根蓮花寺文書〕

日向州大慈寺住職事、任先例可執務之状如件、

寛永六年二月七日 中納言家久判

季雲西堂

209

「家久公御譜中」

「正文在琉球國司文庫」

去歲九月被下御暇江戶罷立、十月下旬致歸國候、在江戶

中御前之御仕合無殘所候之間、満足之至可有御推察候、

我等歸國之様子爲可被聞召、六月十四日之芳翰披閱、欣

然々々、殊種々賜給目錄之趣、御懇意不淺者也、猶使者

讓演說而已、恐懼不備、

「宋力キ」
「寛永六年」二月廿一日 中納言家久○(花押)「御判」

進獻 中山王

210

「家久公御譜中」

「正文在琉球國司文庫」

去年陽春之爲祝儀、被差渡御使候刻、示給芳墨於江戶披

見、令祝着候、殊練蕉布五十疋・太平布百疋・春釀五麩贈

給候、遠路之儀候之處、御慇懃之段不知所謝候、在江戶

依繁多、此等之御祝詞自是申後、頗背本意候、將亦去々

年金武王子江蕪之方并立花之様子相傳候、就其御礼之旨

趣到下野守、御懇書細々令披閱候、兩道向後於御執心

者、可爲本望候、猶期來音不能詳、恐惶不宣、

「宋力キ」
「寛永六年」二月廿一日 中納言家久○(花押)「御判」

進獻 中山王

211

「家久公御譜中」

同年同月二十五六日比、家光公御不快、在府之候伯等

日登 營候御機嫌、於是伊勢貞昌得內意於酒井忠世、則

又三郎忠元亦晦日之朝登 營、而奉候、然益御快然勿勞

心意、此宜告家久旨、土井利勝令貞昌、貞昌告家久如左、

同書曰、松平越中守定綱嫡子豊後守定次病瘡瘡而卒、於

是得訃音至矣、

亦曰、歲暮年首之使者、自今以後不可從領國城下企獻

將軍家、故轉去年所遣之歲暮之使者平山藏人、爲還國之

御禮使、轉年首之使節、爲鶴拌賜之御禮使云云、

212

「御文庫拾七番箱廿二卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

覚

- 一 今月廿五六日時分より 將軍様御虫被成御煩、日々ニ諸大名御見廻ニ被成御參候間、雅樂頭殿へ御内意候へハ、又三郎様茂御登 城候て尤之由被仰候間、晦日之朝被成御參候、御氣色も次第ニ能御座候、遠國之儀候間、殊々敷間得候儀も可有之候間、御氣遣入間敷由 黃門様へ申上候様ニ与、從土井大炊頭殿被仰候事、
- 一 土井大炊頭殿へ、此比名物之御茶入從 將軍様被成拜領、俄 御成之御用意御座候、 御成書院与舞臺新敷被仰付由候、御數寄屋ハ去年新敷出来申候間、其儘被召置由候、惣別古き家之上葺ミな新敷直り申候、四月之比之可爲 御成由申候事、
- 一 松平越中守殿御子息豊後守殿被成疱瘡御死去候、當年十九ニ御成之由候、隱岐守殿も從旧冬爰元へ被成御逗留候ニ付、日夜豊後殿へ御付候て、典藥衆之養生候へ共、無其驗候、越中守殿へハ早々以御狀可被仰事尤ニ候事、
- 一向後 上様へ年首歳暮之御使として、態被仰上候儀、可爲御無用候事、
- 一 平山藏人歳暮之御使之由御座候つれ共、御歸國已後最前以早打雅樂頭殿・大炊頭殿へ、先御國元へ御無事ニ被成御着候由、以 御書被仰候、其後 上様へも御無沙汰候間、能時分御暇御給候而、早々御歸國、忝 思召候由候て、御進上之段雅樂頭殿・大炊頭殿へ申入候事、
- 一 北郷又次郎年首之御使之由御座候つれ共、是ハ遠國へ御鷹之羈御拜領之御札之由、致披露候、其様子ハ委敷藏人可被申達候事、
- 一 御茶碗・御茶入程比之儀、永井信濃守殿二月廿八日之晚、我等所ニ數寄ニ御出候て、被仰候様子ハ、藏人へ口上ニ申達候、就中我等へ被下候茶碗にてたて申候へハ、大出来物之由被仰候而、其ま、被成御取候、茶入も余よく御座候間、ふた袋仕出候へハ、渡邊圖書頭殿相伴ニ御座候て、被成懷中候、御國之出来物ハのさり

不申候、迷惑仕候事、

以上

〔朱カキ己ノ〕
〔寛永六年〕二月廿九日

〔寛永六年己巳ニ當レリ、此ニ載置也〕

〔全廿二卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

御成ニ付入申候諸道具之事、

- 一 御座敷かさり物之内三ツ具足、此内香炉者新敷候てハ如何ニ御座候間、程比重而可申入候間、其元にて御尋させ有へく候、花瓶・燈臺者ふるく候て、能御座候が、無之候ハ、いさせ可申候、若其元へも手之よきふりたる候ハ、早と御上せ有へく候、見合可申候事、
- 一 御銅甲者、於京都爲存候由申入御座候間、申渡候、是も出來次第見申候而可致談合候事、
- 一 征矢・箆同矢之儀者、御國ニ而可被仰付候、御弓同前之事、

一 御太刀之身御上せ候而、早と正阿弥へ可被仰付候、是

も、白太刀之こしらへ様、正阿弥へ可申渡候、いつれ

も太刀之身御定候て尤候、定 又三郎様御兄弟も、御

太刀可有御進上候条、是も兩 上様へ上り申候ハ、

四振たるへく候事、

一 式三献參候時、御進上之御太刀者、必白太刀にて可有

御座候、是も兩 上様へ二振たるへく候、太刀之銘ニ

可被御念入候事、

一 萬時繪物之日記下申候、可有御覽候事、

一 御路地ニ植申候よき比之らんしゆ・もつこく又八ツ

手等、船ニ而◎大坂迄早と御上せ被成、自大坂、仕立船ニ而參候ハ、爰元へはやく參届へく候、御

國之船にて直ニ罷通候ハ、必遅可罷成候、五月中ニ

爰元へ參候様ニ可被仰付候、六月ニ成候而◎者〔ハ〕中と

つき申間敷候間、其御心得を以可被仰付候、植様な

と、桶之程比被仰付、下ニ穴を餘多所と明候而、細と

水を御うたせ、其水のたまらざるやう◎に〔ニ〕可被仰付

候、はるくと爰元迄御造作にて御越被成候処、うつ

様又路次中々格護無沙汰ニ候て、枯候はん儀者笑止ニ候間、よくく可被御念入候事、

一右植木之奉行二三人も被仰付、路次中水をも細と打、又時と日ニも当、温風ニつよくあたらさる様ニ可被仰付候事、

一らかんしゆ・もつこくの長さ五六尺、木ふりよく候はんを御上せ有へく候、大ニ候程、路次之覚悟罷成間敷候事、

一八ツ手ハ三尺・四尺・二尺・又一尺餘などのをあまた御上せ可被成候、爰元へ一切無之珍敷物にて候間、其御心得候て御上せ可被成候事、

以上

〔朱カキ〕己ノ
〔寛永六年〕二月廿九日

〔古御文書廿八卷中〕

一筆啓上仕候、將軍様今朝方御疱瘡被成候、御氣色能

被成御座候旨申候、委曲者何茂方可被申上候、尚追而御吉左右可申上候、恐惶謹言、

後二月朔日

薩州様

参人々御中

〔正成〕
牧野清兵衛

◎□〔花押〕
〔判〕

〔家久公御譜中ニ無之〕

〔古御文書廿八卷中〕〔家久公御譜中ニ見ヘス〕
〔光久公御譜中に在リ〕

猶以今度 將軍様御疱瘡、薩摩守殿無御心元可被思召候、就其爲御見廻使者も無用之由被仰出候へ共、薩广守殿御事ハ以使者被仰上可然候、以上、

一筆申入候、先刻者従又三郎殿爲御使御出之由候、然者將軍様御疱瘡付而、又三郎殿毎日兩御城へ御登城之由承候、御足も未御不自由ニ候間、爲御使貴殿日一度宛御登年寄衆へ被仰入尤候、先度又三郎殿兩御城へ御登城之様子をも、御序御座候て申上候、將又先日又三郎殿方御進

217

「古御文書廿八卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

急度致啓上候、然者 將軍様被成御疱瘡候處、御氣色一

薩厂中納言殿

酒井雅樂頭
酒井讚岐守
内藤伊賀守
稻葉丹後守

216

「家久公御譜中」

同年閏二月三日、稻葉丹後守正勝・内藤伊賀守忠重・酒井讚岐守忠勝・酒井雅樂頭忠世贈連署之奉書於家久曰、太樹家光公雖病疱瘡、御氣宇快健、爲候御様體不容參于江府之 台命也、

薩厂中納言殿

人々御中

内藤伊賀守◎(花押) 忠重(判)
酒井讚岐守◎(花押) 忠勝(判)
酒井雅樂頭◎(花押) 忠世(判)

伊勢兵部少殿

土井大炊頭

利勝

上之蘇鉄御機嫌御座候て、御満足之通可申入之旨御坐候、右之段可預御心得候、蘇鉄一段御意ニ入申、御自身被成御覽爲御植、殘所無之御仕合共御座候、恐々謹言、
「朱カキ」
「寛永六年」 閏二月二日 利勝(花押)

段能御座候間、御心易可被思召候、就其爲御見舞自然參勤之方も可有之歟与思召、堅無用之旨被 仰出候之間、可被成其御心得候、恐々謹言、
「朱カキ」
「寛永六年」

閏二月三日

稻葉丹後守◎(花押) 正勝(判)

▽
△

218 「御文庫拾七番箱廿二卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

一筆致啓上候、仍 將軍様今朝者別而御機嫌、御疱瘡茂能、其上ほんうミに掛候由候、御いしや衆被申候、御膳又ハ御粥をも 上り申候に付、 大御所様一段之御機嫌ニ而下と共目出度奉存候間、乍恐早く申上候、此等之趣宜預御披露候、恐々謹言、

「朱カキ」
「寛永六年」
壬二月四日
永井監物◎(花押)
白元(判)

嶋津下野殿

219 「家久公御譜中」

同月六日家久以北郷又次郎爲使、附與脇刀一柄・肩衣・袴二具於嫡子又三郎忠元、於是忠元呈上自筆之書、而遙拜賜之忝情、見于書矣、

220 「正文在家村造右衛門」

爲年頭之御使、北郷又次郎被仰付、尤以目出度奉存候、然者見事之御わきさし令拜領候、不断さし申ひさう仕候、殊かたきぬ・袴二具・あふき一箱被下候、是又忝次第存程御礼難申上候、猶委細者又次郎へ申合候間、可達貴聞候、誠惶誠恐敬白、

「朱カキ」
「寛永六年」
閏二月六日
又三郎◎(花押)
忠元(御判)

進上
黄門様

221 「古御文書廿八卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

一筆致啓上候、随而 將軍様被成御疱瘡候、一段御機嫌能早御痘も悴申候間、被成御氣遣間敷候、委細者從酒井雅樂頭・酒井讚岐守・内藤伊賀守・稲葉丹後守可被申達候間、不能詳候、恐惶謹言、

「朱カキ」
土井大炊頭

「御文庫拾七番箱廿二卷中」家久公御譜中に在り

「寛永六年閏二月ニ當る、是ニ載置也」

下野守殿

閏二月十五日

右馬頭

忠興〔判〕〔花押〕

一書令啓上候、仍 將軍様御疱瘡被遊御快氣、今月十五日御湯御かゝり被成候、相國様殊之外被成御満足由ニ候、諸大名〔兩〕〔西〕御城へ爲御祝登城ニ而候、又三郎様も被成御登城候間、拙者も御供仕候、早速被遊御快氣目出度奉存候、此等之趣可然様ニ御披露所仰候、恐々謹言、

「御文庫拾七番箱廿二卷中」家久公御譜中に在り

已上

「寛永六年」
閏二月八日

松平薩摩様

人々御中

利勝〔判〕〔花押〕

覚

一今度 將軍様就御疱瘡、從土井大炊頭殿御内證之趣、先日以早打申上候、定而可達 上聞候事、

一福山へ坎又何方へか一日路迄被成御出候哉之事、

一紀州・尾州 兩大納言様御疱瘡之由被聞召付、即時ニ

御かけ着候、尾州様ハ大磯まで被成御越候、紀州様ハ

小田原迄被成御越候へ共、皆々在國衆へ御留之御觸御

座候處、兩大納言様御參上候へハ、被成御留候衆心

遣ニ可被存候間、是非共被成御歸國候様ニと被仰分、

被任 御錠候事、

一今度紀州 大納言様御國御打立之様子、殊之外世上御

褒美にて、當時者是のミの御沙汰ニ而候、其子細者

大納言様朝之御食を參候時分ニ、御疱瘡之由紀州へ書

状到來候ニ付、御前之御食をいかに〔者〕も緩〔与〕々々參、當座ニ

〔ハ〕御供衆などの儀も菟角不被仰出、御手水つかハせ

られ、其ま、被成御出候處、御觸者無御座候つれ共、

御供衆一度ニ爲罷出由候、連々江戸へ如何様之子細候

て、不依夜白俄御打立可有之時、あまりに御供衆大勢不入時ハ誰と、又御人衆過分ニ可入時者可爲誰と候、到時御觸者有之間敷候間、可致其分別由兼而被仰定候故、御打立如此候、海道ニも連と御泊之用意被仰置由候、ケ様ニ御連枝之御衆御心かけニ付、後日之御爲を被思召、從土井大炊頭殿先日之御内意御座候かと存候間、かまひてく後日致首尾候様ニ可被入御念候事、一定而連と從御取次御在國之衆へ、ケ様之御内儀可有之候間、一日二日路までハ可有御出候事、

一御疱瘡出申候時より今迄、諸大名衆日ニ二度ツ、爲御見廻被成登 城候、去十五日ニ御湯御かゝり候間、御見廻可爲無用由可被仰出かと、各被思召候へ共、其儀無御座候て、皆と御草臥之由被仰候、今朝 又三郎様致御供 御城へ罷出候、從雅樂頭殿、諸大名衆日ニ二度宛之御見廻ハ可爲無用候、一度宛之儀者なみも候ハ、左様ニ可有之候哉、と被仰候間、菟角先一度ツ、ハ可有登城由候、よき時分 薩州様被成御在國候与奉

存候、先日如申上候、 又三郎様ハ御足御不自由候間、我

等毎日罷上り候て尤之由、從御年寄衆被仰候ニ付、又

三郎様ハ三日ニ一度ツ、被成御登 城候事、

以上

「朱力キ」 寛永六年 閏二月十八日 伊勢兵部少輔

喜入攝津守殿

野州尊老

224

「古御文書廿八卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶と拙者も爲御見廻江戸へ可致伺公と奉存候処ニ、

先以控申候、爲御存知申上候、已上、

先ニ者 公方様御疱瘡之通被仰知、忝奉存候、左兵衛佐

所方も當月六日之飛札今朝參着申候、御疱瘡御輒被成日

と御平癒之由候、誠ニ天下之御大慶不被奉過之御事ニ候、

貴殿様御喜悅奉察候、御同事之至候、恐惶謹言、

「朱力キ」 寛永六年ニノ刻

後二月廿八日

相良彦岐守

頼寛(花押)

薩州中納言様

人々御中

225 就當地普請、角石如目錄到來、悅入候、猶土井大炊頭可

述候也、謹言、

三月十六日 秀忠〔判〕^{〔花押〕}

薩摩

中納言殿

〔御譜中ニ在リ〕

226 以上

又三郎殿爲縁組之祝儀、被差越使札、到遠路懇切之儀、

令祝着候、委細之段者下野守可申達候、謹言、

三月十八日 家久〔花押〕^{〔寛永六年〕}

喜入攝津守殿

〔上包〕

喜入攝津守殿

家久

〔此御書喜入忠續譜中ニ在リ、正文在當家トアリ〕

227

〔古御文書廿八卷中〕〔家久公御譜中ニ在リ〕

以上

當年就江戸御譜請、角石百如御目錄御進上、則遂披露候

處、遠路被入念之旨被 仰出、御内書被遣候、委細者

從伊勢兵部少可被申達候間、不能詳候、恐々謹言、

三月十九日 土井大炊頭〔判〕^{〔朱カキ〕}
^{〔寛永六年〕}

薩摩

中納言殿

人々御中

薩摩

中納言殿

封 人々御中

利勝

土井大炊頭

228

〔正文在文庫〕〔家久公御譜中ニ在リ〕

進上

角石

百本

おもて三尺方式尺七寸之間
長さ六尺五寸六寸六尺之間

以上

右之石江戸にてあかり申候、以上、

〔朱カキ〕
〔寛永六年〕 三月十九日 土井大炊頭〔花押〕

松平薩摩守殿

御進上石請取〔中〕之〔中〕事、

合百本者 角石大小有、

右請取〔中〕之〔中〕所実正也、仍如件、

寛永六年

三月廿六日

石野六左衛門〔印〕

天野麦右衛門〔印〕

駒井次郎左衛門〔印〕

池田圖書〔印〕

森川金右衛門〔印〕

久永源兵衛〔印〕

松平薩摩守殿内
伊勢兵部少輔殿

〔末〕
角石御進上請取

〔此廿六日付、正文御文庫十七番箱廿一卷中ニ有之、引合置也〕

230 「家久公御譜中」

同月、家久以鎌田監物政貞爲專使、獻幣物數品、奉候

秀忠公起居、則徵政貞於 御前、而賜謁趣審土井利勝之

答書矣、

231 「古御文書廿八卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

貴札拜見、忝奉存候、然者兩 御所様爲御見廻、以御使

者被仰上、大御所様へ巻物廿之内けん十・縺子十并赤

貝之塩辛一壺・灰入十・底取はうろく十被成進上候、則

遂披露候處、遠路被入御念之段、御機嫌不大形御坐候、

則御使者御前へ被召出、無殘所仕合御座候、如御紙面、

旧冬被成進上候ほうろくそこ取方、弥焼間見事ニ御坐候

而、御機嫌御坐候、委曲鎌田監物殿可爲演說候、恐惶謹

言、

〔朱力キ〕
〔寛永六年〕

三月廿一日

土井大炊頭○(花押)

利勝〔判〕

家久様

貴報

232

〔家久公御譜中〕

〔正文在喜入安房久亮〕

任便宜用一書候、仍上洛已後者、打續天氣能候間、定而

早々可爲上着与存候、然者美作守不圖煩出、笑止之躰候、

養生之儀、理心藥被用候、我等も兩度見廻候、何共氣色

無然々候之間、心遣之○至〔到〕候、殊更留守之儀候条、別而

笑止ニ候、さこそ其方心遣令啓候、〔本マ、〕委儀者從在所可相聞

候間、不具候、理心殊外精入養生候、脈躰者能候由申候

間、次第ニ可爲本復候、追々吉左右可申越候、謹言、

〔朱力キ〕
〔寛永六年〕 三月廿三日

家久○(花押)
〔御判〕

喜入攝津守殿

233

〔家久公御譜中〕

〔正文在琉球國司文庫〕

當年之爲御祝儀、被差渡使書、殊祝物如目錄相達、到遠

路御慰懃之至候、自是茂右之御祝詞以使者申入候、將亦

先年薰之方申傳候、就其被成御調合、香合一贈給、則燒

申候之處、一入能御座候、扱々奇特成儀驚入存候、弥御

執心專用候、猶中城口上相合不具、恐惶不宣、

〔朱力キ〕
〔寛永六年〕 卯月三日

中納言家久○(花押)
〔御判〕

進献 中山王

234

〔家久公御譜中〕

〔正文在大龍寺〕

大隅

正興寺住持職事、任先例可被執務之状如件、

寛永六年四月八日

中納言○(花押)

玄碩西堂

235 「正文在大龍寺」

建長寺住持職事、任先例可被執務之状如件、

寛永六年四月廿二日

玄碩西堂

中納言^{○(花押)}御判[○]

236 「御文庫三番箱中」「二通共家久公御譜中ニ在リ」

爲端午之祝儀、帷子単物數十到來、欣然候、猶土井大炊

頭可述候也、謹言、

「宋方幸」五月三日 秀忠 ○ 「墨印」
「寛永六年」

薩摩

中納言殿

237 爲端午之嘉儀、帷子単物數十被相贈之、欣然之至候、猶

酒井雅樂頭可申候也、謹言、

「宋方幸」五月四日 家光^{○(花押)}判[○]
「寛永六年」

薩

中納言殿

238 「御文庫拾七番箱廿二卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶々爰元之様子攝^{○(州老)}

御譜ニアリ[○]可被申達候、

去月十三日之御狀、同十五日之御狀今月九日到來、具令

拜見候、然者不思儀成者、御屋形^{○(内)}忍入申候由[○]

入候、乍^{○(去)}はやくしれ申候而、被爲搦捕目出度候、就

其彼者申分共候間、後日之御沙汰も如何ニ候条、於其元

被討果儀者如何^{○(思召)}大炊頭殿へ可被成御引渡之

由、一段御尤ニ奉存候、彼者之申分一ツ書にて被 仰聞

候趣、細々見申候、何れ共難着様子ニ候、秀頼様御國

へ御座候など、申、又真田命なからへ、紀伊國^{○(外)}被召置

候など、申儀、何れも無首尾候、秀頼御事も御果候儀、御

死骸まで江戸之歴々被御覽候、又真田頸も爲出^{○(申由候)}

處、皆々無首尾之申事にて候、誠之狂者にて候歟、又正

儀をハ態不申出候哉、爰元にても色々申候而見候へ共、

さありつへき事皆々不被存當候、御屋形之肝ひきく候所

ハ被入御念尤候、何事も御油断之不成事と申事ニ候、大

炊頭殿へ彼者於御渡者、其元ニ而彼者申候趣、条書にて

大炊殿へ可被仰渡候、然者度々御尋候其度々之様子、条書餘多ニ被成候て尤ニ存候、其故者、治定爰元ニ而大炊頭殿御尋之時者、又申分可相替候間、其元にても度々ニ口替候由被仰入候て、可然存候、若又其身不遁と存候ハ、自害いそかしく可存候間、路次ニ而あふなく無之様ニ、能く被入御念尤候、上方之囚人遠路へ被遣時者、乗物ニのせ、いかにも手がたくからけ候て被遣と相見得申候条、左様ニ被仰付、舟にてハ船籠ニ御入候而尤候、路次可被相付衆、餘無人にてハ如何ニ候間、御道具衆十人計、又其首之衆可被仰付候哉、雖不及申候、被成御油断間敷候、十三日之日付之御状者、攝州老同前ニ被遊候間、兩人可致相判候へ共、攝州老ハ去六日ニ爰元御打立候而被爲上候間、壹人ニ而如此候、恐惶謹言、

「朱力キ」
「寛永六年」
五月十一日

伊勢兵部少輔（花押）
貞昌（判）

野州尊老

實報

「光久公御譜中」

—光久

—男女十八人略

—貞昭

伊勢鶴丸隼人兵部

寛永六年己巳五月十四日（誕）於江戶、母（家臣）崎山

盛秀女（家臣）、伊勢兵部貞昌之養嗣

寛文三年癸卯八月四日死於江戸、歳三十五、（法號）

幽澗堅心大居士△

—久尚

又九郎

寛永六年己巳七月四日（誕）、母（患心一生）川村伊豆秀政女（家臣）

樺山助七郎久辰之猶子

正保三年丙戌正月九日早世、歳十八、（法號）

溪浄春、△

「御文庫拾七番箱廿二卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶と此状納戸衆へ御届候而可被下候、以上、

急度申入候、然者昨朝御たつ目出度被成誕生候、殊御

男子にて、誠と思召儘之儀、千秋萬歳ニ御坐候、此等之

儀爲可申上早打申付候、色と御用之儀共候つる、三日中

ニ友野左近打立せ可申候条、其節委細者可申上候、先此

儀御注進迄ニ如此候、可然候様可被仰上候、最前如被仰

置候、御弓之儀、町田駿河守勤役被仕候、將又御兄弟様

一段御息災ニ被成御坐候、是又可然候様可被仰上候、猶

期後音候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「寛永六年」

五月十五日

伊勢兵部少輔（花押）
貞昌判

野州尊老

人々御中



伊勢兵部少輔

貞昌

野州尊老

参

江戸ニ而御たつ様御誕生之儀也

「寛永六年五月十四日生御男子ハ貞昌ノ養子ニ成ラセラレ、幼名伊勢鶴丸、後兵部貞昭ノ事也、御母ハ崎山盛秀女トアリ、おたつノ事なるへし」

241

「家久公御譜中」

「正文在相良與左衛門」

返事によひ不申候、かしく、

た、今かんせいを見まい申候、さてくノ事にて候、さ

りなからいまゝてハくるしからず候、ふく寿も見まい申

候、又と、かしく、

「口裏」

「朱カキ」(ママ)
「寛永六年五月廿五日」



むもし

まいる

いゑ久

242 就當地普請、角石如目錄到來、悦入候、猶土井大炊頭可

述候也、謹言、

「ウラニ」 廿一日 より
 「御下様也」 いゑ久
 「いもし」

返事

「寛永六年」(三)
 六月十六日 秀忠◎(花押)「御判」

薩摩
 中納言殿

「雜抄」
 覺

一人を切候もの之ハ、其屋敷之もの出合、何方迄茂追懸留置、刀脇指を取、子細を相尋、奉行所江注進すへし、若刀脇指を不出すまひ候ハ、打殺候而も不苦候、右之もの追懸候時者、其さきくの屋敷よりも急度出合右留置之、然者昼夜ニよらず、屋敷之前にて人を切候事、不知におみては、其屋敷之番人可爲油断事、
 「寛永六」
 巳六月廿日

先ほとハ御せう「消息」そこう「承」け給候やうにおもひより、御さ候ま、不申候へは、いか、かけ事「陰」のやうにくちをししく候間申候、よきやうにかつてん「合」まいり候へかしと存候事候、
 「島津久元」
 下野守殿事ハよきも御入候ハぬあひたの儀候間、ゆく末長久に候やうにと存候事候、いつれもめん「面」にくハしく申候へく候、又々、かしく、

「家久公御譜中」

「正文在南林寺」

寛永六年六月廿二日

懷舊之連歌

涼しくも消のほる露の蓮哉

白雨すくる庭の池水

雲まもる月ハ幽に影落て

狷つらなり鷹わたる群

刈残す田面の原のすゑとをミ

暮て帰さを急くかたく

家久

重高

祐昌

久賀

久元

忠俊

哀れそふ夕山もとの秋更ぬ

家久

ほのかにもいまなれる蚊遣火

忠政

すゝろなからの年をふるさと

重高

一夏の過るこそたゝ程なけれ

忠通

例ならぬ身はをこたれる宮仕へ

元綱

深山のおくを立出ぬめり

重位

物の氣色のしるきをこなひ

久賀

稀にとふ心のうちは忘れられす

忠俊

名にも將もれぬうらみハ深かれや

祐昌

しはし別れをおしむ哀れき

重高

待にと絶の有はつれなし

忠俊

涙こそさらにひかたき袂なれ

元綱

いひなしに人の心やかかふるらむ

久元

そゝくあまりのかけのやすらひ

家久

となり隔つるかけの竹牆

忠通

こりそへておもき真柴や運ふらん

忠政

枝たらむみきりの外も花の宿

忠政

里のあわひのみちのさかしき

忠通

春にもあらぬ雪の梅か香

家久

それとしも寺のいらかのあらはれて

重位

寒帰る谷の下水幽にて

重位

立ならひつゝふかき杉むら

祐昌

作るともなき岩のはさま田

元綱

宿りをも求てや急く夕鴈

重高

暮毎に鳴たつこゑは物さひし

重高

雲の底よりほのかなる山

忠俊

むらのあたりにすきむ秋風

祐昌

風やたゝ度ゝにしもわたるらん

久元

置こほす露の草くうちなひき

久賀

暑き残らぬはしゐしてけり

元綱

雨晴るより月のさやけき

久元

長き夜も更て醒ぬる酔心地

忠通

堪て住庵りのうちのね覚して

家久

月に成よりあかぬ伴ひ

久賀

秋のミと思ふも花の春暮て

家久

かりの名残は淺からすこそ

重位

霞ぬるそらはみるく立増り

忠俊

塩やくうらのけふりいくたひ

忠政

風かよふ折く波の音そひて

祐昌

舟に枕はいほもねられす

忠通

出そむるたひの哀れを誰問ん

元綱

みぬ國里にすめるはかなき

家久

法をしもたよりと憑む小野のおく

忠政

うち敷雪の静なる暮

忠俊

狩人の帰りつくせる岡邊に

重位

うら枯つもそよく楡の葉

重高

わけならず小萩かものむしの群

久元

かたしくまに月更ぬめり

元綱

恨たほのかたらひし中絶て

家久

涙に文字もきゆる玉章

重位

ともすれはすきしむかしを思ひ出

忠通

親のいさめを忘れやはする

忠政

みどり子となれるえにしハ淺からて

家久

松にし羽吹友鶴のこゑ

重高

置まよふ尾上の霜や寒ぬらむ

久賀

目さましかちになれる老か身

忠俊

手を折にあらましかはの數そひて

重位

花の衣そ墨に染なす

忠通

二月の別れや誰もしたふらん

祐昌

鐘こそ霞めさとの遠近

久元

家久十二句 忠政十 重高十 忠通十一 祐昌九 重位

十一 久賀八 元綱九 久元九 武住一 忠俊十

246 「三番箱中」家久公御譜中に在り

使者口上之趣、殊虎皮二枚并琉球酒二壺到來、悦入候、

猶土井大炊頭可述候也、謹言、

「朱カキ」
「寛永六年」七月十二日 秀忠判

◎(花押)

薩摩
中納言殿

247 「三番箱中」

遠路使者、殊皮皮二枚并琉球酒兩壺被相送之、忻然之〔到〕
候、猶酒井雅樂頭可申候也、謹言、

七月十八日 家光〔判〕
〔花押〕

薩摩
中納言殿

「寛永六年カ、御譜中ニナシ」

248 「三原飛彈守重長譜中」

寛永六年己巳七月、御家老島津下野守久元・喜入攝津守
忠政・伊勢兵部少輔貞昌奉 公盟載、頃日 公賜久元室
書、室乃公妹、皆機蜜事無世知者、初重長好學聯歌、得以辱
公知爲親昵臣、故匪趨陪筵叨娛風月、同東郷肥前守重位
等、恒候惟輻至若機蜜亦莫不與聞、云事見古文可觀以考
也、

249

「写三原氏藏」
「家久公御譜中寫正文在市來八左衛門トアリ異同ナシ」
敬白 天罰起請前書之夏

一 雖不新儀候、弥申合、棄私諸事、相守御奉公、御國平
安之政道、無緩疎可心掛候事、
一 御子様達大勢御座候間、万一鼯肩く之心指雖有之、
會以不与其黨類、御惣領様を尊奉守、可抽御家御相續
之忠勤候事、

一 無由儀ニ、御兄弟様達之御中、あしきやうに申成輩、
雖有之、其旨致同心ましき事、

一 諸噯方、聊鼯肩偏頗無之、可致沙汰事、

一 三人之間若讒言かましき儀可有之時、少〔茂〕無疑心何
時〔茂〕互以熟談可申明事、

右條と雖爲一事於偽申者

寛永六年七月吉日

喜入攝津守
忠政 〇
伊勢兵部少輔 〇
貞昌 〇
在判
在判
△

「按ルニ、御子様大勢云々トアルニ光久公十四才、兵庫頭忠朗も十四才、其他御男子合シテ十四人ノ大勢ニ及ハレタリ、家久公五拾歳御越、御子様方御生忍右之如クハ御成り被遊候、持明君ハ翌寛永七年六十歳御逝去也、考ニ供ス」

下野守

久元○在判

『写本三原氏家藏』

『寛永六年七月比カ』

十六日

『御妹下サマ』

いもし

まいる返事

いゑ久

夜せん御せうそこのとをり、くハしくうけ給候、下野守

殿せいし『審詞』のとをり御入候ハにて候、江戸にても兵部『伊勢』

へ申、内儀とも御入候する事を、たんかう可申候、誰と

ても人の心はこゝろくにて候間、心中の事をうけ給候

へばこそおちつき申候、いらひとにも別儀有ましく候、

人くちいろくかやうに申候間、うけ給たる事候ハ、

いくたひも可申候、三人あひやく人の事にて候間、こゝ

ろくと見え申候、たんかうなりにて候すると思ひ候、

『雜抄』

曳付

高五拾石

右者、平田盛右衛門尉殿、地下旅共、別而御奉公被申候ニ付、爲新地被宛行候間、無吳儀可有支配者也、

寛永六年八月十五日

攝津守印

下野守印

御支配奉行衆中

まいる

『平田氏系圖』

盛右衛門純正、天正九年辛巳六月十六日生、母八木和泉守信親入道宗琢女、純正自少壯奉仕 家久公、夙夜勤勞出衆、寛永六己卯年八月十五日、拜領新恩地云々、

「右通ニテ、十二年十二月十五日又五十石ノ加増ヲ賜ハル」

「家久公御譜中」

「正文在文庫」

猶以琉球之鴉之義被仰遣候間、頓而可參候由、奉得

其意候、

尊書致拜見候、然者内々御當地ニ而被仰候唐之白鬻一番

并硫黄蜜漬之壺被成御進上候、松平伊豆守被遂披露候、

私儀も御前有合承候處、一段 御機嫌被思召、御仕合共

御座候、右之鬻、當年も子を御やし申候へ共、子をハ其

元ニ御置被成候由、是又達 御耳候、委曲各方可被申入

候間、不能一二候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
〔寛永六年〕

八月廿三日

酒井讚岐守 忠勝〔判〕◎〔花押〕

松平薩广守様

尊報

「樺山久高譜中」

「案文在樺山源三郎久清」

覚

一先年廻馬立之御陳ニおひて、前之右馬頭殿被成戦死、

御陳無由引取被成、敷根境目御念遣候処ニ、祖父玄佐

へ別而念ヲ入御奉公可申上通被仰聞、御談合共候、玄

佐申候ハ、私領之内帖佐春毛村を可差上候、敷根殿へ

被遣御頼候而可然之由申候故、右地敷根殿へ御手付候

而、堺目被成御憑次第ニ御勝利罷成候、春毛村之返地

として、曾於郡之内大窪村六町玄佐へ被下、數年格護

申候、然處に伊東飯野飯肥〔肥〕へ陳を取候時分、方々へ御

手難廻御談合共候キ、玄佐申上候ハ、御神慮題目に候

条、霧嶋へ寄々之御知行、廿町も卅町も被成拜進可然

之通申候条、左様ニ御祈精可被成由候へ共、近所へ御

知行無之故、玄佐私領大窪村、御家御爲ニ拜進可申之

旨申上候而、御神領ニ上置候処ニ、寄破之時分、御藏

入ニ被召成候、此御返地被下候様ニ侘申上候事、

一先年幽齋老御下向之砌、興之洲、向之嶋へ藤野村・赤

生原村、麦生田へ上之門、青屋へ松木園門此五ヶ所爲

御藏入被召上候、村田殿・敷根殿・佐多殿同前之上地にて候、彼三人へ者御返地被給候由承候、我等事も返地可被下候、拙子先祖以來御奉公も、右人衆へ優劣有間敷かと存候、右地玄佐へ被下候様子者、本田殿逆乱之刻、大隅之案内者として、玄佐へ先年被仰付候故、

興之洲へ船ヲ着、宮内へ相籠、無別儀御奉公相勤候て、國分新城并ひめ木を御手ニ入、それより次第ニ大隅表案牘ニ罷成候、爲其忠節興之洲玄佐へ被下候、又市來へ被召懸候刻、於大日寺馬場ニ、攝州老祖父同前ニ、玄佐辛勞申候、爲御手付向之嶋之内二三ヶ村被下候、何れ共子細ある先地にて候条、別而御託申上候事、

一 庄内御弓箭已後御支配ニ、肝付越前守殿御知行三千石被給候處ニ、拙齋・包節被申上候ハ、菱苜御弓箭ニ、親父彈正忠殿羽月へ被致御番、辛勞被申候条、今千石御加増候ハてハと被申達、合四千石被給候、御支配御使伊勢兵部少殿と拙者仕候、菱苜御弓箭ニ者玄佐、同兵部太輔父子者平和泉へ御番申候、水俣・佐敷・大口

之間ニ而候故、兵糧御籠被成候事も罷不成、誠折角之躰ニて御番申閉目候故、彼表御心易罷成候間、肝付殿同前ニ佯可申入与存候へ共、御支配御使申候故致用捨、時分ヲ見合候而押移候、右同前ニ被仰付候様ニ佯申上候事、

一出水御番被仰付候而罷移候、加増二百石被下、廿二ヶ年御奉公申候、先地頭本田六右衛門殿者、八百石之御加増ニて、八年御奉公被申候、御加増同前ニ被仰付候様ニ申度候へ共、加判役之中ニて候条、後日之例をも存、とかく不申上候つれ共、當地頭山田民部少殿も、八百石御加増之由承候、然時者同前之御加増被仰付候様ニ、佯申上候處に、右兩人者我等より小身之故、八百石御加増之由、采女正へ被仰聞候、然共、比紀伊殿高岡之地頭被給候加増として、むかさの内高濱村大形、高千石計之所を被給候、其時分我等軍役之高、紀伊殿同前之様ニ候つる時ハ、本地之高之多少ニ應而ノ御加増之差、別者無之様ニ存候、我等御奉公も右人衆ニ優

劣無之候、然時者同前御手付候様ニ詫申上候事、

一於高麗 惟新様被仰聞候ハ、先高麗入無人之砌、別而

御奉公申候条、鹿兒嶋二三人之内ニ可被付御手由、雖

被仰聞候、惣領家ニ被召成候時分、御知行二千石被仰

付、本地合三千石被下候、我等同前ニ御奉公被申候人

衆へ者、新地三千石被給候つる間、今千石者御約束之

内不足申候、早々侘申上度候へ共、加判中与申御藏入

相つまり候故、用捨を以不申上、于今押移候、當時少

身ニ而軍役難續候条、遮侘申上候事、

右之條と精敷以先書申上候、御返事未承候、我等事

も老後与申病躰之条、今度一途被仰聞候様ニ遮而申

上候、此旨御披露頼存候、以上、

寛永六年

八月廿四日

樺山美濃入道

澁谷四郎左衛門尉殿

三原左衛門佐殿

255

「家久公御譜中」

「正文在琉球國金武王子」

尚以於其許、立花節と可在之与令察候、來年者又と

可有渡海之由候、如何と、萬般得再会耳、以上、

今度就 御成、其地樂兒之衆到江戶可被差越之由、兼日

申談之処、王位依御入魂不違時節來着、欣然と、各

被入精之故、誠遠境之處、如斯之次第難申盡候、此等之

旨三司官江可有傳達候、随而去年者覺府迄渡楫、勞煩之

至候、猶嶋津下野守・伊勢兵部少輔可相達之条不詳、

恐と謹言、

「朱力キ」
「寛永六年」

八月廿七日

家久○(花押)
御判

金武王子

256

「家久公御譜中」

「正文在文庫」

猶と橋木市右衛門へ内談可申儀御座候間、早と可被

成御上候、以上、

追而入候、

一先日市來半右衛門尉ニ而 御成之様子委申上候、定可

達 上聞候、然者此方御作事、霜月限ニ者御廣間・

御成書院・御門・御年寄衆之御座候御座敷・御料理之

間、二所皆々出來可申候、結句霜月より内ニ出來可申

与相見得申候、御舞臺・樂屋・御厩何れも只今いしず

への地づき仕候、是者いつれもかろき物にて候間、勿

論年内中ニ出來可申候、御數寄屋御くさりの間、はや

立申候、土井大炊頭殿へ 御成、去月廿八日・今月二

日ニ相濟申候、昨日四日ニ、御年寄衆其外御譜代衆・

諸大名衆御振舞ニ而、御能御座候、我々茂被召出候て

罷出候、道句も隙明候間、一兩日中ニ御路地ニ取付、

ひたと相詰候而見廻可申由被申候、是も年内ニ出來可

申候、御作事方之儀者少茂御氣遣有間敷候事、

一松平隠岐守殿我等へ爲御内談被仰聞候、薩州様始而

御成御申之事ニ候間、とてももの儀ニ、式正之 御成御

座候而尤ニ被思召候、左様ニ候ハ、ちとはやく御年

寄衆へ御内談候ハてハ、御車之御用意可難成候間、隠

岐守殿爲御心得酒井雅樂頭殿・土井大炊頭殿へ可被仰

談候、如何存候哉と被仰聞候間、左様ニ於被成者、一

段目出度候由申上候、尤奉得御内意候而、隠岐守殿へ

も御返事可申上候へ共、若御内意にてもや候と存、又

者 御家之御外間過之間敷と存、如右御返事申上候、

誠此中 御連枝様達を始、方々御成御座候へ共、御數

寄屋より被爲成、物之入候事者同前にて、かろく敷

御座候、御年寄衆御同心ニて左様ニ罷成候へハ、此上

之目出度儀無御座候事、

一御車ニ而被爲 成候へハ、御門ニ御車之通候故実共御

座候間、甲良豊後を召寄、内談申候へハ、内々其心得

ニ而、馬越之木なども取置ニ爲仕由、申候事、

一是非共三月欵四月欵ニ 御成被成候て、目出度奉存候、

来年者 御上洛之由、堀丹後守殿物語承候、惣別御年

寄衆者左様之儀、前廉少茂御沙汰無之候間、中々大炊

頭殿などへ得御意候共、被仰間敷候、丹後守殿者朝夕

大炊頭殿へ心安有之人にて候間、定能可被爲聞と存候、四月迄者着なども餘いたし不申候、今度加賀之筑州御成者四月廿六日ニ而御座候つる、少茂着など痛不申候、是非左様ニ御企候て尤ニ奉存候、色と思案申候程、御急候て可然奉存候事、

一御進上之御太刀・御腰物、早と此方へ被遣候へかし、本阿弥へ究可申候、御太刀こしらへニも、白太刀などの様子、當世之細工人存間敷候間、可申渡候、式正之御成にて候ハ、御鎧之外ニ御腹巻なども入申候間、其段京都へ申上せ候事、

一四月之御成ニ御定候而、役者なども被召列、萬一差合申儀候て、秋ニも冬ニも延申候ハ、爰元へ罷居候衆之内、不入衆を如御國被成御歸、役者衆之儀者被召留候て尤ニ候、殿様者正月十日時分ニも被成御打立、其外役者などの衆者、年内も被打立候様ニ可被仰付候哉、但御供にても候はん哉、御談合次第ニ而御座候事、一先日従大炊頭殿被仰聞候ニも、三月之末ニ欵四月之初

ニ欵御成尤ニ候由、被仰候つる間、其段申上候、是にて推量申候ニも、來年之御上洛必定欵〇与と存候、若三月・四月之間ニ御成不罷成候ハ、薩州様茂先御上洛之被成御供、又此方へ御越候てこそ御成者可有御座候、公方様者、いつも十月之末霜月ニこそ、

京都を被成御立、還御候間、此方ニ者、霜月之末欵極月ニ懸り候てこそ、可爲還御候、左様ニ候ハ、來年中者御成不罷成儀も可有之候条、何とそ被成、先四月之御成ニ御定候て、其御用意尤候、くれく御作事之儀ニ付候てハ、少も御氣遣入間敷候事、

一度と申上候御筋ニ入可申物、其元へ可有御座物を、早と御上せ候へ、見合申候而若不足之物候ハ、求可申候、御油断有間敷候、構而夜晝御肝煎候ハ、而候、乍去御作事さへ調候へハ、別ニさほど御手間之入儀無之候間、其御心得尤候事、

一御筋之儀者、爰元ニ而御成之様子見申候も、昔之作法ニ而御座候、御同朋衆道句など能稽古候と見得申候、

我々覺申候分も致談合、弥可然様ニ可仕候間、左様之儀ニも殿様御心遣茂入申間敷候、御鑑・御弓・征矢之かさり様、御當代ニ者今迄無御座由候間、是者我等記録ニ御座候条、如其可仕候、可御心易候、定征矢籠同矢出來可申候、矢者廿五ニ而御座候、御弓之儀も藤卷ニ可被仰付候、此等之段能々可被仰上候、猶相替儀候ハ、追々可申上候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔寛永六年〕

九月五日

伊勢兵部少輔○〔花押〕
貞昌〔判〕

喜入攝津守殿

野州尊老

▽○人々御中△

257

〔御文庫三番箱中〕「家久公御譜中ニ在リ」

爲重陽之佳祝、小袖五到來、悦入候、猶酒井阿波守可述候也、謹言、

〔朱カキ〕
〔寛永六年〕

九月六日

秀忠○

〔墨印〕

258

〔全〕「家久公御譜中ニ在リ」

薩摩
中納言殿

爲重陽之嘉祝、小袖五被相送之、欣悦之至候、猶酒井讚岐守可申候、謹言、

〔朱カキ〕
〔寛永六年〕 九月八日

家光○〔花押〕
〔判〕

薩

中納言殿

259

〔家久公御譜中〕

〔寫正文在文庫〕

御進上物之覺

將軍様

一御太刀

一腰白銘可有之、

一御鎧

一領

一御弓征矢

一御馬

一疋御鞍籠作、

右者 御成書院にて式三献參候時御進上、

一御太刀 一振持銘可有之、

一御刀 一腰

一御腹卷 一領 右ニ御鎧上り申候へ共、式正之御成ニハ、必表へ被爲成候て、又御腹卷參申候間、如此之御鎧と此腹卷とハ相替申候、

一領、右ニ御鎧上り申候へ共、式正之御成ニハ、必表へ被爲成候て、又御腹卷參申候間、如此之御鎧と此腹卷とハ相替申候、

一御馬 一疋

一黄金 二百枚

一卷物 百端

一白糸 二十九丸 是ハ京都之御藏へ有之、

一御小袖 百

右者御廣間へ被爲 成候時御進上、

大御所様

一御太刀 一腰鎧可有之、

一御鎧 一領

一御弓征矢

一御馬 一疋御鞍鎧作、

右者 御成書院

一御太刀 一振

一御刀 一腰

一御腹卷 一領

一御馬 一疋

一黄金 二百枚

一狸皮 二十間

一白糸 二十九丸

一御小袖 百

右者御廣間にて

一御連枝様於御供者、御進物可入、〔本ノマツ〕乍去當日之儀ニてハ

御座有間敷候、加賀之筑州へハ、駿河大納言様被成御

供候、式正之 御成にて候ハ、御相伴衆餘多入可申

候間、御連枝之御衆、御兩人程も可爲御供候哉、自

筑州大納言様へ何を被進候共、未相知候、承合相賦可

申候事、

一右ニ如申候御進上之外ニ、持太刀餘多入可申候間、縦

銘を拘不申候共、太刀のミ可然候ハんを、七振も八振

も御上せ候而、正阿弥又別細工人へも被仰付可被成御
諤候事、

一上様へ上り申候御腰物二ツハ、後藤諤可申候、但御太
刀正阿弥へ談合申候而、諤させ可申候、一人こそ成不
申候ハ、脇へも可申渡候事、

一上之御屋敷へ 黄門様御座所之儀、最前之指圖ニ者仕
候而、懸御目候へ共、中々其指圖あひ不申候而、御屋
敷之地せまく候故、不罷成候、其段も先日申上候、上
之御屋敷へ 黄門様可被成 御座時者、なをり書院へ
被成御座候而可然奉存候、其様子者、一兩月中吉利下
総守殿歸國候間、其節委可申上候、くれく、御筋之
道具何々御座候哉、又一圓ニ無御座候哉、此御返事一
刻も早々承度候事、

一先書ニ如申入候、檜木市右衛門一刻も鬧敷候間、早々
可被成御上候、御成之時可有御筋様子、爰元之御包
丁人衆より可被相尋様ニ候間、大草殿へ相傳候様子、
内談申候而、二重御手懸なと寸尺之事共、ちと昔のよ

りふとく仕度候、左様之儀内にてさせ申候而見可申
候、又大草殿子息へ、日記共談合申候而、見せ可申候
間、此飛脚參着次第翌日ニも御打立せ候而、美と津よ
り早船にて可被成御上候、檜木事者、我等前にて大草
殿へ稽古させ申候、自然檜木或煩なといたし、或無餘
儀差合など候て、上洛不罷成候ハ、石原佐渡守事も
大草殿へ我等引付にて稽古仕せ候間、佐渡守可被成御
上候事、

一猿樂衆へ鳥目五百貫・御小袖二百三十八被遣候、但人
數(百拾九名)百九拾人、沓人ニ二ツ充、

一御小袖十五、但唐織薄綾嶋、是ハ大夫五人へ被遣候、
沓人ニ三ツ充、

一相國様 御成人之時も同前、

一御遣小袖、加賀之筑州 御成ニ者、二千入爲申由候へ
共、此方へ者、先々千調させ申候事、

一堆朱・堆紅之盆、丸角長短大小有次第、可被成御上候
由、最前以書立申入候事、

一 御進上之御太刀・御腰物之儀、毎度申上候つる、新納右衛門佐殿請取被罷上候由候間、得其意候事、

一 鴨之香爐、青磁ニても染付ニても、花瓶ニても御座候ハ、四程入可申候、則繪圖を仕候而進入申候間、此類御座候ハ、可被成御上候事、

一 三具足之花瓶・香炉ハ、京都ニて鑄させ申候間、不參候共不苦候、是も先書ニ如申候、古きに手のよき物御座候ハ、可被成御上候、させる物ニても無之候ハ、路次之造作ニて候間、御無用ニ候事、

一 三幅壹對二飾分入可申候、是も其元へ御座候、有無之儀相聞得不申、氣遣ニ存候而、一飾分ハ此方ニて相調申候、今度新納右衛門佐渡へ四幅壹對御上せ之由候、見申候而得其意可申候事、

一 御數寄屋之釜・御くさりの間之御釜などハ、定相究可申候、くさりの間之御釜ニくさり釜之つるなど、無御油断可被仰付候事、

一 今度此方ニて求申候軸之物之表具絹、其元へ御座候ハ

260

、早と御上せ候而可被下候、方と尋申候へ共、勝たるありかね申候、古き小紋の段子〇なと珍敷手のよき物御座候ハ、御上せ待入申候事、

以上、

「朱カキ」
「寛永六年」九月十九日

「樺山久高譜中」

「案文在樺山源三郎久清」

覚留

一 御家之御爲として、玄佐私領大窪村六町霧嶋へ拜進申置候處ニ、幽齋老御下向之時分御藏入ニ被召成候、佐多殿・敷根殿・村田殿上地同前ニ候、彼人衆へ者近年御返地被給候、我等へも同前ニ御返地被下候様ニ忝申上候事、

一 幽齋老御下向之砌、玄佐私領春屋ニ松木菌門四町八段、伊集院ニ上之門四町武段、向嶋へ赤生原門三町・藤之門三町、濱之市へ沖之洲町濱此五ヶ所御藏入ニ被召上候、

佐多殿・敷根殿・村田殿同前之上地にて候、彼人衆次

ニ御返地被仰付候様ニ侘申上候事、

一 菱刈御弓箭之刻、平和泉へ玄佐父子御番申候様子、事
旧候様ニ可被思召候へ共、肝付越前守殿御加増被給候
通も、親父彈正忠殿、右同御弓箭ニ羽月へ御番被相勤
之由、拙齋・包節^(抱)被申上、御加増千石被給候、御使伊
兵少老と拙者にて候、我等申分も無差別存候故、重而
御侘申上候事、

一 出水へ吾等被召移候、御加増貳百石被下、廿二ヶ年御
番申候、先地頭本田六右衛門殿・當地頭山田民部少殿
事者、八百石充之御加増にて候、我等も同前ニ被仰付
度存候處ニ、右兩人者父子銘之御奉公之故、御加増
之差別有之由被仰聞候へ共、我等も安藝守鹿兒嶋へ召
移、三ヶ年御奉公申候、然処ニ我等筋氣痛候故、出水
御番之侘申上候砌、市八^(市來)左衛門尉殿・北条土佐守殿兩
人を以被仰聞候様子者、輕御奉公ハ安藝守可申候条、
父子同前ニ御番相勤可申由被仰候而、安藝事者出水之

様ニ被遣候、然時者、父子銘ニ御奉公も、右兩人ニ

無替儀候欤と存候事、

一 我等より、民部少殿・六右衛門殿事者、小身にて候条、
御加増過分之由、被仰聞候へ共、此中者、本地多分之
人へ者、御加増も過分ニ被給候様ニ、見得申候、本地
少高衆へ者、其相應ニ被仰付候、今度吾等へ御返事之
通、手始之様ニ候而、迷惑ニ奉存候、今少委被聞食上
候様ニ侘申上候事、

一 於高麗 惟新様被仰聞候通、先條書ニ無別儀候、高千
石者、御約束之内不足申罷居候事、
一 右何も早ニ御侘申上度存候へ共、先年御支配之砌者御
使申、それより加判役被仰付、殊更御藏入も相つまる
時分にて候之故、用捨を以寛角不申上、于今推移、小
身にて御軍役難續候、被聞召達候やうに侘申上候事、
右者先日申上候、御返事雖被仰聞せ候、又ニ愚意之
通申候、細ニ被聞召達候様ニ御披露奉頼候、以上、

寛永六年

九月廿一日

榊山美濃入道 ○「甲」

澁谷四郎左衛門尉殿

三原左衛門佐殿

嶋津下野殿

▽嶋津下野殿



永井監物



261

「御文庫拾七番箱廿二卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

一筆致啓上候、公方様弥御機嫌能被爲成御座、昨廿一

日ニ尾張大納言殿被爲成、天氣迄能御座候而、大納言殿

無殘所御仕合ニ而、御満足思召候、御數寄屋之御供之衆、

水戸中納言殿・松平越後殿・松平筑前殿・毛利甲斐守・

立花飛驒守ニ而御座候、御代替之御 成初ニ御座候へハ、

下ニ共目出度奉存候、随而被下物御進上之物別紙進申候、

來月中水戸殿被 成御座候様取沙汰申候、其^{◎元}御無事御

座候哉、承度奉存候、此等之趣宜預御披露候、恐々謹言、

「朱カキ」
「寛永六年」

九月廿二日

永井監物

白元[◎]判^{（花押）}

262

「下野守久元譜中」

寛永六年己巳薩隅日三州中、諸士之給地悉改替、而新

賜目錄曰、

263

知行目錄

薩州祁答院之内

高五百三拾三石四斗四升六合

湯田村

同

高千式百四十四石七斗八升一合

舟木村

薩州祁答院之内

高式百十三石六斗四升三合

宮之城屋地村

同

高八百六十八石八斗六升一合

虎居村

内七百五十石八新八郎高_ニ入

同

同

高七百四拾六石四斗一升九合

平川村

高三百五十三石二斗六升八合九夕

完野村

同

同

高拾貳石八斗二升八合三夕

柏原村之内

高六百六十六石三斗九升七合一夕二才

南瀬村

同

薩州田布施之内

高千五百八十八石二斗四升五合

求名村

高六百七十四石八斗三升五合

大野村

同

同高尾野之内

高四百三十壹石八升

時吉村

高九百五十七石二斗一升一合四夕二才

大窪村

同

同吉田之内

高拾九石五升五合五夕

屋地村
平川村
竿迦

高四百八十三石一斗四升八合

本名村内

薩州東郷之内

日州之内

高七百九十九石七斗四升二合

白川村

高四百七_石六_石升五合三夕三才

高濱之内

同

同

高百八十石二斗一升一合六夕

白濱村

高八百九十三石一斗五升六合

深歳村

同

都合高壹万貳千三百五十六石五斗一升四合一夕七才

高千貳百八十三石一斗二升

田海村

内七百五十石者新八郎殿高_ニ籠分

右知行、今度御分國中惣知行被成御改御配分候、高壹万
貳千三百五十六石五斗一升四合一夕七才之内、貳千石者
爲役分被附置候、最前如相定二千石之儀者、若役無之時
者、堅可有返上者也、

寛永六年巳十月朔日

伊勢兵部少輔○(花押)
貞昌判

喜入攝津守○(花押)
忠政判

下野守殿

264

「御文庫拾七番箱廿二卷中」「家久公御譜中ニ見ヘス」

覚

京ニ而調申候御道具

- 一 御數寄屋御加具之事
- 一 休臺子三組小道具迄有
- 一 杉ノかたくち十
- 一 同手水ひしやく十本
- 一 同めんつう五ツ

- 一 同水こし三ツ
- 一 御勝手ノうちわ壹本
- 一 一倉炭之事
- 一 白炭之事
- 一 一そことりほうろく・こほうろく但御國焼ニ而能御座候、
- 一 數寄屋木綿足袋
- 一 うわくつ
- 一 唐ノくつ二そく御すきやの御用
- 一 御廣間うわさうり百そく
- 一 御數寄屋笠十かい
- 一 同ゑんぎ十但竹ノかわ
- 一 いにてくみ申ゑんぎ壹ツ但御成之時入申候、
- 一 天下一之土風炉
- 一 ぬりかたくち
- 一 同あんど
- 一 杉あんど一ツ
- 一 御すきや手そく三ツ

一上方ニ而作申蠟燭之事但らうの御用意、

一杉ノげた廿そく

一ひの木げた二百そく

一からかさ二百本但そさうなる、

一蒔繪さげ重箱五拾組内廿組ニても苦有間敷候、

一大重箱十組

一せいろふ十組

一大坂御屋敷ニ仕置申すかし屏風之事を雙

一古筆屏風を雙是ハ上方ニ而仕立江戸ニ下り申事

一御城書院大卓羈龜花立可仕哉、

一大廣間大卓羈龜花立香炉ハ鳴也可仕哉、

一上様御召成候御肩衣・袴之事、是ハはむたいをねり申さすニそのまゝ染申事、

一御敷寄屋ニ而御召被成候呉服之事、

一下々御振廻之加具之事、

一何茂御大名衆上方ニ而鹿之皮御召被成、むらさき皮・

ごめん皮・しやうぶ皮ニ染させ、江戸へ之御進物ニ被

成御用是爲御心得申上候、以上、

己ノ十月二日

たわらや
市左衛門◎(花押)判

平田盛右衛門尉殿

一竹はうき百本

一ひたまさ五拾束

一さわら木式百本

一しらはし式万せん

一大ぢと五拾丁

しきせうの御成之由承候、それ
とても只今仕御道具ハ無御座候、

265

「御文庫拾七番箱廿二卷中」家久公御譜中ニ在リ

追而主馬事、上方使被申付、不有合候故、日判不仕

候、已上、

從薩摩守様修理所(伊東祐慶)へ預御飛札候ニ付、自各様我々迄之御

懇書忝令拜見候、如仰、御領分与有馬殿領分梁之儀ニ付、

出入御座候由、傳被承、何様之儀候哉、爲可承、先日者

彼地へ使差越被申候処ニ、從其地之御使御歸宅ニ付、不

能御面談、此方之使罷歸候、其後自是可申入内存候所ニ、

御懇書忝被存候、一兩日中ニ必以一人様子可被申入覚悟

ニ候故、此度者大方ニ御報被申入候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔寛永六年〕

十月五日

津田将監[○]  (花押)

長倉監物 慶政[○] (花押)

川崎大膳亮 祐賢[○] (花押)

伊勢兵部少輔様

三原備中守様

町田圖書頭様

嶋津下野守様

貴報

266 「古御文書廿九卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

態以使札致啓上候、先日者綾表御領内与有馬殿領分堺目之梁之儀ニ付而、爲入御念預御書中、得其意存候、就夫、秋月殿・拙者式人を差越候而、堺之様子先見置可申之由

ニ候つる、尤則申付、堺をも見せ申度存候へ共、猶以細

と得御意、其後菟角御相談可申与存、以使者申入候、巨

細之段、用口上候間、不能詳候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔寛永六年〕

十月八日

伊東修理大夫 祐慶 (花押)

松平薩州様

人々御中

▽[○] 松平薩州様

參

祐慶

伊東修理大夫 △

267 「古御文書廿九卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

態以使札令啓候、先日者薩摩守殿と預御飛札候、然者綾表御領内与有馬殿領分堺目梁之儀ニ、出入共御座候由承候間、彼地へ使者差進候処ニ、爲御礼蒙仰忝存候、就夫秋月殿・拙者式、彼堺目ヲ見置申候様ニ与被仰越候、尤可任其意候へ共、猶とも得御内證、其上ニ而如何様ニも御相談可申与存、以使を申入候、委細長倉監物・野崎十

左衛門尉可得御意候間、不能巨細候、恐々謹言、

〔朱力斗〕
〔寛永六年〕

十月八日

伊東修理大夫[◎]〔花押〕
祐慶^判

伊勢兵部少輔殿

三原備中守殿

町田圖書頭殿

嶋津下総守殿

御宿所

▽[◎]
島津下総守殿

町田圖書頭殿

三原備中守殿

伊勢兵部少輔殿

參



伊東修理大夫

△

〔御文庫拾七番箱廿二卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

〔口書〕

伊地知四郎兵衛尉殿・野崎吉左衛門尉殿被差上候、

科人之儀也、

以上

去十五日、伊集院長衛門方此元被打立候ニ、粗申上候へ共、昨〔晝〕[◎]從大炊頭殿御狀被成御持せ、早々如御國持せ可申由、被仰聞候間、跡よりおハせ候て持せ申候、早々可被成御披露候、様子者、今度伊地知四郎兵・野崎吉左兩人御付候而被指越候氣違者之儀にて御座候、むきとしたる事を申候、何ぞ御用ニ立事にて無御座候へ共、おとなしに御成敗候へハ如何敷思召、此方迄御指越候儀、さりとして者御りちきニ思召、兩上様御感之由、從我等所能と申上候様ニ与被仰候内者、從大炊頭殿之御狀内見候而、其趣具申上可然之由、寺田与左衛門殿被申候つる、ひらき申候而致内見候、然者彼者即致成敗候、先々爲何由も無御座候而、目出度候、從大炊殿之御狀、一通者、當年於御國被成御越年候、其御禮狀之御返書由候、野州老へ從寺田与左殿之書狀一通御座候、慥可被成御請取候、恐惶謹言、

「家久公御譜中」
「寫正文在文庫」

「朱力去」
「寛永六年」
十月十八日

伊勢兵部少輔[○](花押)
貞昌^判

喜入攝州様

野州様
人々御中

269 「圖書頭久通弟中務久茂譜中」

久茂

忠智 信竜 新八郎 越中 中務

慶長十五年庚戌十月六日[○]誕[○]生、[○]母同

▽[○]元和二年首服、大守家久公加冠之賜寶刀、伊勢兵部貞

昌役理髮、△

寛永六年十一月十一日、大守中納言家久公、以隅州

始羅郡蒲生中北村^{五百}斛、賜久茂、以北田村^{或基}太村、爲家號、

同十六年改基太村號、復本姓島津氏、

就 御成諸道具之事

- 一 三幅一對之繪ニても文字ニ而も、三筋分可有御用意事、
- 一 御鎧者於京都可仕候由、申候者御座候間、申付候、出來次第見申候而、若悪敷候ハ、又別人ニ可申付候事、
- 一 御筋者定三かさり程たるへく候、御連枝様達又加賀・筑州・松平・野州などへ御成之時之様子承合候而、自
此方可申上候事、
- 一 一作之御鞍鎧、御前ニ餘多通、於無御座者、作之鞍罷成一程、尋出求可申候事、
- 一 御太刀之身 兩上様へ二振充、名作之物可有御調候、
- 一 式三献之時一振、是者 御成書院ニ而之事たるへく候、昔之記録ニ、御成書院など、申事、無御座候、當時者本々之 御成無御座故、從御敷寄屋被爲成ニ付、如此候、本々者、先從 御成門、冠木門を被成御通、御立砂之満中を御輿被寄、九間へ被爲成、此御座敷へ三幅一對ニても掛物懸候而、生花有て二重瓶子・置鳥・置鯉、御弓・征矢・御鎧者筋申候、此御座敷ニ而式三献

參申、白太刀御進上候、當代者 御成書院与被仰候而、
彼御座敷ニ而式三献參候由候間、右之かさり等も 御
成書院ニ可有之候事、

一 白太刀も次第ニ正阿弥へ申渡候而、こしらへさせ可申
候事、

一 自 御成書院上段之御間へ被爲成、御能以前ニ七五三
御湯漬可參候、初献・三献目ニ御引手物上り可申候、

初献ニ者御太刀・御刀たるへく候、三献目ニ者巻物に
て^{〇候}、いづれも唐物之類ニ而可有御座候、當代者金

銀も御座敷へ出申之由候間、三献目ニ出可申候哉、左
様ニ候而御能始きりニ成候、前廉ニ御亭主者最前被爲

成候御門へ御出候而、還御を御待候由候、昔之御成者
色々御作法多御座候故、前之日之四ツ時分より被爲成、

又次日之四ツ時分ならてハ 還御不罷成之由、舊記ニ
相見得申、友枕なども左様ニ物語被申候つる、御能も

昔御成ニ者大略十七番有之与見得申候、左様ニ候而、
或者御小袖ぬき、或者御能終候而より、太夫御縁ニ被

召、惣猿樂共としかと舞臺へ致祇候、太夫舞など仕、
扱又御縁之御とをり御座候而、御供衆之内曆々之衆御
酌を被取、次第ニ武家之御相伴衆、其より公家之御相
伴衆迄、彼きたニ位之衆御酌被爲取、公方様御酌ニ
而治り申候、御能一番ニ而一献充上り申候間、御献も
十七献にて候、献々ニ御引手物參候、當代者御屋作等
昔ニ相替、花麗ニ御座候へ共、御成之作法者いかにも
輕候間、差而御氣遣入間敷候事、

一 右ニ如申候、兩上様可爲 御成候間、二度ニ御太刀

四振・御腰之物名物ニ腰、其外唐物金銀之類者大炊殿
へ御内談候而、如何程与究可申候間、静之御事たるへ

く候、加賀・筑州へ 御成之時者、黄金千枚之御賦ニ
而候つれ共、五百枚たるへき由、自 公儀被仰出、又

其内從御年寄衆、後年誰ニも 御成可被申時者、爲ニ
不成候間、猶以黄金可被引下之由候而、貳百枚ニ而相

濟申候、其外者名物之御腰物・御巻物・綿など上りた
る由、熊谷勘解由被申候、其記録も加州へ申越、写候

而見せ可申由候事、

一式之御引手物之次第者無之与相聞得候間、御弓・征矢

・御鎧などハ、不入儀も可有御座候得共、せめて此等之儀者昔之御作法ニ被成候而、世上之聞得も可然御座候ハん哉事、

一御飭物之内ニ、名筆之軸之物、又とち本ニ而も可有御用意候事、

一風鈴者、自春夏迄之間被掛由、かさりの記ニ見得申候間、唐之風鈴など見事ニ候ハんを、御用意尤候、此前、玉ニ而かさり爲申風鈴、御座候つると覚申候、左様之物も面白可有御座候間、御覽被合見たて能候具、御上候時分可有御持せ候事、

一うつくしき木石二ツ三、石藁など御付させ候而、古成候様ニ可被仰付候、先年種子嶋へ被居候慈恩寺、被上候松之御座候木石、是者上方沙汰爲仕木石ニ而御座候間、是も枯不申様ニ被仰付、餘多之内より御覽被合候而、御かさりニ可罷成候事、

一木石うかり可申石之鉢、是も可爲唐物候、二ツも三ツ

も御用意尤候、石藁之石者小形ニ候而、石之鉢ニうかり候程のを、可有御用意候、大形之者成かね可申候事、

一御年寄衆へも爲御祝言御太刀可被進候、其内雅樂頭殿・大炊頭殿へ者勝れたるを尤御座候、左様之道具者、

いつれも前廉ニ本阿弥へ被成御見せ候而、折紙など御調候而尤候、其上こしらへも遅候而者出来申間敷候事、

次第ニ左様之御道具御のほせ候而尤候、黄門様來年此方へ御參者、定暮ニ而社可有之候間、御上候時御持せ被成候ハんなど、候てハ、中とはすニ相申間敷候事、

一征矢箆之御本、定御前ニも可有御座候へ共、我等手前ニ候を写申候而進上申候、矢者廿五さ、れたると舊記ニ見得申候間、箆之大小ハ其賦ニ而可被仰付候、矢之さし様も、古き衆さし申候而可存候間、連く御さ、

せ候而御覽可被合候、近代すたり爲申事候間、箆之矢のさし様爲存衆、上方ニハ有之間敷候、庄内などへ本くさし申たる覚候而居候衆、可有之候哉之事、

一 打刀之こしらへ様、是も上方へ者近代すたり候て、細
工人不存候、先年正阿弥我等へ尋申候へ共、大方ニ申
候而罷居候つる、御家ニ傳り候而古き打刀共御座候ハ
んを、こしらへすたり候ハぬ様ニ被仰候而、可被召置
候事、

一 御數寄屋路地以下可致下知儀、誰ニ可被仰付候哉、此
方こそ寺澤志州などへ相尋申候へハ、上様へ御路地
其外御連枝御衆・加賀・筑州・松平野州などへ御成之
路地いづれも道句被仕候、其子細者相國様・古田織部
殿一筋を被遊候ニ付、道句「本マ、」へ被仰付候間、上様無御
存知衆ニ御させ候ハ、様子相替成申間敷候、其上
誰之下知ニ而仕候哉与御尋之時、御返答も被成にく、
候ハん間、道句へ被仰尤候由、皆と被仰候、被任 御
意候て急度可被仰越候事、

一 御かさり被成候 御盃之臺、琉球などへ可有之候間、
はや船を被遣候而、御尋可被成候、くりく「」など堆朱・
堆紅などの類にてもほり物仕たる物ニ而可有御座候、

臺之程なり者唐之物にて候間、いろく「」ニ可有御坐候、
盃も添候而可有之候事、

一 御飭ニ成候食籠ニツ三程御上せ候ハ、其内ニて一御
用ニ立可申候哉之事、

右之二色之儀者、自琉球唐へ被仰遣候而も、來々年秋
之 御成ニ成申候ハ、參申候ハん哉、上方ニも自然
可有之候間、尋させ可申候、必無御座候而も不叶儀ニ
てハ有之間敷候、本とよりかさりニ成候間、如此候、
若御座候ハ、の事ニて候事、

一 御數寄屋之事、

「朱カキ」
寛永六年十一月十八日

「按ルニ此条書伊勢貞昌ヨリ御國元へ申越タルモノナラン、後考ニ供
ス、御譜中ニハ誰タルモ姓名宛書ナシ」

271 江戸方

一 御分國中諸士知行之物成ならし之儀、諸國并ニ毎年被
仰付尤候事、

御返事

右ならし之儀、御家内中軍役之高六與ニ相分、領主以神文、納之取様田島共ニ指出之由申渡候事、御方方被仰付ハ、三斗五舛代之上之人ハ増銀被仕、三斗五舛代より下之人者如此中、二石役たるへき由被仰候へ共、分限之衆も言人前之知行方々ニ而候間、三斗七八舛代或四斗代ニ過候所も、少くハ可有御座候へ共、別方之知行三斗代或式斗五六舛代之所ニ引合候得ハ、惣高三斗五舛代之上ニ相通り候衆、多分ニ御座有間敷候と聞得候、連とよき知行と人ニ申衆さへ、ケ様ニ御座候時者、連と悪敷知行持者式斗五舛代、式斗代之上者有ましく候条、出銀ハ過分ニ引入可申と聞へ候、其外出物可引入段々、別紙ニ御座候、

一 指出ニ而ならし之儀急ニ難調候、其故ハ鹿兒嶋衆九百六十式人、外城衆八千七百六拾人、合九千七百十式人之人數、言人ニ而も餘多所ニ知行被掛持候をしるしあつめ、銘々の出物相集候事、中と急度難成牀ニ候、或

在江戸、或在京、在琉球之留守など無是非、然々の被官依無之難調候、其外五六年前者、賣地ニ被渡置候衆なども、取納之儀不被存候間、方々被尋届、手間入申様子ニ候、島方なども當執納等相濟候間、種と延引ニ罷成候、差出言ツも残候てハ、惣高ニ廻し候儀、不罷成候条、此首尾を待候て、出銀於被仰付者、とても年内ニ者究間敷候条、先一石ニ言奴五分出銀申渡候、指出究候而方追而差引可仕由各被申候、乍然出銀者未納候事、

一 御家中之御支配親疎御座候、老中衆を始分限之衆、よき知行被持せ、外城之衆ハ知行惡之由、物沙汰御座候哉、尤之儀候、乍然如御存知、先年御支配之刻、他國之家老衆者五萬石・三萬石・言萬石より下者無之候処、御國者左様ニも無之候、せめてよき知行を被給候ハんハ、公界之御奉公罷成ましくとて、御支配所へも其段被仰渡賦ニ候、被入念候、御使衆・御南戸衆・納戸衆・御石筆其外ちと御用ニ被爲立候衆者、與之内ニも、

知行被入御念被仰渡候、餘御奉公茂させられさる衆、

なミの御支配與被入を、如此御談合相定候、老中衆・

御使衆なども吾儘ニ爲被成儀にてハ無之候間、親疎之由申分之衆ニ者、此由被仰達、其上にてならし之御沙汰など可有之欵と存候事、

一連々御奉公被申候衆と、不被申衆と、差別共御座候而、先年知行御支配候之処、今度物成ならしニ罷成候へ共、地下旅共ニ毎日辛勞仕候衆と、又一年一度茂奉公不被申衆と、一同ニ罷成候而、御奉公仕候衆者 勞終可申候、乍去々年等之御沙汰之由候間、達而ハ不被申出候、殊ニ他國之様子ハ、當時御用ニ罷立候衆江ハ、親子ニ而茂銘々知行を被下、御用ニ不立衆者無御扶持候間、平等之ならし尤ニ候、此御國者他國違ひ、御奉公之申乙過少ニ有之由被存候事、

右巨細之儀ハ平田狩之介殿・福屋五兵衛殿可被申達候、以上、

寛永六年未十一月廿一日

272

「加治木寶珠山吉祥禪寺由緒」

覚

一義弘様高麗江就御渡海、爲御祈念法華一萬部讀誦之事、
一慶長三年^戌九月之始より未之年迄拾七ヶ年ニ成就仕候事、

一右一萬部爲御禮、入來之内市野ノ村淵上ノ門高三拾石之知行、前々本田源右衛門殿以御使被下候、其後寺社一家知行雖被召上候、吾等知行其儘無上地被下候事、
一惟新様被成御意候ハ、御存命之間ハ無存ニ三拾石之知行被下候、後年ニハ出銀など可仕通、本田源右衛門殿を以御意被成候事、

一惟新様吉祥寺へ被成御光儀、御意ニハ、此方江一萬部御供養之石御立可被成間、普請等之事ハ、比志嶋河内守江可被仰付候間、其心得可申由承候事、
一御供養之石被立置候間、以來共ニ寺茂續可申様奉頼候事、

一我等齡茂今少之儀候間、跡々知行三拾石、無相違様御

侘申上候事、

一我等跡者、蒲生江罷居候弟子正(孝)厚庵、被召置候而可被
下事、奉頼候、以上、

寛永六己巳十一月廿一日

吉祥寺

松岳判

市來備前守殿

参

273

「御文庫拾七番箱廿二卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

▽以上△

「梁ノ字」
□瀬二左衛門方永と被相「詰 御譜ニアリ」候、先日番衆同前ニ「打立カ」立テ

申処、自然御用も候ハ「字御譜ニアリ」ん「○与」と存、此中留置只今打立申

候間、令啓上候、此方相易儀無御座候、就中 又三郎

様・又十郎殿・松寿殿、何も御息災ニ被成御座候事、

一來月九日吉日にて御座候間、上之御屋敷へ被成御移候

段、從其元如被仰越、又十郎殿者下御屋敷へ被成御座

候事、

一今度就 御成、御進上之御腰物之儀、新納右衛門佐此

方へ被致持参候而、内と御懇之御方などへ内談仕候而、

土井大炊頭殿へ申入、本阿弥へ見せ申候而相究候様ニ
与申入候処、大炊頭殿一段御入魂ニて先被成御内見、

其上にて本阿弥へ御見せ可被成由、何角被仰候而御左
右相待候処、色と御隙入候而、廿三日我等被召奇、御

腰物など被成御覽、本阿弥をも御よひ候て御見せ被成
候、御腰物共之内、先年今之從 相國様御拜領之御腰

物、此中 又三郎様へ御進置候にて御座候、又「ナカ」□た
い長光、御脇指ニ者、是も此中 又三郎様へ被召置候

貞宗、又今度從其元御上候從古 相國様御拜領之御脇
指ニ相究申候、其外御年寄衆、又者 御成時之被成御

相伴候御連枝様達へ、可被進御腰物者、何程も御座候、
一兩日中「○ニ」□新納右衛門佐申付候而、京都謄ニ指上申

事候、本阿弥受取候而、「研」と「卷」きしらへ「○等」□可被申付候、
其内正阿弥へも可申渡候事、

一式正之 御成之儀、兼日如申上候、松平隠岐守殿別而
御入魂にて、雅樂頭殿へ内と被仰入候処、一段尤ニ被

思召之由御座候つる、又大炊頭殿へ者我等以寺与左申入候、是も被成御心得、雅樂頭殿へ可被成御談合由御座候つる、被成 上聞候て爲相究御返事者、未承候へ共、諸事式正之御成①之用意ニ仕候事、

一 於御國御越年之爲御禮、相良權兵衛尉爲御使御進上候間、即雅樂頭殿・大炊頭殿へ申入候へハ、兩 上様共

ニ權兵衛尉被召出、被成御覽候、御進上物之様子者、

自其元綾子三十端充可有御進上欵之由候て、六十端被

成御持候間、廿端充ニ仕、諸白大樽二荷ニ鏝節一箱充

相添申上り申候、右六十端之内廿端あまり候を、御目

付衆題目之衆へ三端充、箱ニ入候て御狀相添、御音信

之由候而進申候、其外ニも、御知音衆連々御懇之衆へ

御狀相調申候而進申候、御返書參次第重而進上可申候

事、

一 大炊頭殿・雅樂頭殿へ者、從其地如御指圖、大繕子五

卷充箱ニ入申候而、是ニも大樽二荷充相添申候事、

一 御路地殊外道山本句被入精申候而、無比類御路地にて御座

候、何程もひろき御路地者可有御座候、是程出來爲申御路地者稀ニ可有御座与存事候、一段寒時分道句へ相付申候而、朝より晚迄立すくれ仕候、若きもの、儀ニ候つる、餘草臥者不仕候、可被成御高察候、此等之旨、以御次、可然様可被成御披露事、奉憑候、尚期後音人候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
寛永六年

十一月廿六日

伊勢兵部少輔①〔花押〕
貞昌〔判〕

喜入攝州様

野州様

人々御中

274 「御文庫拾七番箱廿三卷中」「家久公御譜中ニ有之」

覚

一 其元へ委相聞得可申候へ共、帝王様御位御すへりなされ、院之御所ニ被成御座由候、是ニ付種々取沙汰共候へ共、書中にてハ難申分候事、

一 御筋之内ニ、御うかい茶碗入可申候、いかにも手のよ
き赤き染付之茶碗、薄なといろへたる、猶以能御座候、
同者新敷いかにも奇麗ニ候が可然御座候、爰元ニても
餘多出申候へ共、見苦敷候間取不申候、御上洛之時分、
三程御持候て可然御座候事、

一 先日も委申入候三幅壹對・二幅壹對欵之御掛物、如何
御座候哉、とかく申候内ニ、不相調儀も可有之欵与
存、二幅壹對之、一段見事成御座候間、取可申[◎]与存
候事、

一 松平勘解由殿御いと子、寺澤兵庫頭殿へ御縁与之儀、
從志^一广守殿、以我等、大炊頭殿へ被仰入候、大形可相
調と聞得申候、其段自我等も内と其元へ可申上由、志
广守殿被仰候事、

一 志^一广守殿へも其後被成御無沙汰候間、御書相調進覽
申候、其御返書も御座候間、只今進上申候事、
一 此中可申上を致失念候、相良殿より 又三郎様 又十
郎様去年も當年も被仰請亂舞共候て、色く御會尺御座

候、伊東殿よりも、當年被仰請能など御座候つる、次
而之時、御礼可有御座候、伊東殿者御歸國候、相良殿
去年被仰請候時者、初而御出候由候て、御兄弟様へ
御刀共被進候、此段者去年申上候と存候事、

以上

「朱カキ」
「寛永六年」霜月廿六日
「朱紙」ニ「御禮中ニハ見ヘス」
「築」左殿持參條書

275

「御文庫拾七番箱廿三卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

一 書令啓上候、然者豊後守殿・川上式部太輔殿今月廿三
日此地へ越着候、先以御國之様子共承、御静秘之由目出
度奉存候、仍我等繪之儀、年内中ニ御屋形へ上置可申
候由、兼而被仰聞候間、如何様ニも御意次第之由申上
候、左様之儀ニ付、豊州・式部太輔殿爲御使被仰渡候、
如何ニも御[◎]易可被仰付处、豊州など此方迄被爲相越
儀、又三郎様へ御對候ての御事とハ申なから、餘く御慰
懃成御事共ニ御座候、被成御日取被仰遣候ニ付、十六日

ニ相究申候、先々此由爲御心得申入候、定於様子者、從

豐州・式部太輔殿可有言上候間、不能詳候、猶奉期後首

候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔寛永六年〕

十一月廿六日

伊勢兵部少輔◎〔花押〕
貞昌〔判〕

野州様

喜入撰州様

人々御中

〔古御文書廿九卷中〕「家久公御譜中ニ有之」

御歸國以後〔者〕御左〔右カ〕不承候、此方相替儀無〔御譜ニ御座候〕又

三郎殿・又十郎殿御息災〔御譜ニカキ〕御入候、御心安可被思召候、

仍來年 御城廻之〔御譜ニカキ〕被 仰付候由候て、東之衆御普請

用意殊外之儀ニ御座候、就其御〔御譜ニカキ〕へも石舟御やとい

被成候由ニ候間、伊勢兵部致〔同道〕藤泉州と申談候、其様

子者委自兵部、被申達候、次御手前御成之御用意、付而

御數寄屋之〔路地口〕可被仰付候、是ハ〔定道句〕御譜 可被 仰候、

兩上様〔外〕御兄弟様其〔外〕被申候衆之〔路地〕

下知ニて仕候、若かの衆ニ被 仰付候ハ、上様へ之

御あいさつも如何ニ候間、存寄候段申入候、先日兵部

尋ニて候間、此旨申候、相國様ハ萬事御數寄様子

古田織部被 一筋を被遊候、其御心得尤ニ候、猶重而

可得御意候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔寛永六年〕

十二月二日

寺澤志厂守◎〔花押〕
広高〔判〕

〔中納言様御譜ニアリ〕
薩厂 人々

〔御文庫拾七番箱廿三卷中〕「家久公御譜中ニ有之」

猶々此書狀御兩所様御心持之ためニ申入事候間、不

可有 御他見候、以上、

追而申入候、

一從野州老以市來掃部殿被仰聞候、俵屋一左衛門、此方

之御數寄屋之御路地石并土等、可相調申候間、先爲御

手付、銀子五貫目可被下由申候由候、若彼人ニ被仰付候而、公儀ニ不成合候へハ、笑止候間、是非從我前申上候而尤之由候、一段之御心付候条、先日高崎玄番殿にて細く申上候つる、今度又其趣寺澤志广守殿より御自筆にて被仰入候間、定可爲御得心候、とかく道句へ被仰付候ハてハとの御書にて候、不計の儀ニ御手付五貫目など、申儀おかしき事にて候、彼人之儀御内にて取持候人有之かと推仕候、御ためニ不罷成儀候、これのミならず、御内にて跡さきの儀をも無分別ニ申上候へハ、笑止ニ御座候、野州老參合、御歸國以前以条書申上候つる間、さりとも自表方 聞召つべき儀ハ、定むさとハきこしめすましく候、

一さかいめへ御うつし候衆へ、よくよく可被仰聞儀共可有之候、よくよく其沙汰肝要ニ御座候、勿論境目之他方へ、別而念比も一段あしく可有之候、又ふりあしく候事も猶以可惡候、誠天下一統ニ治候御代ニ、爲何儀を存立人も有之ましく候間、境目にて候とて、弓箭時分

之時之やう◎に、心持候ハ、結句いな事にて、御家中之ふりハ、さかいくの御仕置不審ニ候など、方々被申候ハ、自然之時ハあたりを御手ニ入度思召、連と其御仕置かと、公儀御沙汰ニ成へく候間、少も他方へふりあしく無之やうにと可被仰渡候、比宮少之仕置、伊東殿などへの仕懸、比大炊殿などハとくき、入候て、御入あるへく候、おもひたるニ替候と、心ニおさめ候て可被居候、へたかたきにて國を持候人ハ、いらぬ事ニむつかしく、下とをせびらかし、少と利得候事をよきと被思、惣國つかれ候事ハ不知候て散とニ成行候、只下とハ心安やう◎に、有付て、相定たる所務之よく調候やう◎に、おさめられ候て尤候、當世あたらしく知行をひらかれたる衆、何様てからにて、知行を或一万石或二万石ひらき候など、被仰候へ共、其新地ニ下と精を入候故、むかしより其國ニ有之よき知行ハ、又ひらきより荒候間、一段くあしき分別にて候、それを内之者有様ニ主人へ不申候故、國と損ニ成候事不被知候、

よくく分別入事ニ候由如申候、此中御國嘜下と百姓
 ・町人ニいたるまで、こま／＼しき事を被仰懸、つか
 れはて候ま、こ、もとへひらき候て、我等へ爲可有
 御知、如此被仰候かと、むねニあたり申候つる、是非
 く、百姓浦く町人以下、ありつき申候やうニ、御
 沙汰尤候、比興ニ候つる、さこそあさましく見限られ
 候ハんと、口惜存候、其上材木之沙汰ニ付候ても、人
 敷を被觸申候、つ、きの用意之儀、野州老如御存、土
 井大炊頭殿へも被仰候へハ、左様之儀ハ今時分有之ま
 しき事ニ候と、被仰候つる、是も又立かへり候て案申
 候へハ、比宮内、曲事之やう◎被仰候へ共、いかさまつ
 ねくの御仕置にて可有之と、可被思召候、其つれの
 儀度とニ及候ハ、御家之御爲ニ罷成ましく候、

一 先日寺澤志広殿、久敷藤堂殿へ無御見廻候間、我等も
 可被召連由候間、參候処、折節泉州も御隙にてゆる
 くと御物語候、色くの儀出合候内ニ、人と國を被
 持、又たけくニ知行取衆なども其主のいたらぬ人ハ、

内之者をつからかし、百姓せつき、知行むさと成行候
 國ハあり付候□有之候へハ、何時いかやうの大儀を被
 仰付候も事成候、つかればはてたる國ハ、やせ馬ニむち
 にて候、とかく人ハ分別ニ極候、兵少なども國之事を
 被聞候間、其分別肝要候、其國くの嘜よきあしきの
 沙汰、宮少之時、わるかたきの衆などハ、餘物ニ御い
 ろハせ無之やうに可被成候、左様無之候ハ、人のお
 もひとをりも有御座ましく候、自然ニ人のかたきよく
 成候やうに、めしなされへく候、雖不及申候、又こぎ
 かましくて、御國そ、け申候ハぬやう御分別肝要候、
 猶奉期後音候、恐惶敬白、

十二月二日

伊勢兵部少◎貞昌〔判〕

喜入攝州様

野州様

人と御中

278 「北郷久加譜中」

寛永六年己巳十二月十日、奉請招 太守家久公及姫君於
覺府亭、貴族數人在供奉之列、拜領御馬一疋鹿毛、青銅
三千疋・雙樽於久加、時服二縫薄段物、於久加妻矣、久加奉
獻御太刀一腰・御馬青毛、一疋於 家久公、姫君及貴族面
々其外至數十人、而進覽青銅各有差、奉獻盛膳而終日入
興、此日 家久公使仁禮藏人頼景改又次郎號佐渡、拜謝
之而獻御太刀馬代、

279 「光久公御譜中」

寛永六年己巳十二月十六日、納家臣伊勢大隅貞豊貞豊家老伊勢
兵部貞昌之男也之女子江府之邸館、爲配偶、萬治元年戊戌六月一日逝
江戶、號曹源院殿惠山永
泉大姉、安
牌惠燈院、

280 「正文在文庫」

以上
一書申入候、然者今月十六日ニ 又三郎様被成御祝儀候、

一段御仕合能相調、千秋万歳誠目出度奉存候、又兵部少
輔殿夫婦被爲參候、則從 黃門様 又三郎様御二所へ參
候御祝物も上り申候、何も御祝言結構ニ相濟申候而、大
慶不過之候、此等之旨、御次之刻可預御披露事頼入候、
余者兵少老可被仰之間、不能詳候、恐惶謹言、
十二月拾九日
川上式部太輔〔花押〕
久國〔判〕

豊後守
久賀〔判〕〔花押〕

下野守様

喜入攝津守様
參人々御中

281 於其國留候黃鷹到來、玆相覺欣然候、猶土井大炊頭可述
候也、謹言、

十二月十八日 秀忠〇〔墨印〕

薩摩
中納言殿

「御文庫拾七番箱廿三卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

一書令啓上候、仍我等孫之儀、年内 御屋形へ可致進上
之由^{〇就}御意、豊州・河上式部太輔殿此^{〇地}へ被相越

候刻、被成御日執被遣候間、今月十六日致進上候、天氣
其外御仕合能相調申候、我等満足^{〇ノ}可被成御推量

候、然者十五日之朝、自大炊頭殿、大野二兵衛尉殿御使
^{〇ニ}被下、此等之儀被聞召付候、必定ニ候哉、左様ニ候

ハ、又三郎様へ御祝言をも可被仰^{〇ナシ}付候欵、御尋之由
被仰聞候条、我等返事ニ申入候ハ、いかにも忍ニ而、何

方へも不申入候間、無御存躰尤^{〇ニ}奉存之旨、委申入候処、
十五日^{〇ノ}書程、我等所へ寺沢志广守殿引候て、不図

被成御出被仰^{〇聞}様子者、又三郎様へ者、先用捨候
様ニと申上候間、其^{〇旨ニ}御任候、先と目出度思召候、

^{〇何様}薩州様御越之刻、御祝言被仰、大御酒をも可被
成之通被仰、殊外御懇之様子共種々御物語御座候、先々

爲御心得申上候、寺沢志广守殿御父子・相良殿・伊東殿
者、則自身爲御祝言御太刀・肴・樽など御持せ候、立花

飛彈守殿を御使^{〇ニ}御太刀・御肴・樽など、殊外御念

入申候、御息左近大夫殿^{〇若御}自身御出ニ而候、定連々
御知音之御方者、次第ニ可有御出与存候、此等之旨先々

爲可申上、田中市丞進上申候、可然之様御披露所仰候、
恐惶謹言、

「朱カキ」 十二月廿一日 伊勢兵部少輔^〇貞昌^判

野州尊老

喜入攝津守殿

人々御中

「古御文書廿九卷中」 「家久公御譜中ニ在リ」

爲歳暮之御祝儀、御小袖五被下置候、誠以遠路被爲入御
念之段、忝奉存候、猶期後慶候、恐惶謹言、

「朱カキ」 極月廿九日 土井大炊頭 利勝^{花押}

家久様

人々御中

(表紙)

家久公
光久公
寛永七年

後
編
舊
記
雜
錄
卷
八
十
一

284 「家久公御譜中」

寛永七年庚午正月三日、家久爲參勤發覺府赴東武、島津

下野久元從駕此外供奉用人等姓名不傳、矣、

285 「下野守久元譜中」

寛永七年庚午正月進發、翌年辛未七月歸國、

286 「家久公御譜中」

「正文在伊勢兵部貞榮」

「口切ル、」可調与存意候、御成之事、昔者節と有事と聞得候、當世者誰人も無案内之儀候処、寄特ニ貴所旧記を被殘置故、心安候、これのミならず一座之興行をさへ相嗜者見得候處、況今度之儀共一代之面目ニて候、其上我等も年寄たる事候間、重而如此之御成とも如何候ハんと思ひ候間、可成程調候ハてハと存候、貴所なとハ年わか候間、幾度も御成ニ被合候ハんと思ひ候、とてももの事ニ今度ハ是非共式正ニて候ハてハと存候、謹言、

二月十三日

家久〔花押〕御判

伊勢兵部少輔殿

287 「家久公御譜中」

「正文在島津左衛門久道」

かうつゝミをくり申候、かしく、

一ふてとりむかい候、明日廿一日うつたち候て東にくた

り申候、かちきの事くれく申事なく候、江戸のしあへせよく、やかてくたり可申候、ほうさうわきにて候間、くすりなとりしんにゆたん有ましく候、たんもしきねんに御すき候まゝ、ふるミこ・ふる山ふしハゆたん有ましくと思ひ候、さてくこ、元ふためき候て、ろしのこしらへとりみたし候事候、しけくしろへも御いり候て、なくさミ候へく候、秋はしめにハやかてくたり可申候、心やすく思ひ候へく候、又と、かしく、

「朱カキ」寛永七年二月廿日

方

たんむもし
まいる
いゑ久

「在包紙(霜台) さうたいへあふきをくり申候、かしく、

たんむもし
まいる
いゑ久

288 「家久公御譜中」

同年二月二十三日、家久発伏見赴于江府矣、

289 「正文在伊集院十右衛門忠覺」

猶とゑとにてこそきこえ候するまゝ、又と、かしく、その、ちたうらいも御さ候ハぬおりふし、いつれもふしのよしきこえ、まんそく申候、廿三日うつたち候て、ゑとへいそきくたり候事候、此方かハる事なく候、一しほ御なり前の事候まゝ、いそきとりみたし候事候、くハしき事江戸より申候へく候、越後守とのも一たんさかしく候、よろつ又とかしく、

「朱カキ」寛永七年二月廿一日

ふしミ方

しまにて
まいる
いゑ久

290 ▽(島津氏世録支流系図ニヨル) 以上△

「此年六才也」

一書申入候、仍伊集院御名字家督事、松千代殿御定之様子、御名字中へ可(被)申渡之由御意候、如其申觸候、各目出度存之由被申上候条、致披露候、貴老被成御意得、各へ被仰談尤ニ候、恐々謹言、

〔寛永七年〕

三月三日

喜入攝津守◎〔花押〕
忠政〔判〕

下野守

久元〔判〕◎〔花押〕

伊集院遠江守殿

參御首信

291

〔參照左ノ如シ〕

伊集院家十二代

遠江守久族

初久供 源助 源左衛門尉

永録〔様〕六年生、

實同氏肥前守久信入道玄巢長子、

寛永十年十月十五日卒、

松千代丸

實太守家久公九男、以寛永二年乙丑六月十三日生、

母牧源兵衛胤親女、爲久族後嗣、後依命、去伊集

院氏爲鎌田治部政統之養嗣、

十右衛門久朝

實家久公十三男、爲松千代丸後嗣、

292

〔家久公御譜中〕

同年三月九日、家久到江府、同月十八日、奉拜謁 家光

公、進獻幣物均常範、時家老島津久元亦遂拜謁、獻品如

恒例矣、

293

〔正文在喜入安房久亮〕

以上

又三郎殿爲縁組之祝儀被差越使札、至遠路懇切之儀令祝

着候、委細之段者下野守可申達候、謹言、

〔朱力キ〕
〔寛永七年〕三月十八日 家久◎〔花押〕
〔御判〕

喜入攝津守殿

「家久公御譜中」

「正文在勘定所」

覚

- 一先年御藏仕上米大坂へ不届分、中取衆此節可有首尾事、
- 但當年よりハ弥此分可爲法度事、
- 一仕上舟善惡之檢者、荷物不入先ニ可有之候、又積荷分量之檢者、其所より喫衆・功者衆兩度ニ可罷出事、
- 一定船頭仕上米請人可有之時者、可被仰付事、但於無其儀者、御舟ニ者別船頭ニ受人を立可被爲漕事、
- 一諸役人新證文依事用ニ立ましき事、
- 一御藏入代成古荒新荒之地、押入ニ談合可然事、
- 一先年下代見懸不審之所沙汰の事、付今年よりハ其儀有間敷事、
- 一茶之納直成可相重事、
- 一諸御藏に有之物數有へき物ハ數を合せ、又尺ある物者尺に合せ、請取拂可有之事、但買物もうけ取渡方同前之事、

「古御文書廿九卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

- 一先年之入錢、最前之人可爲首尾事、
- 一置米之欠立ましき事、付拾者有間敷事、
- 一御藏入之内仕明可有之所者、下代衆より拾者可被申受事、
- 如右相定候間、自今以後此心得を以、諸役人へ可被致算用者也、
- 寛永七年午三月廿日
- 兵部少輔
- 攝津守□(墨印)
- 下野守
- 算用奉行中
- 明日於西丸御能被仰付候之間、可有見物之旨 上意候段、
- 早々御登城尤候、恐々謹言、
- 「朱カキ」
- 「寛永七年」
- 永井信濃守
- 三月廿七日
- 尚政(花押)

「御文庫拾七番箱廿三卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

摩薩

中納言殿

人々御中

井上主計頭

正就(允押)

土井大炊頭

利勝(允押)

以上

態用飛札候、仍去月十八日ニ江戸罷立候飛脚只今參候、

然者 中納言様去月九日ニ江戸へ被成御下着、同十八日

ニ御仕合能御目見得被成候由、母所より被申越候、一段

目出令存候、御成之儀者、今月十五日より内か、それ

すき候者十七日過ニかと、御座候由承候、定其元へも可

相聞得候へ共、先く承かけニ申越候、右之旨可然様ニ、

奥方へも被仰上候而可預候、猶期後音之時候間、不能詳

候、恐惶謹言、

「朱力キ」

「寛永七年」

卯月十日

右馬頭

忠(允押)

喜入攝津守殿

人々御中

「家久公御譜中」

同年四月、御成之設全備、繇焉同月十八日卯刻、大

樹家光公光臨於家久櫻田第、白鹵地口入御、御旗下之勇將健士等

前驅後乘盛々焉、御老中酒井雅樂頭忠世・土井大煩頭利

勝、或供奉、或豫參先於御敷寄屋獻御會席、丹羽五郎左

衛門長重・加藤左馬助嘉政喜明候御相伴、采了 公御手自挿

活花於瓶中、乃御喫茶之後出御于寢殿、於是進上式三獻、

家久御相伴、時家久及嫡子又三郎忠元・二男又十郎・三

男越後共有拜賜、父子四人亦有進獻、賜獻各就中家久獻

上御馬、島津下野久元役之、渡御馬監木村孫八郎、忠元

進上之御馬、島津彈正久慶渡之、而遷御座於御會所、於

是又父子四人獻品之多、家臣島津久慶・同相模久信・同

豊後久賀・佐多丹波忠治・樺山采女久盈・北郷出雲忠亮

・同佐渡久加・額娃長左衛門久政・入来院石見重頼・種

子島左近忠時・島津下野久元・伊勢兵部貞昌等、於御縁

獻御太刀・時服、各遂拜謁而退、於是自 公亦賜衣服・

白銀於十二人、者各有差、既而始御能、御乞能御能三番

共八番

御成之記録抜書

薩摩中納言家久

- 畢、而積要脚於舞臺、五萬縉、是與猿樂太夫五人、且唐織縫薄衣服三領加之、其外役者如二百人者時服二領與之、而垂御簾、入御寢殿、則進上七五三之饗膳、供御易膳、則爲備 台覽、所徵中山國之樂童子數輩、候御末席、而調和琵琶・琴・四線・三線・笛・箏・鼓弓・鉦・太鼓等音聲、而奏樂數刻、絃絃掩抑聲盡曲、神人以將和、大樹公甚乘興有 鈞命曰、於倭國視聽如斯、異國人之音樂希有之事也云云、暫有御憩息、而又出御會所、御覽御能、限之具服終則還 御、家久速登 營、而奉拜謝御成之忝、同月二十一日、相國秀忠公亦、卯刻從鹵地口御成、御相伴人・御座席之飾・御饗膳之兼味等同于二十八日、匪管家久父子四人并家臣十二人拜賜獻上之物品有差異而已、御能番組亦異此日、公數回徵家久於御前、頗及沈醉、因還 御之後爲拜謝登 營、則免許至御玄關乘輿、如此御恩惠實眉目之至也、此時御成之事、委載所編左之拔萃、且合御殿結構之圖、而稽考、則如指掌、今爰 其大概而已、
- 一寛永七年^{庚午}四月十八日卯之刻、公方様數奇屋露地口より 御成、御相伴丹羽五郎左衛門尉・加藤左馬助・數奇屋者古田織部・指圖之寫三帖臺目、
- 一掛物 楚石横文字
- 一茶入 平野肩衝かんだうの袋に入、但東山のれんのきれ
- 一茶碗 高麗三足割かうたい
- 一茶杓 利休作
- 一水さし しからき 耳あり ともふた
- 一花入 かねの筒
- 一香合 瑪瑙 山谷と銘有
- 一釜 車軸
- 一炭入 ふうべつんとときり(切)
- 一棚に環(環)・羽箒貢之、
- 一御花 公方様被遊候、花はいちはつのしろきとむらさ

きと、出しには岩藤也、

一後之御炭 公方様被遊候、いづれも比類無御座様子に

て候と云々、

鎖之間

「以下數十ヶ条、左ニ御成記全文載セタルヲ以テ略ス」

299

「光久公御譜中」

寛永七年庚午四月十八日、大將軍家光公渡御於家久之

櫻田館、拜賜御腰物來國・御裕百領・白銀五百葉于忠元、

忠元獻上御太刀一腰國・御馬一匹・御裕二十・白銀三

百葉矣、同二十一日、大相國秀忠公亦枉尊駕、以御

太刀一腰家・御裕五十・白銀五百葉惠給忠元也、于時

進獻御太刀一腰助・御腰物一腰國・白銀二百葉奉謝

之矣也、

300

「下野守久元譜中」

寛永七年庚午四月十八日、將軍家家光公渡御 太守黃

門家久卿江戸櫻田之宅、于時有 家久卿進獻之馬、鹿毛、置鞍、

貞誠作、久元牽之而授別當木村孫八郎殿、又三郎忠元進獻之

馬毛馬毛、鳴津彈正大弼役之矣、

今日、一族故舊之臣共十有二人、有可拜謁 將軍家之高

命、于時獻御太刀一腰・裕二十領、參進 台座之縁、所

以遂謁見也、且復賜裕十領・白銀二百枚矣、

同月廿一日、相國秀忠公亦渡御 家久卿之宅、有進獻

之馬、栗毛、置鞍、久元牽之而授別當諏方部源次郎殿、今

日亦獻御太刀一腰・裕二十領、而見 相國公、賜白銀二

百葉矣、

301

「北郷忠亮譜中」

寛永七年庚午正月、忠亮發都城赴江戸、同四月十八日、

將軍家光公渡御 太守家久公櫻田館、時忠亮奉拜 台頭、

獻上御太刀一腰・裕十、拜領御裕十・銀子百枚、同月二

十一日、大相國秀忠公渡御于同館、忠亮遂 拜謁、獻

御太刀一腰・裕十、賜白銀百葉、同六月賜暇下國、

「北郷久加譜中」

寛永七年庚午從 家久公之參觀赴武城、同年四月十八日、將軍家光公渡御 家久公之櫻田館、久加獻御太刀一腰・裕十、而忝奉拜 台顔、將軍家賜裕十・白銀五十葉於久加、同月二十一日、大相國秀忠公渡御、此度亦久加遂拜謁、獻御太刀一腰・裕十、秀忠公賜白銀五十枚、其後賜暇下國、祭主與左衛門重政・河野弥左衛門通昭從之、

中納言家久公江御成之記

中納言家久公江御成之記

一寛永五年之春之頃より御作事被相催、御成御門・御主殿・御寢殿・御數寄屋・御鎖間・御家老衆并御近習衆御座候処・御料理所二、但奥表舞臺・樂屋・同振廻所・屏・中門・御路地口の唐門・同御物拔・御廨・御車宿り・所との廊下以下、いづれも作事甲良豊後守致之、

一御主殿北向、豎拾六間三尺、横十五間、上棟鬼板惣金、

菊・から草、あいのすへ紋から花、兩之妻惣金、水に龍、破風の逆輪には、のほり龍・くたり龍・から草の彫物なり、御車よせの小壁には竹に虎、中門之妻は獅子に牡丹、上棟から花、惣雨戸のうへのとび入色と花鳥の彫物、上檀の小壁には孔雀にから花の彫物、惣金也、上壇廿八帖敷、上と壇四帖、床の繪松、御座敷は色との花鳥、天井は鳳凰の丸盡し、御納戸廿帖敷、繪はもみち、一之間三十帖敷、繪は孔雀に櫻、天井は金、花鳥の丸盡し、狩野休白畫之、二之間五拾六帖敷、鶴の繪、天井草子盡し、狩野与一畫之、三之間五十式帖敷、繪花鳥に松藤、天井蝶の丸盡し、狩野内膳畫之、四之間三拾帖敷、繪竹、天井扇盡し、狩野式部畫之、御物拔十五帖敷、繪水に櫻、狩野内藏允畫之、縁廻り小壁の繪、同内藏允、天井牡丹之丸盡し、中門四拾帖敷、繪牡丹、惣金也、

一御寢殿北向、豎拾一間横九間、上棟鬼板のほり物から

花、あいのす^(唐)へ紋同から花、兩之脇菊・から草、兩之妻唐花、兩戸の上の飛入色との花鳥、上壇の前小壁彫物色との花鳥・から草、惣金なり、上壇十五帖敷、床には堯舜之繪、其外人形盡し、天井ハ押繪盡し、狩野休白畫之、同書院のかゝみ板は水に紅葉、梨子地蒔繪、同窓先の障子の骨も梨子地蒔繪、御納戸十二帖敷、繪は梅柳椿、一之間廿一帖敷、人形盡し、天井^(杜)牡丹、二之間三十帖敷、耕作之繪、天井は鉄線花の丸盡し、三之間十八帖敷、繪色紙盡し、天井鉄線花、いつれも狩野休白畫之、惣金なり、

一御成御門西向、檜皮葺、柱・梁・破風には青貝にてから菱、あいのすち金、梁と柱貫には龍の彫物餘多、上の惣小壁人形盡し、色とのほり物、破風には鳳凰のほり物あまた、闔の表廿四孝の彫物、裏に^(杜)牡丹・から草、脇屏には人形・犀牛、上棟龍、同かせむね獅子、兩の小壁には大竹、相に鳳凰・人形・色とのから花、惣金なり、

一御數寄屋西向、三帖、臺目、

一御數寄屋と御寢殿の間に御たうこの間・御くさりの間あり、豎六間三尺横四間三尺、御鎖の間八帖敷、次の間十帖敷御たうこの間十五帖敷なり、此御座敷之繪金砂粉に山水・色との花鳥、狩野采女畫之、

一御たうこと御寢殿之間、六間の廊下あり、此繪色との花鳥、采女弟源四郎畫之、

一御數寄屋へ被爲 成候時、御家老衆御座候御座敷より、御料理所迄、豎廿八間横四間、御家老衆之御座敷は金銀之すなこ、養蠶の繪也、狩野与市畫之、

一御寢殿書院の先より南の奥に御湯殿構あり、又御湯殿より西に御西淨、いつれも天井・壁迄惣金、繪有之、一御寢殿より御會所の間之廊下・天井・壁まで惣金、繪有之、又御寢殿より御料理所の廊下、御會所より奥書院へ之廊下、皆金繪あり、

一御寢殿と御會所の御料理所、豎十一間横九間、又七間三間のおろしあり、

一 御數寄屋口の唐門、檜皮葺、惣材木けやき、あいにか

らきにて、梅に鶯の彫物、園・小壁等皆うけほり也、

一 唐門の左の脇に石壇にて疊上、その上に御物拔豎四間

横三間三尺、瓦葺なり、

一同右の脇にたて廿間横六間三尺の樂屋相續て、樂屋之

振廻所豎十間横四間なり、舞臺小壁のほりものは色と

の花鳥・から草、上棟(杜)牡丹・から草に、居紋から花、

下のけごみの彫物唐草、又物見の彫物は獅子に牡丹(杜)・

から草、いづれも金也、

一向屏中門惣黒ぬりにほり物あり、とひらの彫物は菊・

から草(杜)牡丹、上棟はから花、ほり物は金の彩色なり、

一 御成御門の左の脇に御車宿り、豎四間よこ三間、

一同御門の右之脇に御廐、豎五間横四間、小壁の彫物は

猿猴に枇杷・から花、内に上檀有、花鳥の繪、惣金彩

色なり、

一 御數寄屋口の中から門より御うち路地のくゝり迄三十三

間、ぬふかは石にて石壇、左右に松櫻植らる、京衆拵

屋入道道句被申付之、

一 御路地と御寢殿の間に築山在之、北は御路地、南は御

庭、御庭には色々名木名石在之、薩摩より蘇鉄・櫻欄

竹、其外琉球より植木とも色々召寄られ、道句手を盡

し御庭之下知被申付之、誠繪にもやはか可寫者早、

御作事奉行

一 御寢殿付廊下

大寺主計助
諏訪仲右衛門尉

一 御主殿

一 御數寄屋并御くさりの間
御たうこの間

一同唐門并御物拔

一 御家老衆御座之間

一 御料理所二

右之奉行へ被相付人衆

三原市右衛門尉

否笠孫左衛門尉

松本彦右衛門尉

右兩人

右兩人

右兩人

右兩人

右兩人

弟子丸治左衛門尉

山本勘左衛門尉

一 御成御門 并向屏中門

菱刈半右衛門尉

矢野主膳正

一 舞臺 并樂屋付振廻所

右兩人

一 御車屋とり并御廐

右兩人

右之奉行へ被相付人衆

有馬左近將監

坂元内藏允

有馬主殿助

山下昌左衛門尉

時任長右衛門尉

御路地奉行

伊集院弥六左衛門尉

川上泰助

有川藤左衛門尉

惣奉行

伊勢兵部少輔

一 寛永七年 庚午

四月十八日、公方様御成卯刻、御數

寄屋御供丹羽五郎左衛門尉尉・加藤左馬助殿、内々式

正之依御内意、酒井雅樂頭殿・土井大炊頭殿江被仰談、

御進上物以下其御調雖有之、御連枝様達をはしめ、

松平肥前守殿・松平下野守殿などへの御成も御數寄屋

より 成せられ候間、其ごとくたるへきよし被仰出、

諸事 御成之御作法不如舊記也、

一 御數寄屋御掛物ハ、琦楚石、よこ文字の墨跡、

一 御釜はしやちくの二重釜、御水さししからき焼、耳あ

り、

一 御花入ハかねの筒の物被掛、御花と御茶以後の御炭、

公方様被遊、花ハいちはつの紫と白き、出しには岩藤、

誠御花・御炭の遊されやう比類無御座と云々、炭入ハ

ふくべのつんと切也、

一 御棚に環・羽箒被置之、御茶入平野肩衝、天下の名物、

是は 太閤公より 惟新公江御拜領之御茶入なり、御

茶碗高麗、御香合瑪瑙、山谷と銘あり、御茶杓利休、

一 御くさりの間の御釜、しろミのかね八角小振也、色々

の紋あり、 征夷將軍頼朝公の御釜と云々、じざゐに

つらる、

一 御鎖間に袋棚あり、たなの上にせと物之肩衝と柄杓置

之、肩衝ハ嶋津野州より召上らる、せとものにおひて

ハ無比類名物と云々、中の重に臺天目、天目ハ建盞^(蓋)、

下に水さし蓋置あり、水さしはかねのつるべ南蛮物也、

囲炉裏の西之方の上壇書院あり、書院のま中には鉦を

掛らる、右に一休の軸之物、左ニ硯、筆架に筆墨、側

に羽箒掛之、硯は漢の高祖未央宮之瓦、此銘東破作を^(破)

ほりつくる、から蒔繪の箱ニ入、御成以後 公方様

へ御進上之、

一御たうこの間に囲爐裡あり、御釜ハ高麗、五徳に居る、

棚の上の中つきの御茶入、薩摩焼の御茶碗、茶筌・茶

巾・茶杓置合す、下にかね爪なりの水さし、青磁

の水こほし、炭入竹之引切置之、

一同床に三幅一對之墨繪被掛、牧溪筆、中ハ布袋、この贊

寧退耕、兩之脇朝陽對月、此贊痴絶、掛繪之前に大机あ

り、から物なり、机之板ハ石、色々の紋あり、筆返ハ

唐木、机のま中に、蓮の葉に翡翠の泊りたる御香炉、

胡銅の物、是も御成之後 公方様へ御進上、又左の脇

に曲輪の香合盆ニ居る、右之脇には木地の盆に羽箒・

香筋置之、又机の右の下に、青貝の盆に青磁の香炉・

香合置之也、

御數寄屋御膳府

酒ひて^銅あへひよりかつほ

金柑

こくしやう雲雀

二

燒鳥けり

かまほこ

かうの物

御引物焼あゆ

御吸物

一鯛の子

一烏賊

一うけ煎

一せうかんのひほ

御肴

御汁小菜

御汁鶴牛戸濱松茸

御食

御包丁人

御菓子

枝柿

色付芋

御やうじ

一からすミ

一焼がい

一沖津鯛

一よりミツ

御菓子

枝柿

色付芋

御やうじ

御包丁人

天野圖書頭被調之、

一御茶過て 公方様御くさりの間へ御出、御道具共被成御覽、御寢殿へ成せらる、

一御寢殿の上壇の床に、龍虎の二幅一對掛る、左ハ龍、

右ハ虎、楊月彌筆也、其前に花瓶二ツあり、花池坊、被立之、花の心、左ハ松、右ハ竹、

一床の前に置鳥・置鯉・瓶子二重筋之、其前に御座二帖

敷て、其上に錦の御蒲團置之、御座之右之かたへ御手

かけ、左の脇に御弓、御箆に御征矢廿五さす、其次に

御鎧置之、弓ハはつして弦をかうよりにて、中を違て

紐結のこたく内竹にて結ふ、握より七八寸うへなり、

同竹之事前竹とも申也、前竹を御前江向たて、置之間、

そり高くて釘のうちやう故実なくてハ難成なり、御鎧

からうとの蓋にはうけす御畳に置、如舊記御甲はたか

ミの上に置なり、置鳥・置鯉、二重瓶子之事ハ當世に

知人無之、然者大草殿へ檜木市右衛門尉依傳置調之、

此座敷にて式三献參る、御相伴 家久公、

一同座の左の脇に三重の違棚あり、上の重に臺天目、盆

にすハる、盆は曲輪、臺ハ青磁也、中の重左には水瓶、

右には紫銅の鴨の香炉、又其次の重に曲輪の食籠、盆

に居る、盆もぐりくくなり、そのいちしたの重に戸構

あり、其内に硯箱あり、又一方には骨吐一對置之、

一同書院の右之脇に拂子かゝる、其下に盆石、九山八海

の筆架、曲輪軸之筆、古銅牛の墨留、古銅柿の水入、

筆洗、書院之ま中之うへに釣香炉、そのしたに硯、其

先に青磁の岩組の硯屏、印籠曲輪の盆に居る、盆石墨

塗の鉢に居て置之、

一御納戸の内に硯・文臺置之、

一此御座敷之次の間に梨子地蒔繪之臺子有之、御風炉釜

・臺天目・御茶入・水さし・蓋置・柄杓たて・水こぼ

し、いづれも黄金なり、鉢阿弥鑄之、

一此次のま西の方に十二合の折、筋之盛物、きそく以下

盡美麗、式三献、七五三、十二合の折、いづれも天野

圖書頭殿被調之、式三献進士大草の流には相易、

十二合の御折之事

一 やうかんかきり作花

一 具盡し 金銀

一 塩引 とんぼう

一 こかけ 金銀

一 蒲鉾 きそく

一 からすみ 蝶

一 蓮根 はな

一 きりこ 金銀

一 千鱈 水玉

一 かいさう

一 金柑 作葉

一 蜘蛛こ

式三献之次第

初献

亀の甲鳥

御箸

御雑煮

亀の甲五種

御手塩

二献

塩引

鷹の羽煎

干たら

三献

からいと

眞羽煎

まき鯛

一 此時白太刀可參儀雖爲本儀、依非式正、酒井雅樂頭殿

・土井大炊頭殿御断にて、御腰物はかり參る、御刀一

腰左門字、御脇指一腰貞宗、

一 公方様よりも御太刀一振 正恒・御脇指一腰 正宗・御小

袖百・御袷二百・御夜物二十から織・越前綿千把・銀子

三千枚御拜領、

一 又三郎殿御前へ御參、御盃御頂戴、此時御腰物來國光

・御袷百・銀子五百枚御拜領、又三郎殿よりも御脇指

正宗御進上、

一 又十郎殿御參、御脇指一腰・御袷五十・銀子三百枚御

拜領、

一 越後守殿御參、御脇指一腰・御袷二十・銀子三百枚御

拜領、

一 御湯殿の床に御圖子の棚、御手巾掛ニ御手ぬくひニツ

被掛之、棚のうへにゆすりつき御櫛箱、九重の香合、中の重にひとりの香炉、上壇に錦の御蒲團、御腰物掛梨子地蒔繪置之、御湯桶五ツ大小、御かいけ二ツ、水囊二ツ、いつれも梨子地蒔繪、御紋あふひの丸、御水船、御敷板蒔繪、御紋あふひの丸なり、

一御西浄の左に二重の棚あり、上に香炉、下になら紙置て、紙にて石をつ、ミ水引にてむすひ、紙鎮に置之、何も如舊記、

一御會所上壇の御床に三幅一對掛る、中の王右軍龍踐筆、贊有之、筆者不正、但左は伯牙、琴を彈す、子期聽之所なり、王暉筆、右者阮咸琵琶を引、荀勗聽之所なり、王暉筆、前に三ツ具足、卓に居る、兩之脇に大花瓶、是も卓に居る、花ハ池房被立之、心ハ松なり、
一同御床の左ニ違棚あり、上の重ニ臺天目、中の重ニ御茶入肩衝、曲輪の盆に居る、下の重に青貝の食籠、くりくりの盆に被置之、又其したには石莖鉢、はちハせいの物なり、

一同御床之右之違棚には上之重ニ毬籠、臺に居る、中の重には沈箱、右には盆石、はちハかねの物、盆石の名雪舟と云々、其次の重左に歌書、右には曲輪の食籠、いつれも盆にすハる、下にすなの物有之、

一同御床之右に上之壇并書院あり、書院之上に喚鐘掛る、其外に硯・硯屏、右の端にしもく、左ニ大鏡懸るなり、龍の筆架に牛の墨留文鎮、古銅の水入、青磁の筆洗、けさん一對、印籠、軸の物置る、此軸物は歌人の墨繪に歌有之、いつれも古筆なり、軸の物は盆にすハる、又せいしのはな入に御花有之、

一此御座敷におみて御能御覽、上壇よりハ舞臺依程遠、下の御座敷へ御座を式帖敷て、上に金欄の御蒲團被置之、上壇の廣縁に疊を敷て東向に臺子を置、銀の御風炉釜・水さし・水こほし・蓋置・柄杓立以下皆銀也、これも辨阿弥鑄之、

一同御會所四のまの大床に地絹の四幅一對掛る、繪ハ四香の景氣畫飾之、名不正、贊ハ微明筆也、前に中央卓上

に瑪瑙之大香炉に薰を被燒、左右に耳花瓶一對に立花有、心は松、花瓶はから木の机にすはる也、四幅一對之時、花瓶二瓶置事如舊記、

一 御家老衆の御座敷、御かけもの達磨、下に竹心香たて盆にすはりて床にあり、

一 左の方に違棚あり、うへの重に鳴の香炉、かねの物、中の重にひたりには香炉・香合、盆に居て置之、右に曲輪の食籠、下には硯箱・料紙箱置之、

一 御座敷の惣飾福阿弥陀仏被致之、

一 御會所へ御成前に、御簾を上られ、上壇と御廣間の間の障子を取^(うち)れ、御座の前より御廣間・御縁をかけて御進上物を被積、

一 御小袖 百 一 御袷 百

一 紅糸 二百斤 一 黄金 三百枚

一 生糸 千斤糸丸の中を緋紗綾一端宛にて結之、

此分被積置、御會所へ御成之時、御太刀一腰黒一文字・御馬一疋麁毛御鞍置、酒井雅樂頭殿御披露也、於式正

之御成者、式十七獻・式十五獻・十一獻など、公方

様御機嫌によりむらハ廿獻など参たる由候、其時者御能も十七番御座ありたる舊記共有之、右ニ如記御數寄

屋より被爲成、よろつ式正之御作法依無之、御進上物も此分なり、内々者依御機嫌ニ五獻・七獻可有之かと、

中納言公御内意にて、御練貫并御太刀あまた振、御刀・御脇指・御腹巻、其外晝贊の物とも、御香合・御盆

以下名物雖有御調、雅樂頭殿・大炊頭殿被給候趣者、御連子様達其外加賀中納言殿などへ、近年御成雖にて

の御盃ハ出ましきのよし也、右御調之御進上物も、弥其分にて不上候なり、

一 又三郎殿御太刀一腰信國・御馬一疋・御袷二十・銀子三百枚御進上、

一 又十郎殿御太刀一腰糸・御馬代銀子二百枚・御袷十御進上、

一 越後守殿御太刀一腰糸・御馬代銀子百枚・御袷十御進上、

一 御進上之御馬於式正者如舊記、立砂の前にてひかれ、
 公方様も妻戸之内より被成御覽、諸侯衆も庭上におり
 られ、御劔の役人はかり御縁に雖可有伺候、依非式正
 不及其儀、右ニ如記内と式正之用意ニ而、役者之出立
 から打、大口以下兼而用意雖有之、これし不能其儀な
 り、惣前馬^(別)を被牽儀、亭主同名衆之役たるによりて、
 嶋津野州御馬被渡之、中間兩人にて御馬に白繩をさし
 へいらつの涯迄牽、野州請とられ繩をとらせ、御廣庭
 のま中立砂の脇にて、上様御馬之部當木村孫八郎殿へ
 被渡、又三郎殿御進上之御馬ハ、嶋津霜臺被渡之、
 一 御家中衆於御縁御禮被申上次第并進上物之事、

御太刀 一腰 嶋津彈正少弼
 御裕 二十
 御太刀 一腰 嶋津相模守
 御裕 二十
 御太刀 一腰 嶋津豊後守
 御裕 二十

御太刀 一腰 佐多丹波守
 御裕 十
 御太刀 一腰 樺山采女正
 御裕 十
 御太刀 一腰 北郷佐渡守
 御裕 十
 御太刀 一腰 北郷出雲守
 御裕 二十
 御太刀 一腰 穎娃長左衛門尉
 御裕 十
 御太刀 一腰 入来院石見守
 御裕 十
 御太刀 一腰 種子嶋左近太夫
 御裕 十
 相州・霜臺・野州・豊州・北郷雲州・伊勢兵部少輔、
 此衆者御裕之上に銀子百枚宛、此外之衆者御裕之上に
 五拾枚ツ、可有進上之由、酒井雅樂頭殿・土井大炊頭

殿へ披露候処、御兩所より、銀子之事者被成御留、御
裕計進上之、

一右之人衆中有之北郷出雲守・樺山采女正、家之沙汰久
有之ニ付、御國におゐても八朔之御太刀、前後之儀年
易に有之、今度兩度之御成に御禮之時も、前後被易
合、顚娃・種子嶋・入來院三家之儀者、以鬮取前後相
突なり、

一野州之事は、前より毎度御前に被罷出候間、餘人に
は可相易由、雅樂頭殿・大炊頭殿被給、惣別之御禮相
濟シ後、御禮被申上、伊勢兵部少輔も同前なり、進上
物、

御太刀 一腰 嶋津下野守

御給 二十

御太刀 一腰 伊勢兵部少輔

御給 二十

一公方様より御家中衆へ拜領物、

御給 十 嶋津彈正少弼

銀子 百枚

御給 十 嶋津相模守

銀子 百枚

御給 十 嶋津豊後守

銀子 百枚

御給 十 佐多丹後守^(波)

銀子 五拾枚

御給 十 樺山采女正

銀子 五拾枚

御給 十 北郷出雲守

銀子 百枚

御給 十 北郷佐渡守

銀子 五拾枚

御給 十 顚娃長左衛門尉

銀子 五拾枚

御給 十 入來院石見守

銀子 五拾枚

御裕 十 種子嶋左近大夫

銀子 五拾枚

右之衆御禮相濟シより拜領、

御裕 十 嶋津下野守

銀子 貳百枚

御裕 十 伊勢兵部少輔

銀子 貳百枚

此御禮相濟シ、御座敷へ爲被積進上物、皆々脇へ被退、

御間之障子をもたてられ、躰而御能初而、雅樂頭殿

御前より舞臺へ御入候而、樂屋の幕の外より御能初よ

と仰られ、躰而大夫罷出る、最前は御能組雖爲七番、

御乞能有之ニ付以上八番なり、

翁 觀世大夫 高砂 觀世大夫

清經 長門守 七大夫 源氏供養

天鼓 長門守 金春大夫 黒墳

櫻川 七大夫 玉鬘 長門守

吳服 觀世大夫

御乞能玉かつら中西長門守仕之、御能三番過候而舞臺

へ要脚被積之、御成之時要脚被積儀、むかしハ亭主

の同名衆、これも直之衆なり、若同名衆餘多無之御衆

ハ、公方様御供衆之内若き衆爲被積せ、舊記に相見

得候間、私之衆積可申儀雖不可有之、松平肥前守殿御

成之時、彼家中衆被積候間、其例如此也、私之衆御前

之役可仕儀、如何可有之哉、不審深重也、

一舞臺へ要脚積之人數

嶋津彈正少弼 新納仲左衛門尉

嶋津豊後守 上井東市正

嶋津圖書頭 川田助太郎

佐多丹波守 町田縫殿助

榊山采女正 伊集院左近將監

基太村新八郎 伊勢右京亮

北郷佐渡守 吉田貞左衛門尉

種子嶋左近大夫 鎌田源八

桂山城守 相良權兵衛尉

鎌田出雲守

伊東二右衛門尉

仁礼右近將監

仁礼左近將監

山田弥九郎

鎌田掃部助

鎌田源左衛門尉

有馬次右衛門尉

阿多掃部助

鳥目五百疋宛兩之手ニ持候而、一人充舞臺へ上り、先

舞臺の正面之左ニ三萬疋、又右之方に二萬疋積之、

(頭注)「猿脚ハ錢之異名、書字考ニ出之」
一要脚積終して、

大夫を始惣猿樂衆・役者・地唄迄二百

人、小袖式ツを一重充にして、脇を糸にてとちて、二

かさねつ、廣蓋に請て、右之要脚被積候人數にて舞臺

へ遣さる、嶋津野州、舞臺へ被罷出、橋かかりより一

間計正面之方へ罷居、ひろふたニ置たる小袖をとりて、

猿樂衆へ被遣之、觀世・金春・金剛・保昌・七太夫以

から織縫薄三ツつ、被遣之、小袖とも皆とわたしはて

ん、御簾をおろされ 公方様御寢殿へ被爲成、七五三

の御膳参り、御易の御膳迄参り、式正之於 御成者、

七五三の上り御膳の供御、御相伴の堂上をはしめ、武

家之御相伴衆・御供衆迄、各頂戴雖可有之、其儀無御

座、

七五三之御膳府

御本膳

塩引 たこ 蒲ほこ 御箸

和交 御湯漬

香物 ふくめ 海鼠桶 御手塩

二之御膳

唐すミ 海月 御汁集め

貝盛

卷するめ 干鱈 御汁白鳥

三之御膳

羽盛 御汁鯉

栄螺三盛

舟盛 御汁雲煎

御菓子十二種

一焼府 一あるへいたう 一かや 一枝柿 一饅頭

一 蜜柑 一 やうかん 一 むすび昆布 一 まめあめ

一 くるミ 一 やうひ

御星の物二ノ膳之内

三星しほ引
はす

二星ひだら
のり

御盃の臺

一 蓬菜 一 高砂 一 耕作 一 ちやりやう

一 きよかう

御目通之臺

一 皇帝 一 ミくハう 一 むさし野くり足

一 扇なかし 一 龍虎梅竹くり足

御引易御膳符

なます鯛
はしかミ

御腐しほ
うと

香ノ物

焼物ます

御食

二

あへ物みるくひ

水貝 御汁鯉

せんは煎嶋

三

すし

焼鳥雲雀

むかふ

鯛一ツ焼

たいらき

さしミすじき
みる

御吸物

一 ふな 一 腸いり 一 さくらいり

御肴

一 焼貝 一 椎茸 一 水栗 一 ふくたミ 一 えび

御菓子

一 氷餅 一 蜜柑御やうじ 一 枝柿

一 今度御成ニ付、琉球より樂人上下三拾人余被召寄、此
内樂者思徳十三歳・真志金十四歳・志次郎十五歳・江洲之

里子十七歳・城間之親雲上、いづれも美麗之童子なり、御寢殿におひて、七五三御易の御膳参りて、臙而樂被仰付、琵琶・琴・しんせん・しやみせん・笛・ひちりき・こきう・とら・太鼓などにて樂仕る、絃と掩抑聲と之曲調、実可謂仙樂者乎、御座敷之佳興不可勝計、公方様御快然不斜、於日本、如此吳國人令倍從、樂とも仕候事、可謂前代未聞欵、暫御休息被遊、臙而又御會所の御座敷成らせられ、御簾上り御能御覽あり、きり相過則還御、これも於式正者御能道ル、太夫御縁へめされうたひ申候而、御縁之御通など相ハしまり、御相伴の堂上をはしめ武家の御相伴衆、各御酌にて御縁之御通りなど御座ニ而 公方様御酌にて納り可申處、右に如記候數寄屋より 御成にて、よろつかろく御献數なども無之故、早と 還御あり、

一右に如記、兼日式正之 御成之御用意ニ付、妻戸の前にたてすな有之、上古は川原之者立砂之儀存候間、京都におゐて方と雖被相尋、近代左様之者依断絶、於東

福寺立砂仕る者めしよせらる、砂は上古より稻荷山之砂にて在之候間、稻荷山より召下なり、東福寺より参たる人、立砂を立候事は仕候へとも、たて所の寸法、二ツのすなの間之廣さ等、御輿と御車との時之たてやう不存ニ付、舊記を引合教て申付なり、如此式正之御儀式無之之条、武家之御作法弥すたりもてゆかん事、嘆かしきものをや、

一公方様江御進上物之書立

御太刀 一振黒一文字

御刀 一腰左文字

御脇指 一腰貞宗

御鎧 一領白糸かな物惣金

御甲 一はね御たて物いちゃう惣金

御弓 一張重藤

御征矢 一腰藤金銀矢かず廿五 ふし黒鷲の本白

御鞍 一口貞誠作

御鏡 一懸同作

御馬 一疋塵毛

御小袖 百

御袷 百

紅糸 貳百斤

生糸 千斤絳ちりめん一端宛にて糸一九丸の中を結

黄金 三百枚

以上

一 相國様御成同四月廿一日卯刻、御數寄屋并御座敷之御
筋等 公方様御成之時御同前なり、御數寄屋之御供、
丹羽五郎左衛門尉殿・加藤左馬助、

一 御茶以後之御炭と御花 相國様被遊之、御花は朽葉色
の百合草、出しには鉄線花、御花比類無御座云々、

一 御進上物之事、 公方様御同前ニ御調候處に、御隱居
之御事ニ御座候間、萬事可相易由雖被 仰出候、始而
御成之儀ニも候間、左様ニは如何之由御申ニ付不相易
也、乍去、黄金三百枚之内百枚御除 貳百枚あがる、
就其猩々皮甘間相添、其外は御同前也、

御太刀一振黒平・御刀一腰貞宗・御脇指一腰貞宗・御

鎧一領紫糸・御馬一疋栗毛・御鞍一口貞常作・御鎧一懸

同作、

一 又三郎殿御太刀一振助平・御刀一腰國俊・御袷廿・御

馬代銀子二百枚御進上、

一 又十郎殿御袷十・銀子百枚御進上、

一 越後守殿御脇指一腰・御袷十御進上、

一 相國様より中納言殿へ御拜領、御太刀一振長光・御刀

一腰正宗・御小袖百・御袷百・八丈絹貳百端・銀子貳

千枚、

一 又三郎殿へ御拜領、御刀一腰吉家・御袷五拾・銀子五

百枚、

一 又十郎殿へ御拜領、御脇指一腰貞宗・御袷三拾・銀子

貳百枚、

一 越後守殿へ御拜領、御脇指一腰來國光・御袷拾・銀子

貳百枚、

一 御家中衆於御縁御禮被申上次第并進上物之事、

御太刀	一腰	嶋津彈正少弼
御拾	拾	
御太刀	一腰	嶋津相模守
御拾	拾	
御太刀	一腰	嶋津豊後守
御拾	拾	
御太刀	一腰	北郷出雲守
御拾	拾	
御太刀	一腰	樺山采女正
御拾	五	
御太刀	一腰	佐多丹波守
御拾	五	
御太刀	一腰	北郷佐渡守
御拾	五	
御太刀	一腰	穎娃長左衛門尉
御拾	五	
御太刀	一腰	入来院石見守

一相國様より右之衆へ拜領物之事、

御拾	五	種子嶋左近太夫
御太刀	一腰	
御拾	五	
御太刀	一腰	嶋津下野守
御拾	拾	
御太刀	一腰	伊勢兵部少輔
御拾	拾	
御拾	拾	
銀子	百枚	嶋津彈正少弼
右同		嶋津相模守
右同		嶋津豊後守
右同		北郷出雲守
銀子	五拾枚	樺山采女正
右同		佐多丹波守
右同		北郷佐渡守
右同		穎娃長左衛門尉
右同		入来院石見守

右同 種子嶋左近太夫

右之衆御禮相濟候而より拜領、

銀子 式百枚 嶋津下野守

右同 伊勢兵部少輔

一御馬之事、如前野州・霜臺被牽之、

御數寄屋御膳府

御汁鶴 生椎茸

さかびたいてあわびよりかつほ 金柑

御食

二ノ御膳

焼鳥

かまほこしほ山椒

御汁たいの子 きたきも

御かうの物

御引物わかさき

御肴

一たいらぎ 一沖津鯛 一車ゑび

御菓子

一ういらう餅 一とこぶし 一水栗御やうし

御包丁人

天野圖書頭被調之、

一於御寢殿式三献并七五三之御膳参る、 家久公御参、

御引易之御膳符

れうり鮠 御汁しほ 腐

御かうの物

焼鳥

御食

二之御膳

焼あゆ蓼酢

たき

こくしやうたい

御汁根芋 たいの子

三

きんにさハラ又こい

御汁あち すいり

すし

四め

一ツ焼 やき鳥

五め

さしみかつほ

御すひ物

一 さくら煎 一 ふくら煎 一 いか

御肴

一 からすみ 一 塩引 一 焼貝 一 ごんざり

御包丁人

神谷又五郎被調之、

一 御能始之御役酒井阿波守殿

御能組

翁七太夫 白鬚金春 實盛長門守

江口七太夫 舟弁慶長門守 蛭觀世太夫

熊坂七太夫 自然居士長門守 養老金春

御乞能自然居士、仲西長門守仕之、

一 舞臺へ要脚五萬疋被積之、同小袖も 公方様御成之時

同前に被遣之、

一 御寢殿へ琉球衆被召出、公方様如御成之時樂被仰付、

御能終て臙而 還御也、

一 御拜領物奉行

北郷佐渡守

山田弥九郎

伊勢右京亮

一 御進上物奉行

嶋津圖書頭

顛娃長左衛門尉

上井市正

一 猿樂衆へ被遣候御服奉行

新納仲左衛門尉

阿多掃部助

一 御湯殿奉行

伊集院弥七

吉利織部佑

一 御廐見廻衆

三原市右衛門尉

入來院石見守

鎌田源左衛門尉

樺山采女正

新納右衛門佐

弟子丸藤左衛門尉

野村大学助

安藤權右衛門尉

二階堂源左衛門尉

御振舞所奉行之事

一御數寄屋并御年寄衆御振舞所・御料理所

市來掃部助

澁谷四郎左衛門尉

諏方仲右衛門尉

使 福屋五郎兵衛

一奥書院

川上式部太輔

鎌田出雲守

大寺主計助

使 岩切六右衛門尉

大迫内藏允

一式臺

桂山城守

使 菱刈半右衛門尉

町田勘解由次官

使 野崎吉左衛門尉

酒井阿波守殿

一御太刀一振・御脇指一腰支行・銀子三十枚

青山大藏大輔殿

一御太刀一振・御脇指一腰國俊・銀子三十枚

稻葉丹後守殿

一御太刀一腰・御袷二十・銀子三十枚

一右同 内藤伊賀守殿

一右同 森川出羽守殿

酒井山城守殿

一御太刀一腰・御袷二十・銀子三十枚

板倉周防守殿

一御太刀一腰・銀子三十枚

松平右衛門太夫殿

一御太刀一腰・御袷十・銀子二十枚

一右同 松平伊賀守殿

一右同 酒井和泉守殿

一右同 伊丹播磨守殿

一右同 安藤右京亮殿

一右同 嶋田彈正大弼殿

一右同 安倍豊後守殿

一右同 三浦志磨守殿

一右同 高力攝津守殿

一外侍

桂外記

鎌田源八

一御成ニ付方々江御祝物被遣候書立、

肥後長次郎

酒井雅樂頭殿

一樂屋

一御太刀一振・御刀一腰左文字・御袷廿・銀子二百枚

佐多六郎兵衛尉

相良丹後守

土井大炊頭殿

廣瀬善次郎

矢野主膳正

一御太刀一振・脇指一腰國後・銀子百枚

五代舍人佑

酒井讚岐守殿

一於伊勢兵部少輔宿振舞奉行

一御太刀一振・御刀一腰京物・銀子百枚

比志嶋監物

有川平右衛門尉

永井監物殿

八木民部左衛門尉

一御太刀一腰・綿五十把・銀子二十枚

一於南長屋振舞奉行之事、

一右同 内藤外記殿

本田伊与守

吉田貞左衛門尉

牧野内匠助殿

相良權兵衛尉

毛利肥前守

一御太刀一腰・御袷十・銀子十枚

米良縫殿助

一右同 渡邊圖書頭殿

一御年寄衆、其外御近所衆へ七五三之御振舞、三百膳程

一右同 淺倉二左衛門尉殿

調之、其餘之振廻ハ多人數にて難記之、

一右同 秋元但馬頭殿

一翌日御年寄衆并大名衆御振舞之御能にも、要脚五萬疋

一右同 鶴殿新三郎殿

被積之、

一右同 板倉内膳正殿

- 一右同 大川内平十郎殿
- 一右同 宮本甚右衛門尉殿
- 一右同 飯田四郎左衛門尉殿
- 一右同 高木筑後守殿
- 一右同 石川三右衛門尉殿
- 一右同 千石大和守殿
- 一右同 内藤久五郎殿
- 一右同 中根傳七殿
- 一右同 秋山修理殿
- 一右同 加賀爪民部少輔殿
- 一右同 井上筑後守殿
- 御本丸御鉄炮頭本門御番
- 成瀬伊豆守殿
- 一御太刀・馬代銀子一枚・拾十ヲ
- 一右同 同御弓頭 本田太郎右衛門尉殿
- 一右同 同 阿部四郎五郎殿
- 一右同 同裏ノ御門番 岡野平兵衛尉殿
- 一右同
- 一右同 岡邊小右衛門尉殿
- 一右同 西ノ丸御鉄炮頭之御門番 加藤喜助殿
- 一右同 西ノ丸御鉄炮頭 井上多左衛門尉殿
- 一右同 同本門御番 山田拾太夫殿
- 一右同 同 坪内惣兵衛尉殿
- 一右同 同 大田善太夫殿
- 一右同 同 久瀬三四郎殿
- 御本丸御納戸頭
- 一御拾十 内田平左衛門尉殿
- 一御太刀・馬代銀子一枚・拾十ヲ 西ノ丸御納戸頭 杉浦内藏允殿
- 一御太刀・馬代銀子一枚・拾五 筒井内藏助殿
- 一拾五 西ノ丸馬乘横目 荳村佐源太殿
- 一右同 全 永峯源左衛門尉殿
- 一拾三 御本丸御步行御目付衆 神谷助左衛門尉殿
- 一右同 全 手袋利兵衛尉殿
- 一右同 全 山科木十左衛門尉殿
- 一右同 全 小池半左衛門尉殿

一右同	山元弥兵衛尉殿	全	全御膳奉行	青木小右衛門尉殿
一右同	庵原八兵衛尉殿	全	全料理番頭	堀屋弥九郎殿
一右同	朝倉八右衛門尉殿	全	長谷川正右衛門尉殿	同
一右同	溝口久太郎殿	全	西ノ丸料理番頭	同
一右同	今井小兵衛尉殿	全	神尾五介殿	同
一右同	門岡權兵衛尉殿	全	堀屋弥九郎殿	同
一右同	村野久兵衛尉殿	全	福田五左衛門尉殿	同
一右同	篠原源右衛門尉殿	全	是ハ惣別之御振舞方故実之儀御頼也、	同
一小袖三	久阿弥	西ノ丸御同朋	御本丸料理番頭	同
一右同	福阿弥	西ノ丸御同朋	小川勘右衛門尉殿	同
一右同	丹阿弥	御膳奉行	鈴木傳次郎殿	同
一右同	御本丸御膳奉行	御膳奉行	鈴木五郎兵衛尉殿	同
一右同	木村孫八郎殿	御膳奉行	磯谷市介殿	同
一右同	西ノ丸御膳奉行	御膳奉行	日根九郎兵衛尉殿	同
一右同	諏方部源次郎殿	御膳奉行	鈴木喜兵衛尉殿	同
一右同	谷六右衛門尉殿	御膳奉行	柴 午之助殿	同
一御太刀・馬代銀子廿枚・裕五	西ノ丸御包丁頭	御膳奉行	高木六藏殿	同
一御太刀一腰・御裕五・銀子三十枚	御本丸御包丁頭	御膳奉行	横山七兵衛尉殿	同
一御太刀・馬代銀子十枚	天野圖書頭殿	御膳奉行	野村五兵衛尉殿	同
一御太刀一腰・銀子廿枚	西ノ丸御膳奉行	御膳奉行		
	倉橋勝兵衛尉殿	御膳奉行		
	御本丸御包丁頭	御膳奉行		
	鈴木喜右衛門尉殿	御膳奉行		

- 一右同 全 本田七兵衛尉殿 一右同 全 富見久三郎殿
- 一右同 全 小貫善兵衛尉殿 一右同 全 嶋野万四郎殿
- 一右同 全 羽根兵太郎殿 一右同 全 北川与十郎殿
- 一右同 全 谷 兵右衛門尉殿 一右同 全 宇野吉右衛門尉殿
- 一右同 全 乙骨長三郎殿 一右同 全 原 弥兵衛尉殿
- 一右同 全 益地半兵衛尉殿 一右同 全 林 孫九郎殿
- 一右同 全 坂田勘九郎殿 一右同 全 西ノ丸酒奉行 大代弥十郎殿
- 一右同 全 神尾金左衛門尉殿 一右同 全 中嶋根平殿
- 一右同 全 佐藤彦六殿 一右同 全 御本丸酒奉行 佐衛門尉殿
- 一右同 西ノ丸料理小番衆 原 弥吉殿 一右同 全 又右衛門尉殿
- 一右同 西ノ丸料理小番衆 神谷太郎助殿 一右同 全 同御食燒 女房衆一人
- 一右同 全 神谷次右衛門尉殿 一右同 同 まつ 一右同 全 同御下男衆 十三人
- 一右同 全 坂田甚兵衛尉殿 一右同 同御下男衆 廿人間 一右同 全 御掃除坊主 起雲
- 一右同 全 吉村又左衛門尉殿 一右同 全 御本丸御茶堂頭 宗敷 一右同 全 御本丸御茶堂頭 久安
- 一右同 全 柏木長藏殿 一右同 全 善貞 一右同 全 御掃除坊主 喜庵
- 一右同 全 池水清右衛門尉殿 一右同 全 西ノ丸御茶堂頭 宗傳 一右同 全 御本丸坊主 久清
- 一右同 全 池永權右衛門尉殿 一銀子三枚 善古 一右同 全 栄知

一右同	全	道可	一右同	全	宗作	一右同	全御乘物頭
一右同	全	宗巴	一右同	全	宗也	一右同	与左衛門尉
一右同	西ノ丸掃除坊主	万清	一銀子五枚	西ノ丸掃除坊主頭	長悅	一右同	全
一右同	全	加運	一右同	全	永閑	一裕壹ツ・帷子二ツ	西ノ丸御小人頭
一右同	全	久悅	一銀子三枚	全御掃除坊主	利清	一右同	牧野金介殿
一右同	全	道也	一右同	全	義庵	一右同	全御乘物頭
一裕三ツ	御本丸御目付坊主	玄跡	一右同	御本丸坊主	宗去	一銀子八枚	御本丸
一右同	全	惠林	一右同	全	喜齋	一右同	西ノ丸
一右同	全	休齋	一右同	全	常林	一銀子百枚・樽一荷	御馬付衆八人
一銀子三枚	全	久巴	一右同	喜三	瀧	道勺	御馬付衆八人
一裕一ツ・帷子二ツ	御本丸御中間頭	茂介殿	一右同	喜三	同 三十郎殿	一銀子十枚・拾三ツ	道与道勺子息
一右同	全	早川新左衛門尉殿	全	同 三十郎殿	同 三十郎殿	一銀子拾枚	道意道与舍弟
一右同	西ノ丸御中間頭	大岡源右衛門尉殿	全	同 三十郎殿	一裕壹・帷子壹	一同五十枚・小袖三	池之坊弟子
一右同	右同	大岡彦兵衛尉殿	全	同 三十郎殿	伴野六左衛門尉殿	一右同	池之坊立花御賴也
一右同	御本丸御小人頭	伴野六左衛門尉殿	全	同 三十郎殿	天野市佑殿	一御太刀・御馬代銀子三拾枚・拾十・帷子十	大坂屋藤兵衛尉
一右同	全	天野市佑殿	全	同 三十郎殿	天野市佑殿	一御太刀・馬代銀子一枚・拾十	玄碩
							是ハ御断被仰候而被成御返候、
							加藤左馬助殿
							同民部少輔殿

一御太刀・馬代黄金一枚・單物十・帷子十

丹羽五郎左衛門尉殿

一綿百把・御樽二荷・枇杷一折 國師

以上

右 御成之次第、爲後代所記置之也、

寛永七年 庚午 五月廿三日

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

304

「御文庫四拾九番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

就 御成爲見廻、使者殊鯉節二箱貳百人・樽十荷送給候、
到遠路芳意不淺候、然者 御成之仕合無殘所、 兩上様
御機嫌能御座候而、緩々与被成 御座候条、我等満足可
有御推量候、土井大炊頭殿・酒井雅樂頭殿別而被入御精、
惣別結構ニ相調候間可心安候、猶委儀榊山清右衛門尉可
申達候条不具候、恐々謹言、

「朱カキ」
「寛永七年」

卯月廿五日

薩广守

家久(花押)

右馬頭殿

305

「家久公御譜中」

「正文在島津左衛門久達」

猶々やかてくたり候てこそ申候へく候、く、かし
く、

しあハせよくたんしやうとのくたりにて、まんそくたる
へく候、ことさら御め見えとも候つる、一たんためて度
候、此方のやうす、中々ふてに申つくしかたく候、く
ハしくは、たんしやうとのものかたり候へく候、心やす
くおほし候へく候、よろつ又々かしく、

「朱カキ」
「寛永七年」五月二日

ゑとより

ふくろまいる

いゑ久

「朱カキ」
「在包紙」
ふくろまいる

いゑ久

「家久公御譜中」

「正文在島津左衛門久道」

猶とあきの守のきまかせにて御入候ハぬやうに、よ
くく申候へとにい卿へも申候へく候、此花をりか
へ、をくり申候、かしく、

たんしやうとのしあハせよくくたりにてめて度候、此方
一たんとふしの事にて候、くれく此たひのしあハせの
ころところなくまんそく申候事候、くハしき事ものかた
り有へく候、ふくろへもこゝろへ候へく候、わか身もや
かてくたり可申候、御いとまをまちゐ候事候、此方の儀
心やすく思ひ候へく候、又とかしく、

「朱カキ」寛永七年 五月二日

えと
より

いわ

むもし

まいる

いゑ久

「家久公御譜中」

「正文在島津内膳久兵」

ゆめのやうにこそおもひ申候事候、さためてちうさ

にてそ、やうしやうもめし候らん、おもひくきのた

ねそんなしはかりにて候、やうくあとの御いとなミ

たるへく候涙の雨そてをくたすはかりにて候、

さても藤次郎殿あたしよのありさま、まことしくもおも

ひ不申候、このほとちと心あしきやうに申候間、いか、

とは思ひ候つれ共、かやうの事は、中くやうくはた

ちにこそあまり候するに、ことさら世中の事も見候ハて、

いまに一しほのこりおほく候、さそくうらめしくおほ

し候らん、申ても申つくしかたく候、ふんこの守とのも、

此方に御入候て、しかくやうしやうも御座候ましく候、

申事なく候、かしく、

「朱カキ」寛永七年庚午 五月十一日

えとが

ちうさにて

まいる

いゑ久

「家久公御譜中」

「正文在島津内膳久兵」

以上

今度者爰元へ被相越、苦勞之至候、仍息藤次郎、不慮ニ被相果之由、其間得候、存之外之仕合、誠々驚入候、委

曲此使可申達候之間、不能詳候、謹言、

〔寛永七年〕

五月十五日

家久〔御判〕

豊後守殿

309

豊州家六代
○豊後守朝久

○豊前守久賀

初豊後守

母義弘公長女御屋地

○忠次

藤次郎

母川上久辰女

○豊前守久守

○豊前守久邦

△帯刀久元

○内膳久兵

實帯刀久元二男

〔御書中、藤次郎トアルハ久賀ノ長男ニ當レリ〕

310

〔家久公御譜中〕

〔正文在琉球國司〕

當年之爲御祝儀到國元國頭渡楫、殊種々贈給御慰懃之至候、從去春正月國元罷立、當時致在江戸候之条、於此地御狀令披閱候、抑 大樹、去月十八日・廿一日兩 上様御成御座候而、無殘所仕合之段、書中へ難申分候、以使者國頭迄申遣候間、精可相達候之条、不能書載候、恐惶不宣、

〔朱力キ〕

〔寛永七年〕五月十七日

中納言家久〔御判〕

進献 中山王

311

〔光久公御譜中〕

今度者爰許へ逗留候而無事歸國、可爲満足候、仍打立之時分者、秘藏之馬被殘置令祝着候、猶重而參府之節、以面可申候、恐々謹言、

「朱カキ」
「寛永七年」五月廿日

忠元〔花押〕
〔御判〕

彈正少弼殿

312 「家久公御譜中」

同年七月朔日、於 營中有御能、大樹家光公徵家久於御席而觀覽、家久奉拜謝之後、尚投書於土井利勝、而遙謝 公惠之忝、如左、

313 「古御文書廿九卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶々被爲入御念候通、具ニ可申上候、以上、尊書忝拜見仕候、隨而昨日御能之刻、公方様御座所ニおゐて御見物御満足之旨、奉得其意候、御紙面之趣具ニ可申上候、猶貴面之節旁々可得芳意候、恐惶謹言、
「朱カキ」
「寛永七年」七月二日 利勝〔花押〕

314 「家久公御譜中」

「正文在勘定所」

押前未進方ニ付知行被召上候直成之事、

三斗代より三斗五升代迄

一上地高壹石ニ付 代銀廿目〔充〕

二斗代より二斗五升代迄

一中地高壹斛ニ付 代銀十七匁ツ、

壹斗代より壹斗五升代迄

一下地高壹石ニ付 代銀十二匁ツ、

如右定知行被召上、永代返被給間敷候、可被指上時者、其所之喫衆より上中下之代成、其坪々ニをし札を被仕可被差出候、もし緩之儀於有之者、喫衆可爲曲事者也、
寛永七年八月四日

315 覺

一御分國中諸士知行物成之儀、平田狩野介殿・東郷藤兵衛尉殿を以被仰下候、爰〔本〕致談合候次第ニ指出し候

316

間、何とそ年内中ニ被相濟候様ニ與中江申渡候、巨細者別紙ニテ申候事、

一 ^(ア)上落之時、分限之衆高式千石与ニ^(ウ)候^(シ)テ自船之由、其許之衆被申候哉、其段談合申候事、

一 五百石取四人ニ而合式千石之自船、此人數四十人程之乗船、十二端之関船作立并加子雇賃、飯米迄ニ銀子四貫百目之入目之由候、高壺石ニ付式匁壹分八里之出銀ニ候、本出銀ニ相加へ、とても調間敷由、各被申候、御物之此中入來る物を御引合候而、御借銀返弁方江可被成との御談合ニ候間、先御借銀大形御なしよせなき内、知行方其外御扶持之御託申出間敷由、所被仰出也、
寛永七年八月七日

「家久公御譜中」

「正文在文庫」

以上

^(寛永五年八月)昨日十日之晝程、於西之御丸、豊嶋刑部殿爲何由も無御

317

坐候之処ニ、井上主計殿を 相國様御座近所にてつきころされ候間、當坐ニ被^(ウ)相^(有)合候、御小性衆さしちかへ候て被相果候、不慮之仕合にて三人如此ニ候、常之人にても無之、主計殿御果候故、俄大名小名御城へ被爲參候、黄門様も被成御參、景勝之前之大門を御乗物者不罷成、かちにて殊之外こみあひ候て、漸々 御城へ被成御入候、笑止成仕合絶言語候、遮而不及申儀候へ共、便宜之儀候間如此候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「寛永七年」

八月十一日

伊勢兵部少輔^(ウ)貞昌^(花押)

下野守 久元^(ウ)判^(花押)

喜入攝津守殿

人々御中

(本文書ハ編年ヲ誤タルナランカ)

「家久公御譜中」

中山國之樂童子、今茲四月十八日・同二十一日無故障奏

音樂備台覽、則逸興不少、甚愜高意、同年八月二十七日、將使城間親雲上及樂兒等還球國、於是家久贈書簡於琉王、述謝詞如左矣、

318 「正文在琉球國國司文庫」

余來絕書信鬱襟而已、抑去四月十八日・同廿一日、御兩大樹御成相濟、千喜萬悅幸甚々、然者其地之樂兒、兼日依申談無緩疎被仰付、存慮之外早速參着之故、御成之時分、於御前絲竹曲調之逸興、御快然不斜、因茲終日之御宴酒相達本懷者也、誠々御入魂之眞節不淺、今也樂兒之衆就歸邦傳一書札、右之謝詞不足、敢寸楮伸必以一使可申達、次雖爲輕薄、本朝方物數品祿別紙進入之、聊補寸意耳、恐惶不宣、

進献 中山王
〔朱力寺〕
〔寛永七年〕八月廿七日

中納言家久〔御判〕
◎〔花押〕

319 「正文在琉球國城間親雲上」

今度就御成、從琉陽樂兒五六輩因渡楫、被相添貴公之處、少人衆各無恙被相伴、匪啻到薩摩州、被陪闕東武州之江城之功、不可勝計也、公重王命、凌千山萬水、中途無怠意抽勞功、以速越着江城而不還、御成之時節、於大樹之御前被奏樂、玉座之佳興珍々重々、因茲黃

門公之大感、公之所得而能知也、然則嚮之所謂重王命不顧私情、故天亦感之、海無波濤之難、陸無山川之滯、恣指日而到江城矣、得斯天幸陪從御前者、實希世之名譽也、是知有信有德云々、誠哉斯言也、可尚可鑑、嗚呼予之日將迫西山、對席時々如約諾、不經年月而可期再會、千祥萬福、頓首不宣、

城間親雲上殿
扣下
〔朱力寺〕
〔寛永七年〕八月廿九日
貞昌〔御判〕
◎〔花押〕

320 「家久公御譜中」

同年九月十三日、明十四日 大樹於西丸有可賜点茶於家久之 鈞命、因森川宗俊・青山幸成・永井尚政・土井利

勝等傳 台命之奉書、列左方矣、

〔朱カキ〕
〔寛永七年〕 九月十四日

利勝判〔花押〕

321 「古御文書廿九卷中」家久公御譜中ニ在リ

明十四日之晝、於西丸御茶可給之間被仰出候之間、其御
心得候て可有御登城候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
〔寛永七年〕

九月十三日

森川出羽守 宗俊〔花押〕

青山大藏少輔 幸成〔花押〕

永井信濃守 尚政〔花押〕

土井大炊頭 利勝〔花押〕

薩摩中納言殿

人々御中

322 「古御文書廿九卷中」家久公御譜中ニ在リ

以上

尊書拜見仕候、隨而明日御登城之儀、必々被成御無用ニ、
御養生專ニ存候、御紙面之通具ニ可申上候、恐惶謹言、

323

覺

家久様
尊報

土井大炊頭

一 先年比志嶋宮内改易之脇、鎌田出雲守・桂大外記など
其外餘多、心持悪由聞入候得共、年來と申遮而道理不
叶候故、不致同心候事、

一 去々年御下向之時分も、彼人之儀ニ付、鹿兒嶋曆歴と六
七十人、野心之由候得共、所不可然故、不致同心候事、

一 ならし之事、不可然之由被申候へ共、同心不致候、

一 彼人、當所へ八拾人程、町へ方々江人をかへし被置、

鉄炮如何程にて候、只今迎も事を可被仕出様子ニ候よ

し、老中より被申上候得共、とう不致候つる事、

一 此外ミたりかハしき儀、無限候事、

一 かの方内衆三拾人程、諸外城之寺々ニくはられ候由、

其上四五人せひはい候よし聞付、おとろき候て、仁禮

藏人召寄、其衆召なをされ候事、

一上洛之時分、かちき攝津守・左近將監被相詰、藏人を

以、一か条之儀被申候へ共、必もれ候而可惡儀候よし、

被仰出候、御座所之た、ミ迄慥ニ覺候事、

一鎌田左京・敷根中務など、其外無餘儀曆と、心持惡儀

聞入候へ共、とうてん不致候事、

一奥右衛門と申者を、御家之忠人として、攝津守・左近將

監たのミニ被思、御蜜之儀被申聞、即あなたへ注進

申候、右奥右衛門申分にて、曆と餘多かすめられ候、

無心元候事、

一柏原より船にて被走之由申來、肝付方く諸地頭被遣、

ねしめ之國見之儀も、此方方持せ候て可然之由、被申

出、其通被仰出候処ニ、無正儀事ニ而候事、右之通候

つる故、同心不致候事、

已上

「寛永七年」

九月廿四日

324 『見玉利昌譜中』

寛永七年庚午、公如江戸、蓋利昌從正月三日發覺城、

三月九日至江戸、○九月、先是比志島宮内少輔國隆、以

父忠功拜國老職、爲人貪戾、動至害民、公乃數其罪、

謫國隆於保福寺、令自新焉、爲四年十月之事、居之未幾、反將作

亂、於是放于種子島、爲五年二月事、猶求與黨終不改節、故命殺

之、亦爲五年十二月事、至是二十四日、復白黨狀、十一月、遂命

國隆之子、削髮爲僧、時謫居屋久嶋、蓋皆利昌多出納焉、

325 「山川郷霧島御社再興棟札」

大檀那藤原朝臣家久公

地頭鎌田雲州老

于時寛永七年庚午 九月吉日

庄屋黒木主左衛門尉

願主正祝有馬右近祐純直

權祝子同名勝左衛門尉

大工楠四郎兵衛尉

鍛冶上野肥前助

326

「御文庫四拾九番箱中」

小工三人

昨日者尊書奉存候、夜入罷歸候故、御報延引仕、然者

御茶被進候儀忝思召之由、得其意存候、如御紙面昨日

上野介を始各被申上候、誠重々被爲入御念候段、弥可申

上候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「寛永七年」十月廿七日

利勝（花押）

土井大炊助

勝

家久様

「右在口裏」
尊酬

327

「家久公御譜中」

「正文在島津左衛門久道」

返ときくもし其方へおりく参候ら〇んとへと思ひ候、

おふくろへもこ、ろへ候て申度候、たん正とのへあ

328

「家久公御譜中」

ふきしんし候、よくこ、ろへ候へく候、又とかしく、

その、ちハ久しく申さず候、此使ゆふの事候てつかハし

候ま、一ふて申候、こ、元何たるかハる事なく候、其

方いつれもふしのよし、しうちやく申候、春もやかてた

るへく候ま、くたり可申候、ほと有ましく候、花の時

分にて候する間、おもしろく思ひ候へく候、此小袖然

くなく候へ共、をくり申候、よろつ又とかしく、

「朱カキ」
「寛永七年」十一月三日

中納言

たん正との

いゑ久

むもし

まいる

「在包紙」

猶とたん正とのへもこ、ろへ候て申度候、かりにの

ほりたくこそ候へ、くくく、

たん正との

むもし

まいる

いゑ久

翁主龜壽從初秋比病臥床褥、終不能起十月逝去、訃首至
則家久哀傷甚、因詠一首和歌、空供彭窓庵主之影前祈冥
福、其情見和歌及序文矣、

329

(本文書ハ三三一号文書ノ一部ト同文ニツキ省略ス)

330

「義久公御譜卷末」

女子

大守家久公簾中

元龜二年辛未四月廿六日誕生、

寛永七年庚午十月五日逝去、享年六十、法號持明彭窓

庵主興國寺殿、

331

「御自筆在較島宗仙」家久公御譜中ニハ正文在藤山慶右衛門トア

リッ

よしなきミつくきなから、さても此初秋のころより例な
らぬ御こゝちのよし、ちかき比に聞え、おほつかなくお

もひ、たひく人をして申侍りき、つてさへむなしく十
月五日をかきりとならせ給ふ、〔人〕^{〇ひと}しれぬ涙の床あつま
の空の旅衣、夜なく袖をぬらし、思ひをけたぬ夏むし
の、冬かれはて、とりへ野、けふりとときえしあさち原、
つゐの栖をとふ法の、うきもつらきもちきり〔さ〕^{〇さ}の、夢
かうつゝかとはかりに、其面かけはなき人の、別れの泪
玉しきの、臺くもらぬ月のかげ、心のヤミもかゝみ山、
名残あふみの雲かくれ、色もすかたもうつし繪に、むか
へハかなし御佛の、ちかひはもれし南無阿弥陀、ねかふ
はかりを手向にて、とりとめぬ心をたどり、一首をつら
ね侍る也、

追善

あたし世の雲かくれ行神無月

しくる、袖のいつはりもかな

十一月十日

中納言家久

おいままいる

おいままいる

いゑ久

地頭鎌田出雲守

「右御宛書のおいまたアルハ御召仕の老女ニテモ候哉、鯨島氏へ正文アルヲ以テ考フレハ、同氏ノ人、持明君ニ仕へシ由緒アルナラン、後考を俟ツ」

庄屋黒木種左衛門尉

願主正祝有馬右近祐純直

權祝子同名勝左衛門尉

大工楠四郎兵衛尉

鍛冶上野肥前助

小工三人

332

「家久公御譜中ニ在リ」

「口番箱中」

爲鷹野見廻、小袖三・道服二到來、悦入候、猶土井大炊

頭可述候也、謹言、

「朱カキ」
「寛永七年」十一月廿三日 秀忠〔判〕^{◎〔花押〕}

334

（本書ハ三三一号文書ト同文ニツキ省略ス）

薩摩

中納言殿

335

「家久公御譜中」

「正文在佐々木勘右衛門」

333

「山川郷由緒書留」

一奉造建諏方大明神御社一字、

右意趣者云々、大檀那藤原朝臣 家久公御息災延命、

武運長久云々、

寛永七年 庚午 霜月吉日

寛永七年霜月廿七日

懷舊

倭漢聯句

月雪は跡とふ法のひかり哉

感舊傍寒梅

家久

貞昌

軒端ふく風ハ去年の音にして
 ねくらにさはく春のとりく
 帶霞山向暮
 迎暖景生臺
 唱咽調流水
 入江はなれてふねぞ漕ゆく
 天晴横鴈陣
 田面にかよふ秋風のすゑ
 かつくも柳の下葉うち散て
 人氣まねなる露の古みち
 月耳老餘夏
 袖に落そふなみたいく度
 更にたゝやむとしもなき物思ひ
 恨深顔不哂
 過讒身退屈
 金徳意行表
 ゆたかなる世やすゑくもしたふらん

久元
 久充
 久通
 政統
 爲足
 祐昌
 家久
 安心
 元綱
 爲善
 祐昌
 爲足
 政統
 久通
 爲足
 祐昌

撫琴弄酒盃
 永日をなかくめくらせる花の下
 春避凡心埃
 遠きその佛の別哀しれ
 野守の道をゆきかへる袖
 久かたの空にや月の更ぬらん
 窓冷覺秋來
 梧葉隨風戰
 むかへるかたのやま高き陰
 峰頭雲似蓋
 はるゝもやかて雨そもよほす
 鳩聲聞遠近
 はやしの竹のおくふかきかた
 可貴賢栖處
 岩ほつたひのみちかすかなり
 愛楓閑駐輿
 對菊幾傾囀

爲善
 元綱
 貞昌
 家久
 久充
 政統
 久元
 久通
 祐昌
 爲足
 家久
 爲善
 元綱
 貞昌
 久元
 政統
 久通

仙人の秋をいかにとおもひやり

久充

ひかりほのめく草ふきのうち

家久

待月屢徘徊

爲足

所くあきの螢のかけみえて

久充

誰か跡と詠め捨たる蓬生に

家久

露にしなひて竹のむらく

久元

松風牆外廻

爲善

野を遠ミ霧ハけ衣ぬれ増り

元綱

みしゆめもあへすうつゝに成けらし

祐昌

たままつりする里のかたく

家久

枕邊涙易催

貞昌

臨風添涙月

爲善

巻かへす文のことはいかはかり

久元

賞水慰心隈

貞昌

思郷腸欲摧

政統

杖被留魚躍

爲足

わひしさはいと、ましらの聲にして

元綱

親につかふる道そたゝしき

祐昌

かたやま涯の暮かゝる比

久充

賢きを學ふるすゑのまつりごと

家久

乘興遅歸去

久通

聖則棟梁材

爲善

詠詩頻轉回

爲足

罷釣忽徴呂

久通

春ふかみあたし梢の花散て

家久

褰衣均舞萊

貞昌

霞のうちにかねそ首する

元綱

あひおもふ友とちも又あつまりて

久元

報本清明祭

爲足

月にむかしそかたり出たる

久充

追蹤端午該

久通

ひらきぬるさうしになかき夜も更ぬ

祐昌

檐苜搖晚吹

貞昌

露のまもなき宮つかへ人

家久

借戚秦亭侈

爲善

手に馴にたるあふきをく比

久元

偃武漢皇恢

爲足

あかなくも旅の名残のいかはかり

家久

從令軍將袒

貞昌

歸程夢裡纏

爲足

懷仁民可徠

爲善

たのめてもあたなるハた、うしつらし

元綱

はかりことめくらすこゝろあさからて

元綱

いかけなきをはなにおもふらん

久充

争半困碁陪

政統

えらひをく其しなくの大和歌

久元

花砌品遊戯

貞昌

昔日慕奇才

久通

霞にもる、いと竹の聲

家久

深隠常支枕

政統

春尚驪山樂

久通

なきをかそへて涕もろなり

元綱

棧群蜀道猜

貞昌

花唯同歳と

爲足

杜鵬加客恨

爲善

咲みたれたるつ、しやまふき

家久

雨やとりするけふのつれく

元綱

春雨の露をきこほす比なれや

祐昌

待になを都のつてのうとかれや

久充

簾捲影堂璫

貞昌

へたゝる中の盟りはかなや

祐昌

家久十三句

祐昌八 貞昌十三 爲善十

惱我御溝葉

貞昌

久元九

元綱十 久充九 安心一 久通九

遺孫令月槐

政統

政統八

爲足十

得秋涼滿閣

爲善

覺

一琉球〔江〕之御使川上又左衛門尉・菱刈伴右衛門尉へ被

仰付之由〔關字〕 御意候付、可相付人數之儀、其元ニ而可

有談合事、

一琉球へ可被遣銀子、京都ニ〔而〕可成程可被致才覚由申

上候事、

一先書ニ申候相模守殿へ可有談合事、

一帖佐弥左衛門尉知行可被召上事、

一比志島宮内少嫡子之儀、於屋久嶋可被成出家由、被

仰出候事、

一此中内之者無之候而、懷木水を取食を被焼由承及候間、

命を被助置からは、無余儀子孫之儀ニ候間、ちと其御

心得候ハてハと存、種子島ニ〔而〕宮内少被仕候女老人

男二人罷居候、是を屋久島へ被遣、被付置候而ハ如何

可有之哉と、申上候へハ、一段尤之儀候由 御意候間、

早く種子島へ被仰遣候而、右三人可被相付事、

一息女之儀者、吉利下総守へ可被預由、御意候間、其段

被仰渡、可然便宜ニ、屋久島より被呼越候て、総州へ

被渡尤候事、

以上

「カキ入也」十一月廿八日

「此正文、御文庫拾七番箱廿三卷中ニアリ、誤ナシ」

「家久公御譜中ニ在リ」

337 一御成御時分之事、

一御廣間并御成書院出來可申時分之事、

一御數寄屋御くさりの間・御數寄屋之御料理之間并御年

寄衆祇候之間之事、

一道句別而入情申候事、

一加賀之筑州江御成之様子之事、

一去年御拝領之新屋敷御普請之事、

一御上落御時分之事、

一御成ニ付御進上之御太刀之事、

但三振り、此内一振者白太刀名作物、黄門様御進上、

二振者御兄弟様御進上、此内一振者銘之物、一振者銘無御座候得共不苦候、

一御進上之御腰物・同御脇差可爲名物事、

一右御太刀・御腰物誘之儀、御太刀ハ正阿弥江可申渡候、

御腰物ハ後藤江はやく此方ニ而内談仕候事、

一御腰物・御太刀定り候儀、本阿弥江御尋候てハ、相濟中間敷候間、御心あての御道具、餘多通早と御遣候ハ、内談可仕候、御油断有間敷事、

一舞臺江鳥目被積并猿樂衆江被遣小袖、廣蓋にてかよはされ候衆三十人も餘儀、功者之衆可然御座候間、攝州申談内に書立申候条、此分可然思召候ハ、被仰出、ちさ刀等之誘見苦敷無之様、連く可被仰付候、公方様御前ニ而之しよさの事ニ候間、能く被入念候様可被仰渡候段、上古ちさ刀之とり革、琴之緒本にて御座候、革ニ而卷たるハ略儀ニ而候、のしつけなしにていたし候事ハ、無勿躰事ニ而候事、

一御馬被爲牽候人躰、亭主之御親類衆之御役と、旧記ニ

御座候、内ニ可被仰渡候哉之事、是もむかしと、うらうちに大口にて被牽候、今度者如何可有御座哉之事、
一三好筑前守殿江御城之記ニ、三好日向守(兼打)うらうち大口にて馬を被牽たると御座候、三好日向守ハ筑州いとこのよし傳承候事、

一舞臺江小袖鳥目かよはされ候衆、爲御心得三好殿時との書立少ニ仕候事、松永彈正・三好日向守・三好下野・三好弓助・三好帶刀、

一昔之御成ニ者、御前之御手長も、亭主方之無餘儀歴と之衆、爲被仕と、旧記ニ相見得申候へ共、御當代ニ者、左様之沙汰無之由、相聞得申候、自然入申候ハ、追而可申上候事、

一上様江御礼被申上候衆、今度加賀之筑州御成りニ者、三拾人ほと御座候、御國江者、夫ほと御礼可申被上衆有之間敷与存候、是も攝州談合申、大形書立申候事、
一御進上之馬者、御國之御馬見事ニさへ御座候て一段可然候、必他國之馬にて無之候共、結句御國ニ馬成合可

申と奉存候事、

一三福壹對之繪之事、

付今度筑州之御成ニハ、廣間之上壇之上壇之御床ニ者
三福壹對、中ハ仙人、左ハ龍、右ハ羆ニて御座候、仍
之三幅一對も餘多、又文字之三福壹對も餘多通可被成
御上候事、

一自然琉球江當年船參候ハ、能手之巻物ニ三百端・銀、

御進上物用意可有之事、

一白糸二拾丸程、同者琉球口より參糸能御座候間、御成

御進上物ニ、可被成御用意候事、

一紅糸五百斤程、右同前可被成御用意候事、

一まな板之寸法、先日書落申候、長さ三尺壹寸八分、廣
さ壹尺七寸貳分、厚さ貳寸、足之高さ二寸八分、足之
付様きりめヨリ内ニ壹寸八分入へし、平よりうちへ八
分入て付るへし、

已上

五月五日

今度御成ニ付、事と敷御借銀候付、諸侍之出物年を重
而可仕候、勿論

一十石取より上之女房衆も、唐物・金糸入・直高キ衣裳、
可爲停止事、

一御留守中諸事御奉公方、各可被爲心掛事、付相應之儀
侘有間敷事、

寛永七年十二月朔日

338 定

一年頭に人々の女房衆、御内方江可被罷出時者、瓶子一

双目籠可爲如例、其外者可爲停止事、

一下と、年頭相互之禮物停止之事、

付連とも可爲同前之事、

一振舞、兼日、如御定ニ汁二菜并引菜重箱三ツ、酒三篇

たるへき事、

一兼日、如御定、諸士高式千石取より下之衆ハ、木綿ぬ

のこ可爲着用事、

一高千石取より下之女房衆ハ木綿ぬのこ、千石取より上之女房衆者小袖可爲着用、但縫箔などの衣裳停止たるへき事、

一同千石取より上之女房衆も、唐物・金糸入・直高キ衣裳可爲停止事、

一御留守中、諸事御奉公方各可被爲心掛事、付相應之儀侘有間敷事、

寛永七年十二月朔日

339 「家久公御譜中」

同年十二月五日、大樹家光公、以鷹鶴賜家久、此時上使姓名雖傳失、以所編左之酒井忠世書簡、爲其證矣、

340 「古御文書廿九卷中」

猶以十日朝被召寄候儀、過分至極ニ候、必致祇候可申上候、以上、

今朝者御尋被成之由忝奉存候、安對馬所へ參、不得御意迷惑仕候、昨日御鷹之羈被成御拜領、御満足ニ被思召候

旨、則御鷹場へ申遣候、何様以參上可申上候条不能詳候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「寛永七年」十二月六日

忠世〔判〕
〔花押〕

「朱カキ」
「口裏ニアリ」

松平薩广守様

人々御中

忠世

酒井雅樂頭

「家久公御譜中ニ在リ」

341 「國分宮内澤氏藏」

正宮武内四所之宮にしのちやう御修理之入目之

一 「五ヶ条内書略ス」

右之物數大工主膳正殿へ可被成御渡候、已上、

寛永七年十二月拾三日 沢永澄判

宗代坊

桑幡左馬佑殿

まいる

「御文庫拾七番箱廿三卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

一書申入候、然者如御存我等子共無之候ニ付、去年於此方、おたつへ御誕生候御子様を、申請度旨、黃門様へ奉得御内意候処、一段可然思召候由、則被 仰出候間、如其落着満足仕候、誠憚多次第二御座候へ共、御子様達方へ大勢被成御座候、向後者御知行共殊外入可申候条、御末之 御子様達者、ちと知行之高も有之衆之内、子共なき方へ者、如此無之候而者、又三郎様御知行過分ニへり可申与内々存候つる、殊はや伊集院遠州・根占殿家之儀も御子様之うちより御相續之儀ニ候、遠州者雖少身候、御一家之事候、根占殿者他家ニ候へ共、右之仕合候間、彼是以見合申候而致言上候、此等之旨早く可申入処、何角押移延引候、一段之能御子ニ而御座候、大悅之躰可被成御推量候、猶委細者福屋五郎兵衛尉殿へ申達候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「寛永七年」

極月十九日

伊勢兵部少輔◎(花押)
貞昌判

喜入攝州様

川上式部太輔様
人々御中

喜入攝津守様

川上式部太輔様

まいる

貞昌

伊勢兵部少輔

「兵部少殿御養子御定り之狀、福屋五郎兵衛殿被持下候、未二月十五日」

「寛永八年ノ末ニ當レハ七年極月ナリ」

「光久公御譜中」

「正文在文庫」

上卿 徳大寺中納言

寛永七年十二月廿三日

宣旨

源光久

宜任薩摩守

藏人右中辨藤原共綱奉

口 宣案

344 「正文在文庫」

從五位下源朝臣光久

正三位行權中納言藤原朝臣公信

〔宜〕、奉 勅、件人

宜令任薩摩守者、

寬永七年十二月廿三日掃部頭^{○兼}大外記造酒正中原朝臣

師生奉

345 「正文在文庫」

上卿 德大寺中納言

寬永七年十二月廿三日 宣旨

源光久

宜叙從五位下

藏人右中辨藤原共綱奉

口 宣案

346 「正文在文庫」

源朝臣光久

右可從五位下

中務、恪勤而行信、明智而守貞、^{「朱イシ也」}克有奇謀、益勵忠讜、

宜授采爵、以申褒章、可依前件、主者施行、

寬永七年十二月廿三日

無品中務卿智忠親王宣

正四位下行中務大輔臣小槻宿称孝亮奉

中務少輔從五位上臣藤原朝臣宣陸行

正二位行權大納言臣 資勝

正二位行權大納言臣 光廣

正二位行權大納言臣 公益

正二位行權大納言^{○太}臣 實有

正二位行權大納言臣 季繼

正二位行權大納言臣 宣衡

從二位行權大納言臣 通村

從二位行權大納言臣 實秀

從二位行權大納言兼左近衛大將臣 教平

從二位行權大納言兼右近衛大將臣 忠象

從二位行權中納言臣 實頭

從二位行權中納言臣 共房

從二位行權中納言臣 兼賢

從二位行權中納言兼陸奥出羽守按察使臣 業光

從二位行權中納言臣 定好

從二位行權中納言臣 實晴

正三位行權中納言臣 雅宣

正三位行權中納言臣 公信

權中納言從三位臣 光賢

權中納言從三位臣通前等言

制書如右、請奉

制、附外施行、謹言、

寬永七年十二月廿三日

制可

月日辰時正四位下行掃部頭兼大外記造酒正中原朝臣師生

右中辨共綱

攝政從一位行左大臣朝臣

右大臣正二位朝臣

內大臣正二位朝臣

二品行兵部卿貞清親王

從四位下行兵部大輔定逸

正四位上行右大辨經廣

告從五位下源光久奉

制書如右、符到奉行、

兵部少輔關

大錄

少錄

少錄

寬永七年十二月廿三日

「家久公御譜中」

「正文在島津圖書久見」

覚

一其許脇ニかまひなく申人在之候哉承度候、別其許にて

談合候筋、于今無相替候哉、是又承度候事、

一老中衆遠慮かましき儀共にて有之と存候、巨細者兩人
へ申下候事、

一鹿兒嶋之衆氣任ニ在之由聞得候、安藝守屋敷内・下野
守屋敷内・彈正屋敷内へ落書をかき、石ニくひり付な
け入候、役ニ不立儀にてハ候へ共、早竟者氣任故かと
存候事、

一役人衆、藏奉行・山奉行・普請奉行・御厩奉行・船奉
行・殿役奉行、此衆へ被相尋、去年之如談合、相調候
哉、被聞候て可被申遣候、若又役人衆も身構はかりに
て致用捨、大形之躰ニもてなし候人有之候哉、承度候
事、

一家老衆へもかまひなくいたす人、役人之内ニも在之候

哉、此比者用捨かちニ候と、相聞得候事、

以上

「朱力キ」
「寛永七年」午十二月廿九日